

## 第2期倉吉市中心市街地活性化基本計画

令和2年4月

令和2年3月30日認定

倉吉市



# 目次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	
（1）地域の概況	1
（2）地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析	6
（3）地域住民のニーズ等の把握・分析	20
（4）これまでの中心市街地活性化に対する取組の検証	23
（5）中心市街地活性化の課題	30
（6）中心市街地活性化の方針（基本的方向性）	31
2. 中心市街地の位置及び区域	
〔1〕位置	32
〔2〕区域	33
〔3〕中心市街地に適合していることの説明	34
3. 中心市街地の活性化の目標	
（1）中心市街地の基本テーマ	50
（2）中心市街地活性化の目標と取組みの方向性	50
（3）目標指標と数値	53
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に 供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	
〔1〕市街地の整備改善の必要性	66
〔2〕具体的事業の内容	66
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	
〔1〕都市福利施設を整備の必要性	70
〔2〕具体的事業の内容	70
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の 供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための 事業等に関する事項	
〔1〕街なか居住の推進の必要性	73
〔2〕具体的事業の内容	73

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	
[1] 経済活力の向上の必要性 .....	76
[2] 具体的事業の内容 .....	76
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の増進の必要性 .....	89
[2] 具体的事業の内容 .....	89
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	
[1] 市町村の推進体制の整備等 .....	92
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項 .....	97
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等 .....	106
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	
[1] 都市機能の集積の促進の考え方 .....	108
[2] 都市計画手法の活用 .....	111
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等 .....	112
[4] 都市機能の集積のための事業等 .....	114
11. その他中心市街地の活性化に資する事項	
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項 .....	115
[2] 都市計画との調和等 .....	115
[3] その他の事項 .....	116
12. 認定基準に適合していることの説明 .....	117

○ 基本計画の名称

倉吉市中心市街地活性化基本計画

○ 作成主体

鳥取県倉吉市

○ 計画期間

令和2年4月～令和7年3月（計画期間5年0箇月）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

(1) 地域の概況

1) 倉吉市の概要

○位置、地勢及び気候

倉吉市は鳥取県のほぼ中央に位置し、県庁所在地の鳥取市までは東に約41km、県西部の中心都市米子市までは西に約53kmの距離にあり、北は北栄町と湯梨浜町、東は三朝町、西は琴浦町と江府町、南は岡山県真庭市にそれぞれ接している。

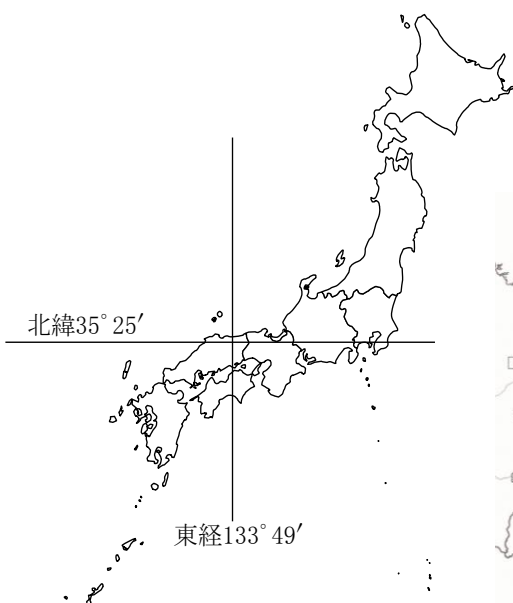
市域の総面積は272.06km<sup>2</sup>、人口は47,199人（平成31年1月住民基本台帳）であり、鳥取県で3番目の規模の都市となっている。

隣接する三朝町の津黒山を源とし、県下三大河川の1つである天神川が市北東部を南北に、日本四名山の1つである大山の東山麓を源とする小鴨川が市南西部から北東部にかけて流下しているほか、市北東部にはこれらの河川に沿うように市街地が帯状に連なっている。

倉吉市の気候は年平均約14.9℃、年間降水量約2,176mmであり、全体的に雨も積雪量も少なく、四季を通じて過ごしやすい温暖な気候となっている。

市役所の位置(葵町 722番地)

東経133°49′ 北緯35°25′ 海拔24.8m



## ○倉吉市の歴史及び沿革

倉吉は、今から約 1300 年前の律令時代に伯耆国の国府（国ごとに置かれた役所）が置かれ、室町時代には伯耆守護の山名氏の拠点が置かれるなど、現在の鳥取県の中・西部の政治・経済・文化の中心的な位置を占めていた。

室町時代の後期における地元の国人南条氏による支配の後、関ヶ原の戦いを経て、米子藩の中村氏の所領となったが、中村氏の改易により天領となり、その後、安房里見氏が安房館山藩から移されたが、すぐに鳥取藩の池田氏による支配となり、以降、鳥取藩の家老によって治められた。

その後、明治維新を経て、明治 22 年に町村制が施行され久米郡倉吉町が発足し、数度の町村合併の後、昭和 28 年に倉吉市制となり、平成 17 年には東伯郡関金町を編入合併し、現在の倉吉市に至っている。

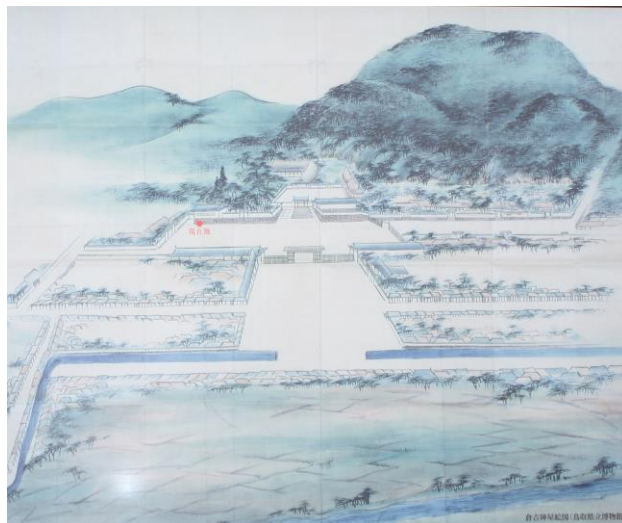
倉吉市は古くから農業が盛んに行われ、現在では主要なものとして、米、キャベツ、メロン、スイカ、二十世紀梨などが生産されている一方で、商工業の面では古くは、木綿や「稲扱千歯」（いなこきせんば）の生産で有名であり、近代以降は、養蚕業に伴う製糸業など繊維産業が盛んで、現在では、主に食品製造業、電気機械器具製造業、電子部品製造業などの産業が立地し、製造業が主な産業となっている。

また、観光業においては、倉吉市は市内の「日本の名湯 100 選」に選定されている関金温泉と周辺の「三朝・はわい・東郷」の 4 つの温泉地の玄関口として重要な位置を占めている以外に、美しい日本の歴史風土 100 選に選ばれた伯耆国の国庁跡、国分寺跡、陣屋町、倉吉の街並みがあり、中でも、「重要伝統的建造物群保存地区」や、酒と醤油の香るスポットとして「かおり風景 100 選」に認定されている白壁土蔵群・赤瓦周辺の街並みのほか、「森林浴の森日本 100 選」「日本の都市公園 100 選」「さくら名所 100 選」に選定された打吹山・打吹公園など、地域の魅力を活かした観光資源が豊富に存在している。また、鳥取県の名産である二十世紀梨のテーマパークである「鳥取二十世紀梨記念館」を含む交流拠点として「倉吉パークスクエア」が存在しており、倉吉市では、これらの豊富な観光資源を活かすために各観光スポットと温泉地を広域連携させる「とっとり梨の花温泉郷」の取組みなどを通じて、まち全体の活性化を図ることを目指している。

### 【伯耆国の国府跡】



### 【倉吉陣屋絵図】





## 2) 中心市街地の概要

### ○中心市街地の歴史及び沿革

倉吉市は鳥取県中部の中心都市として古くから発展してきた。まちの歴史は中世に山名氏が城下町を築いたところに始まり、室町時代の後期、地元の国人南条氏によって本格的な城下町が形成され、江戸時代は池田藩の家老の陣屋町として明治維新まで職人、商人の町として発展し、鳥取県中部の中心的なまちとして形成された。

時代は下って明治 36 年に山陰線として上井地区に倉吉駅が、さらに、大正元年に倉吉線として打吹地区に打吹駅が開業し、現在の打吹地区と駅周辺地区は、倉吉の拠点として発展した（昭和の終わりに倉吉線は廃止されたが、路線バスにより補完されている）。

交通の拠点としての駅が整備されたことに伴い、その後、駅を中心に市街地が急速に拡大し、大規模なショッピングセンターの開設や病院の立地など、都市機能の立地も進んだ。

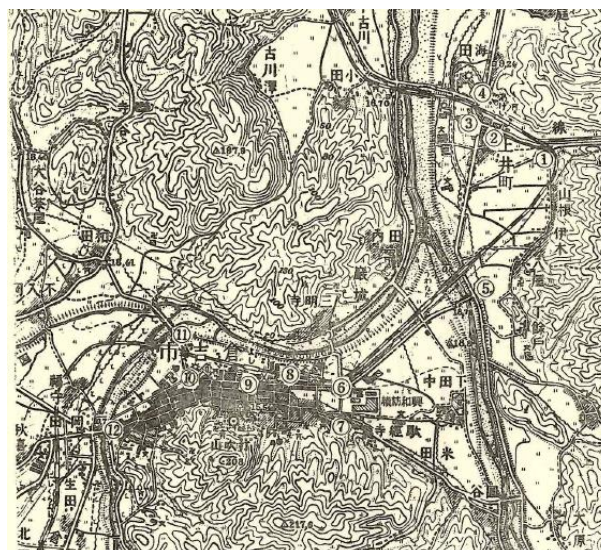
こうして、倉吉市では、歴史的なまちとしての打吹地区と交通利便性の高い駅周辺地区を中心とした都市の構造が形成された。

中心市街地には、倉吉市役所をはじめとし、鳥取県中部総合事務所や国の合同庁舎等の行政施設や、JR 倉吉駅とそれに複合した行政施設のほか、博物館や資料館等の歴史・文化施設、打吹山を中心とした緑の公共空間、打吹公園に立地する陸上競技場や武道館、野球場等の多様な都市機能が集積している。

【伯耆国倉吉侍屋敷町屋之図】



【交通状態観測地点：倉吉市誌】



### ○中心市街地の歴史的・文化的資源

#### 【白壁土蔵群】

玉川沿いに並ぶ白壁土蔵群は、江戸・明治期に建てられたものが多く、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

玉川に架けられた石橋や、赤瓦に白い漆喰壁の落ちついた風情のある街並みとなっている。老舗の造り酒屋、醤油屋のお店や蔵から香りが漂うことから「かおり風景 100 選」に選定されている。



### 【やばせあらい八橋往来】

八橋往来は、伯耆国の中心であった倉吉と八橋（琴浦町）を結ぶ奈良時代からの街道。

その昔、伊能忠敬もこの街道を歩いて測量を行った。国の登録有形文化財などが随所に立ち並ぶ。

### 【うつぶき打吹山】

天女伝説に由来する名前を持つこの山は、倉吉市民の心のよりどころであり、「森林浴の森 100 選」にも選ばれた全体が原生林に覆われた自然の宝庫である山である。

近年では、トレッキングコースとしての利用もあり、新たな活用もなされてきている。

### 【打吹公園】

打吹公園は、皇太子嘉仁親王皇太子（後の大正天皇）が、山陰行啓されることから、造園された公園である。多種多様な桜やツツジは見事で、園内には大正天皇ゆかりの飛龍閣や小動物もおり、「さくらの名所 100 選」、「日本都市公園 100 選」に選定されている。

園内の飛龍閣は、明治 37 年に建築され、明治 40 年に皇太子嘉仁親王皇太子の宿舎として使用され、平成 8 年に鳥取県民の建物 100 選に選定、平成 23 年には国登録有形文化財に指定されている。

### 【倉吉パークスクエア】

倉吉パークスクエアは、平成 13 年に人と文化の情報交流拠点として興和紡績倉吉工場跡地に整備された。文化・観光・娯楽などの施設で構成されており、多くの人で賑わう交流ゾーンとして市民に親しまれている。この施設には、倉吉未来中心（コンベンションホール）、交流プラザ、ふれあい広場、歴史公園、飲食物販施設、屋外遊具、温水プール、鳥取二十世紀梨記念館等がある。

### 【倉吉博物館】

倉吉博物館は、昭和 49 年に開館。倉吉市のシンボルである打吹山のふもと、打吹公園椿の平（つばきのなる）の東端にあり、周囲はツバキ、サクラ、スダシイなどの豊かな緑に囲まれている。展示室は美術部門と歴史部門からなり、前田寛治、菅橋彦をはじめ郷土にゆかりのある洋画家、日本画家の作品を展示している。





### 【倉吉歴史民俗資料館】

倉吉歴史民俗資料館は昭和 57 年、倉吉博物館の南側山手に建設され、開館した。当資料館は、民俗資料を研究・保存・展示すると共に、埋蔵文化財発掘調査によって出土した考古資料を研究・整理する埋蔵文化財センターとしての機能をもっている。



### 【緑の彫刻プロムナード】

昭和 60 年 3 月に廃止された国鉄倉吉線の跡地を残したいという構想から整備された。この緑の彫刻プロムナードには、日本を代表する彫刻家の作品が多数設置され、1.8km の野外美術館としての役割を担う散歩道として、位置付けられている。



### 【エキパル倉吉】

エキパル倉吉は、倉吉市の新たな交流拠点として平成 23 年に完成した JR 倉吉駅と複合された行政施設である。多目的ホールや交流ホール、物産館である「くらよし駅ヨコプラザ」、行政サービスコーナー、観光案内所等施設が設置されている。



### 【赤瓦一号館】

「赤瓦一号館」は大正時代に建てられた醤油の仕込み蔵を改装した赤瓦のシンボル施設であり、天井の梁と東柱を格子状に組み合わせた五重構造の小屋組が見応えがあり、地元の文化に触れることができる。



### 【市役所本庁舎】

倉吉市役所本庁舎は昭和 31 年建設の RC 造 3 階建てで、丹下健三の設計である。ロ字型平面の本舎に平屋建の議会堂が接続する。水平線を強調した外観、ピロティや中庭の吹き抜けの採用など、丹下健三の初期の庁舎建築の特徴をよく示している。平成 19 年 7 月に国登録有形文化財として登録された。



### 【史跡大御堂廃寺跡】

史跡大御堂廃寺跡は倉吉市街地に立地する山陰地方を代表する最も古く、最大級の初期寺院跡である。現時点では、中心市街地の緑地空間として利用されており、隣接するラグビー場に県立美術館の建設が予定されている。

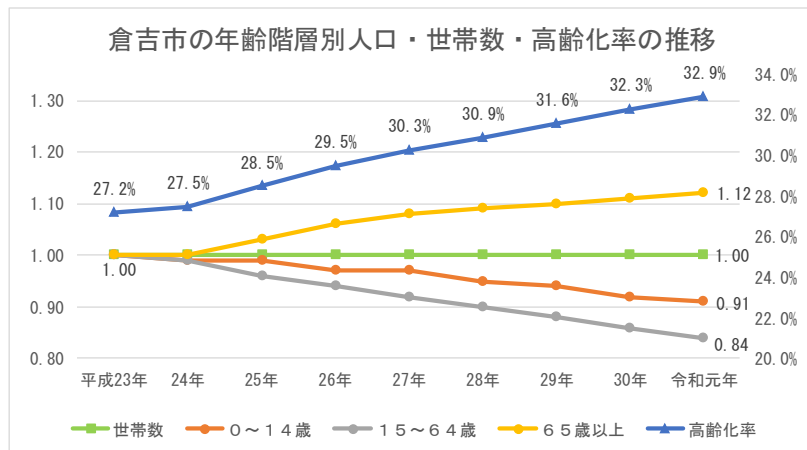
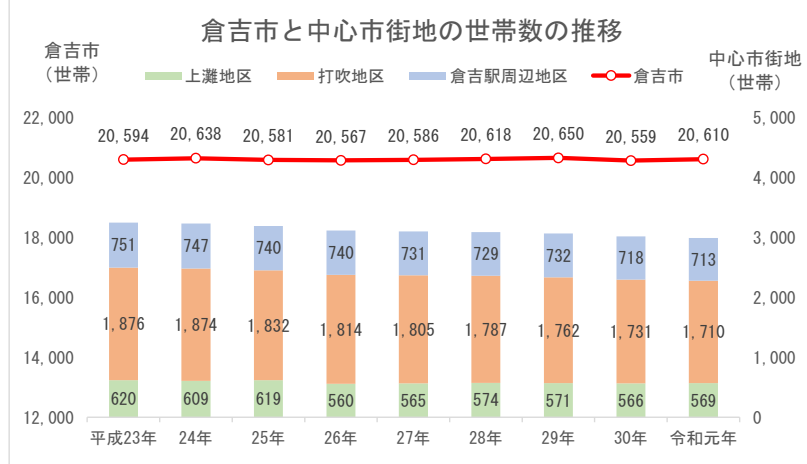
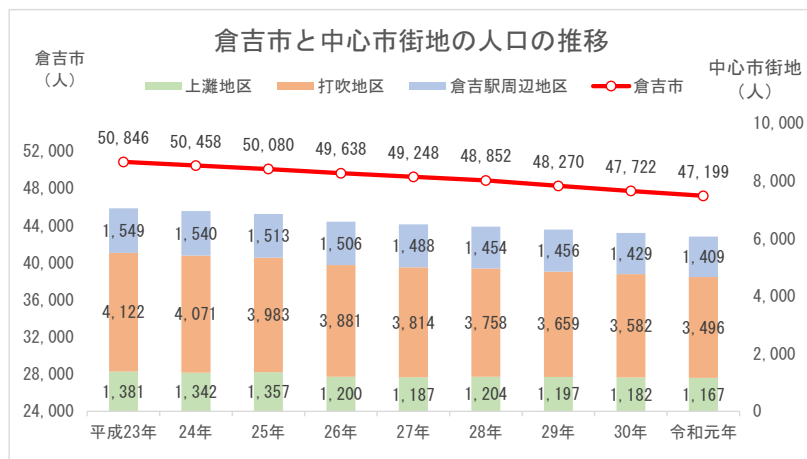


## (2) 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

### 1) 人口および世帯の動向

市の総人口は、平成23年から右肩下がり減少しており、令和元年の総人口は、平成23年の93%にあたる約47,200人となっている。中心市街地の総人口も同様に減少傾向となっており、令和元年の総人口は平成23年の約86%にあたる約6,000人で、減少傾向が強くなっている。一方、世帯数は、市では微増傾向にあるが、中心市街地では減少傾向にあることから、中心市街地外へ人口、世帯数が流出していると考えられる。

年齢区分別人口推移をみると、年少人口、生産年齢人口はいずれも右肩下がり低下している一方で、高齢人口は増加しており、高齢化率は約10年で6%近くも増加している。



出典：住民基本台帳（各年1月）

## ○人口の流入・流出状況

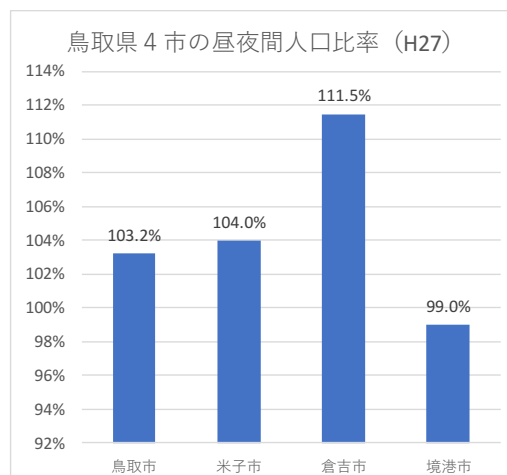
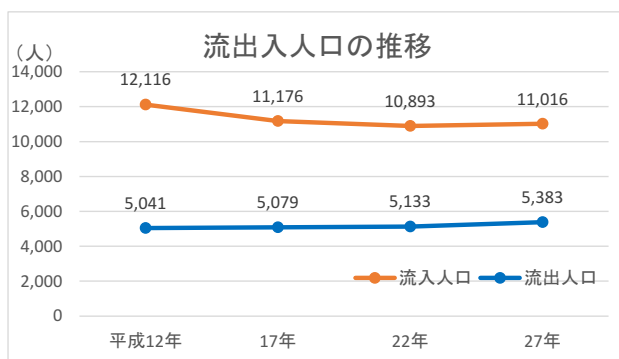
平成12年からの推移をみると、平成17年をピークに夜間人口、昼間人口ともに減少傾向にある。

流入人口の減少傾向に比べて流出人口の増加傾向が強く、昼夜間人口比率の推移をみても微減傾向にあることから、就業者・通学者の流入人口が減少している。一方で、倉吉市の昼夜間人口比率は鳥取県の他都市に比べて高くなっており、県内では就業者・通学者を多く抱える都市となっている。

### 【昼夜間人口比率】

区分	夜間人口 (人)	流出人口 (人)	昼間人口 (人)	流入人口 (人)	昼夜間 人口比率
平成12年	49,681	5,041	56,756	12,116	114.2%
17年	52,579	5,079	58,676	11,176	111.6%
22年	50,720	5,133	56,480	10,893	111.4%
27年	49,044	5,383	54,677	11,016	111.5%

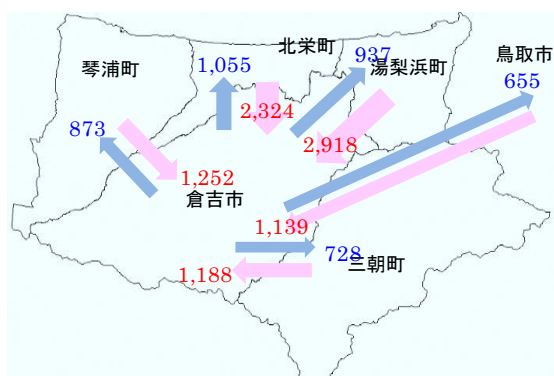
注釈：昼夜間人口比率＝（昼間人口／常住人口）×100



出典：国勢調査

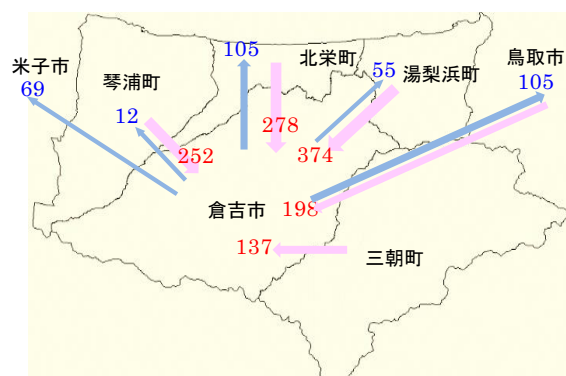
### 【通勤・通学の状況】

#### ■15歳以上の就業者数（第5位まで）



倉吉市への就業者数9,583人  
倉吉市から市外への就業者数4,951人

#### ■15歳未満を含む通学者数（第5位まで）



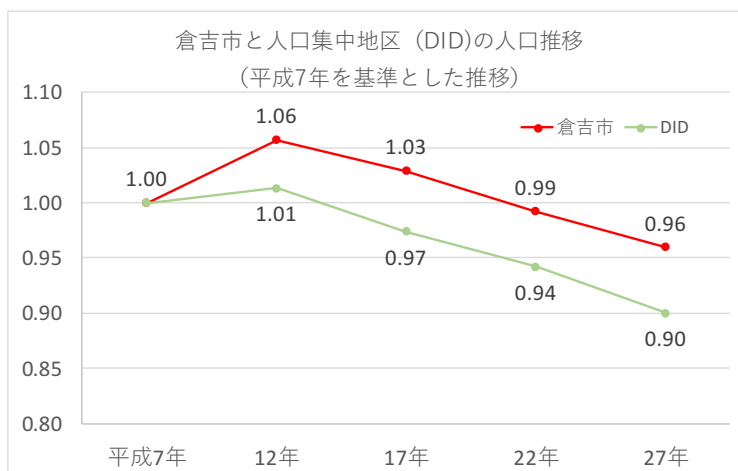
倉吉市への通学者数1,433人  
倉吉市から市外への通学者数432人

出典：平成27年国勢調査（単位：人）

## ○人口集中地区の状況

平成7年からの推移をみると、人口集中地区の面積及び人口は平成12年をピークに右肩下がりに減少している。

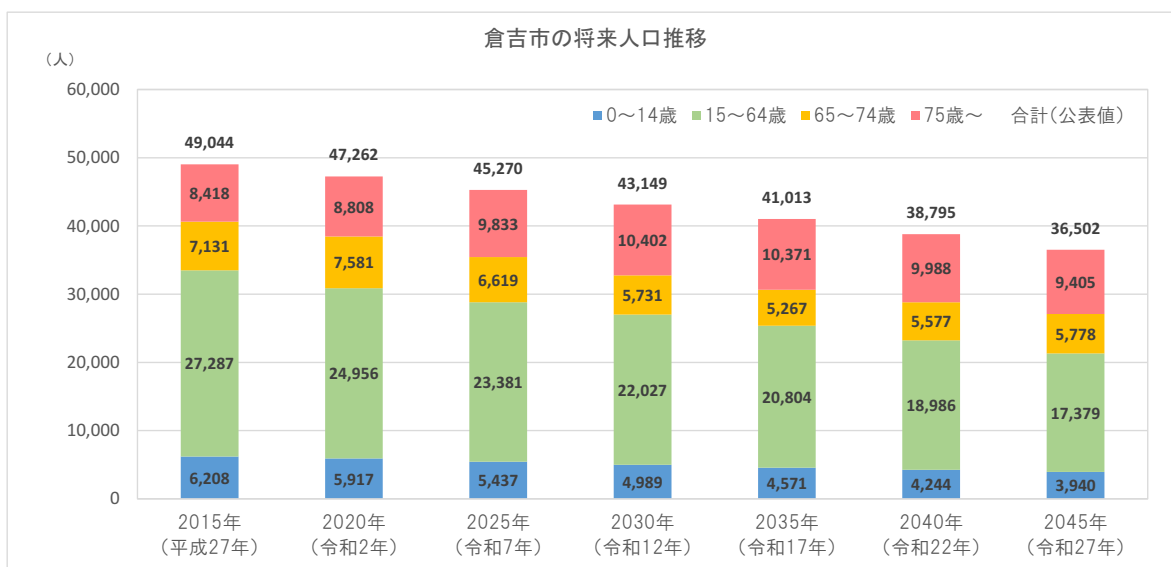
区分	倉吉市	人口集中地区 (DID)	
	人口 (人)	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )
平成7年	51,107	19,187	5.40
12年	54,027	19,441	5.95
17年	52,592	18,682	5.86
22年	50,720	18,076	5.71
27年	49,044	17,269	5.70



出典：各年国勢調査

## ○人口推計

倉吉市の将来人口は右肩下がりに減少すると推計される。年齢区別にみると、年少人口、生産年齢人口は右肩下がりに減少し、65歳以上の老年人口は、65～74歳は2020年をピークに減少し、75歳以上の老年人口は2030年まで増加の傾向にあると推計される。



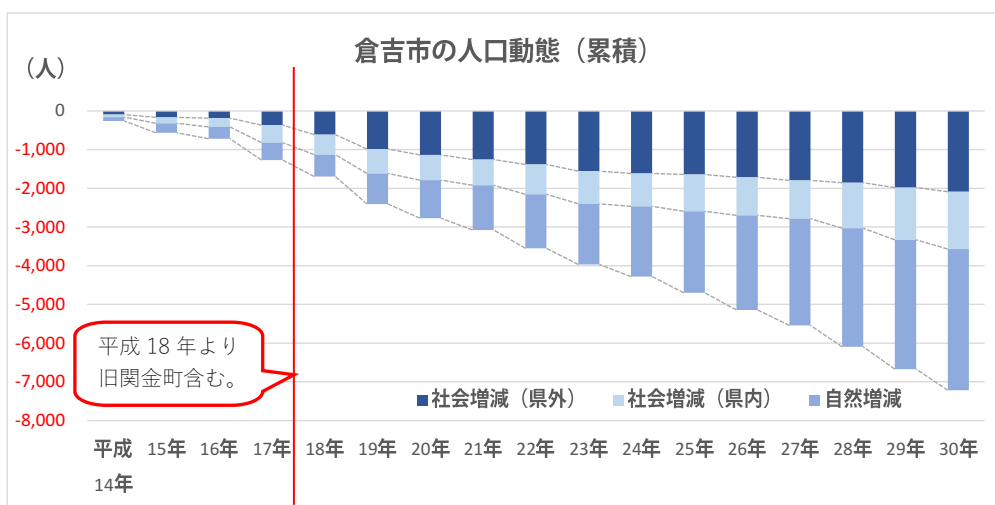
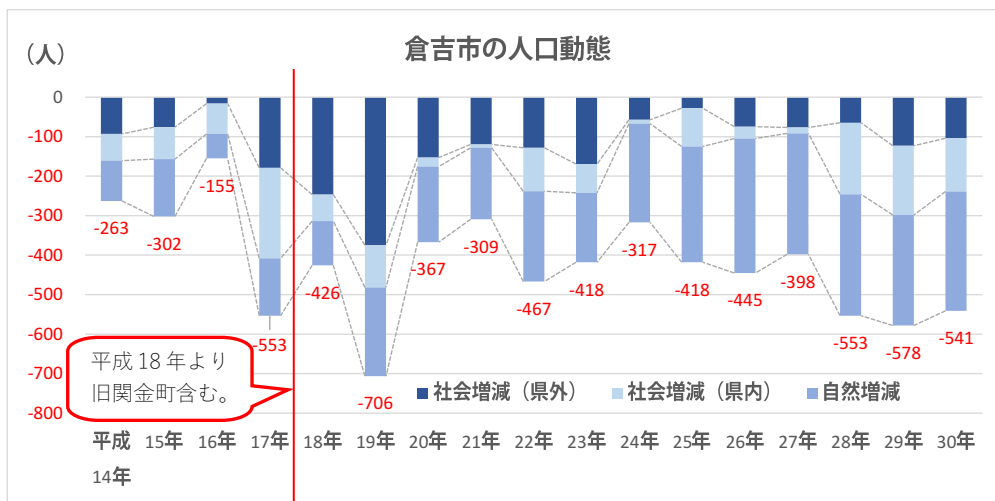
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」より作成

## ○人口動態、県外県内への転出入

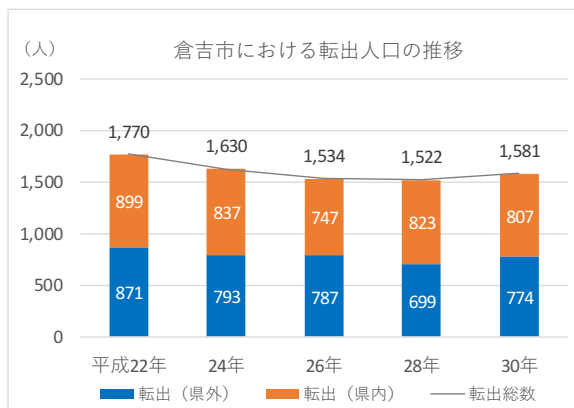
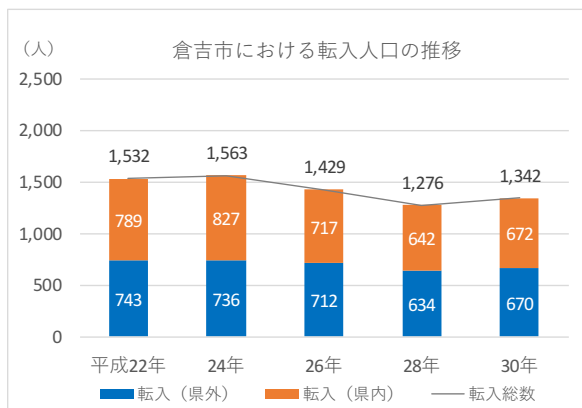
### ①人口動態

平成14年からの人口の社会増減をみると、平成17～19年に、特に県外への大幅な社会減が起っていたが、近年は社会減の数は減少している。一方、近年の人口減少は自然減の割合が非常に大きくなってきている。

また、転出入の移動人口については、転出および転入に関しても、県外、県内はほぼ同規模の移動が見られる。



出典：倉吉市市勢要覧より作成

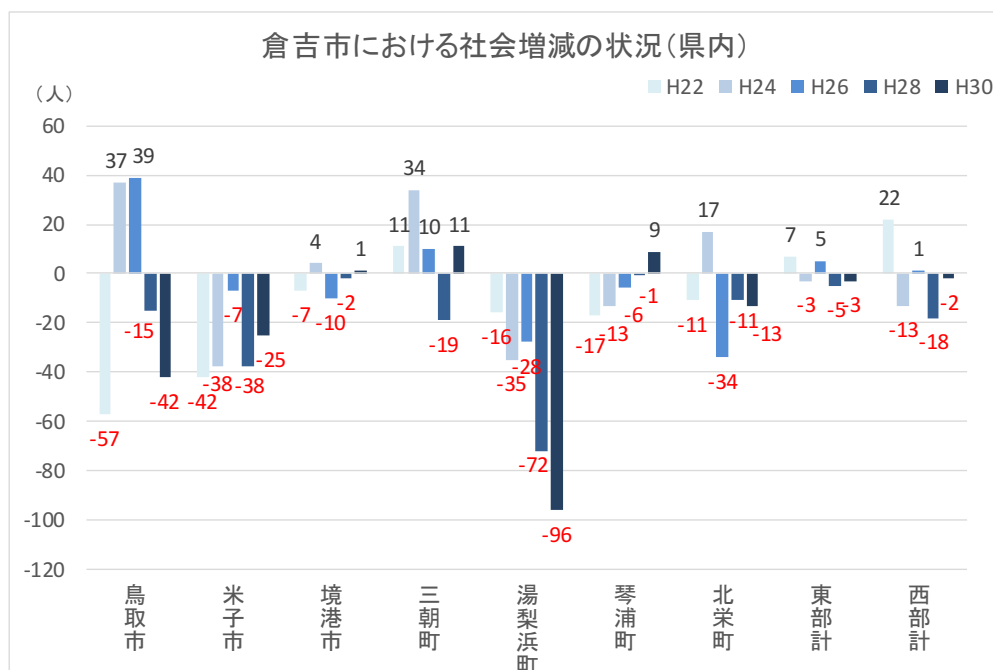


出典：鳥取県人口移動調査より作成



## ②県内他都市への転出入

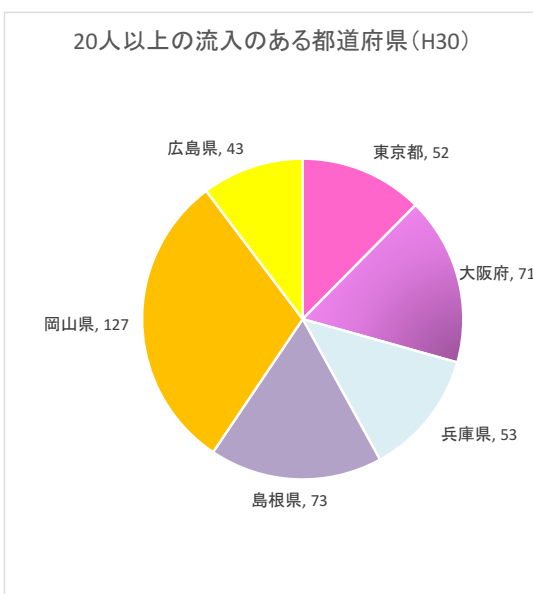
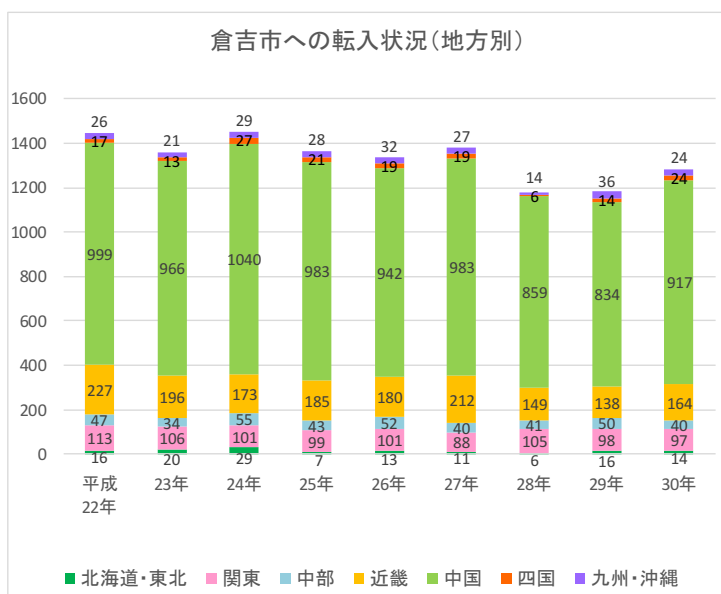
近年の社会増減の状況を県内の市町村別に見ると、特に市部では鳥取市、米子市への転出超が多く見られる。また、近隣4町（三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町）の転出入については、三朝町、琴浦町からの転入超の傾向が見られる一方で、湯梨浜町や北栄町への転出超が見られる。



出典：鳥取県人口移動調査より作成

## ③倉吉市への転入

倉吉市への転入状況を見ると、近隣の中国地方および近畿地方からの転入が多く、特に、岡山県からの流入が最も多くなっている。一方、近隣地方圏からの転入が多い傾向にあるなか、東京都からの転入も多く、岡山県、島根県、大阪府、兵庫県について5番目に多い都道府県となっている。



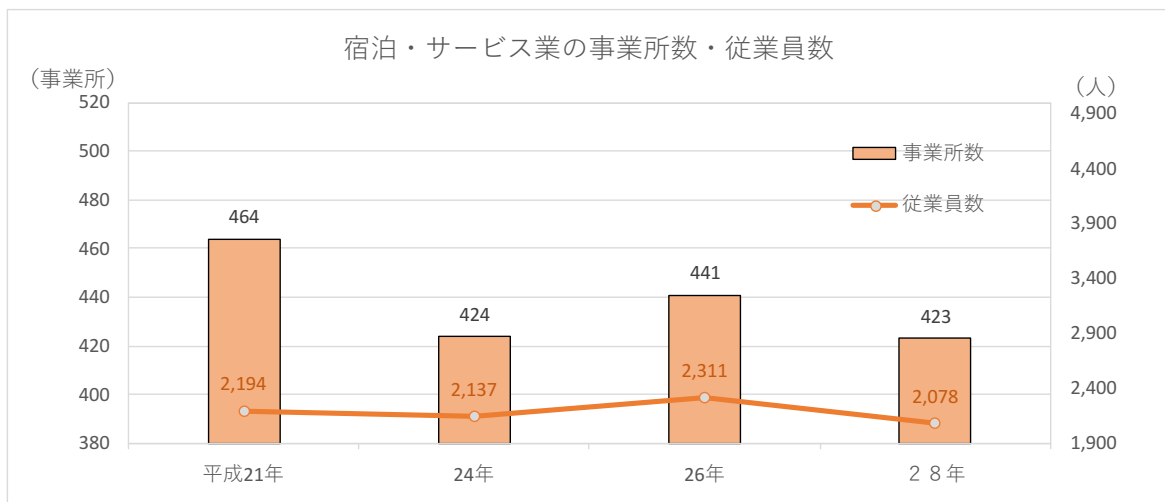
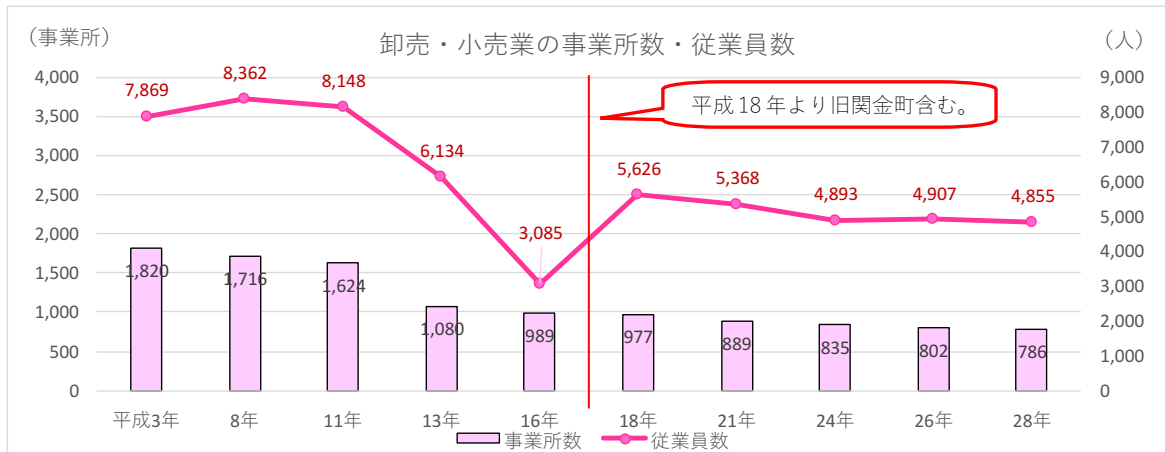
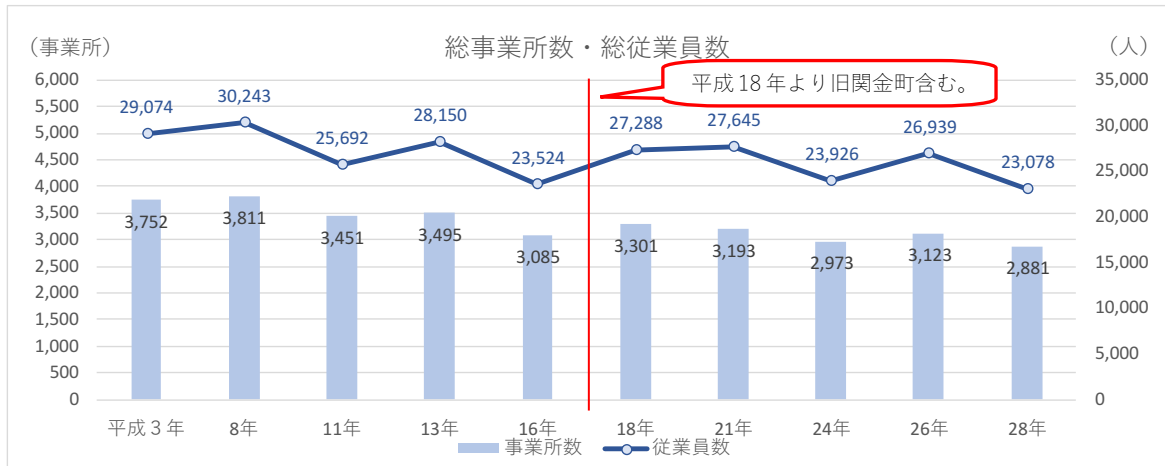
出典：住民基本台帳人口移動報告統計表より作成

## 2) 産業・経済に関する状況

### ①事業所数・従業者数

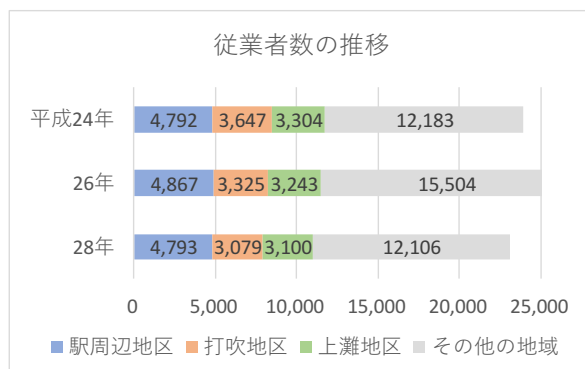
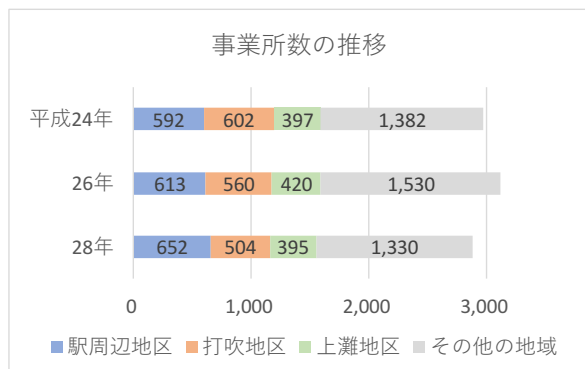
倉吉市の事業所数は減少傾向にあるが、従業者数はほぼ横ばいであり、事業所の大型化がうかがえる。卸売・小売業については事業所数・従業者数が年々減少しており、宿泊・飲食サービス業についても事業所数が増減を繰り返しながら減少し、従業者数は平成26年をピークに減少している。

中心市街地の市全体に対する事業所数・従業者数の割合は、平成26年に減少したが、平成28年には増加に転じている。



出典：事業所・企業統計調査（H3～H18）および経済センサス（H21～H28）

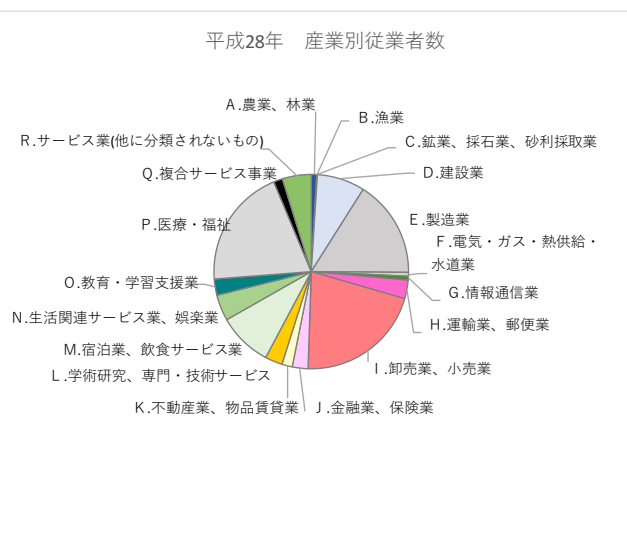
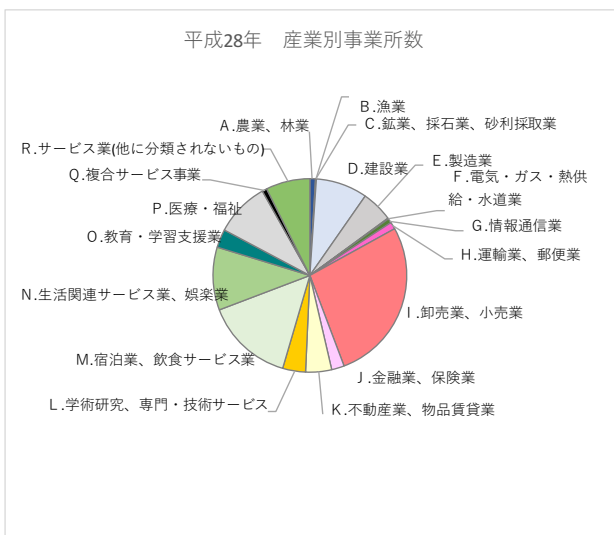
区分		平成24年	26年	28年
事業所数	倉吉市	2,973	3,123	2,881
	中心市街地	1,591	1,593	1,551
	構成比(%)	53.5%	51.0%	53.8%
従業者数	倉吉市	23,926	26,939	23,078
	中心市街地	11,743	11,435	10,972
	構成比(%)	49.1%	42.4%	47.5%



出典：経済センサス

### ●産業構造について

事業所数は、卸売・小売業が最も多く、次いで宿泊・飲食サービス業が多くなっており、従業者数は、卸売・小売業と医療・福祉が多く、次いで製造業が多くなっている。



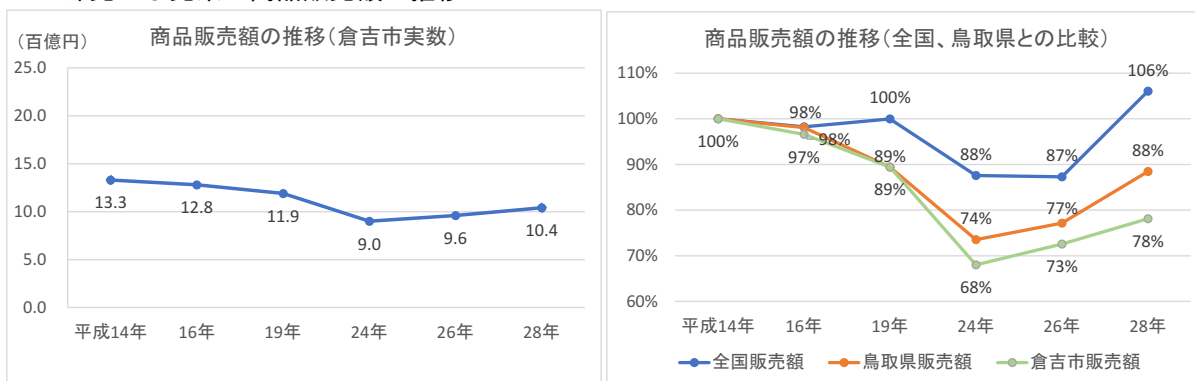
出典：経済センサス (H28)

## ②倉吉市の主要商業集積地の店舗数・従業者数・年間商品販売額・売場面積

倉吉市の卸売・小売業年間商品販売額は、平成14年をピークに右肩下がりに減少し、平成24年より増加傾向を示している。その傾向は全国、鳥取県と比べると減少幅が大きい。

倉吉市の商業集積地（上井銀座商店街、宮川町地区、倉吉銀座商店街、打吹商店街、新町地区、昭和町・住吉町地区、倉吉サンピア周辺地区、駅前通り、倉吉パープルタウン、国道179号沿線駅南地区、国道179号バイパス沿線地区）の小売業の近年の傾向を見ると、事業所数、年間商品販売額、売場面積の全てが増加しており、市に対するシェアも概ね増加傾向となっている。

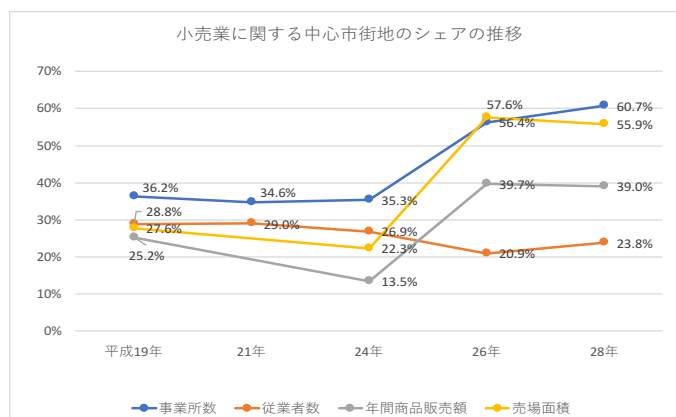
### ■卸売・小売業の商品販売額の推移



### ■小売業の集積推移

区分	小売業 (商業統計調査)	卸売・小売業 (経済センサス調査)				
		平成19年	21年	24年	26年	28年
事業所数 (店)	倉吉市	776	889	835	802	786
	中心市街地	281	308	295	452	477
	シェア	36.2%	34.6%	35.3%	56.4%	60.7%
従業者数 (人)	倉吉市	4,182	5,368	4,893	4,907	4,855
	中心市街地	1,206	1,555	1,317	1,027	1,156
	シェア	28.8%	29.0%	26.9%	20.9%	23.8%
年間商品販売額 (百万円)	倉吉市	69,166	-	90,186	96,196	103,559
	中心市街地	17,397	-	12,156	38,231	40,411
	シェア	25.2%	-	13.5%	39.7%	39.0%
売場面積 (㎡)	倉吉市	97,511	-	84,274	84,160	79,711
	中心市街地	26,953	-	18,824	48,495	44,525
	シェア	27.6%	-	22.3%	57.6%	55.9%

注) 中心市街地地域の割合に応じて算出



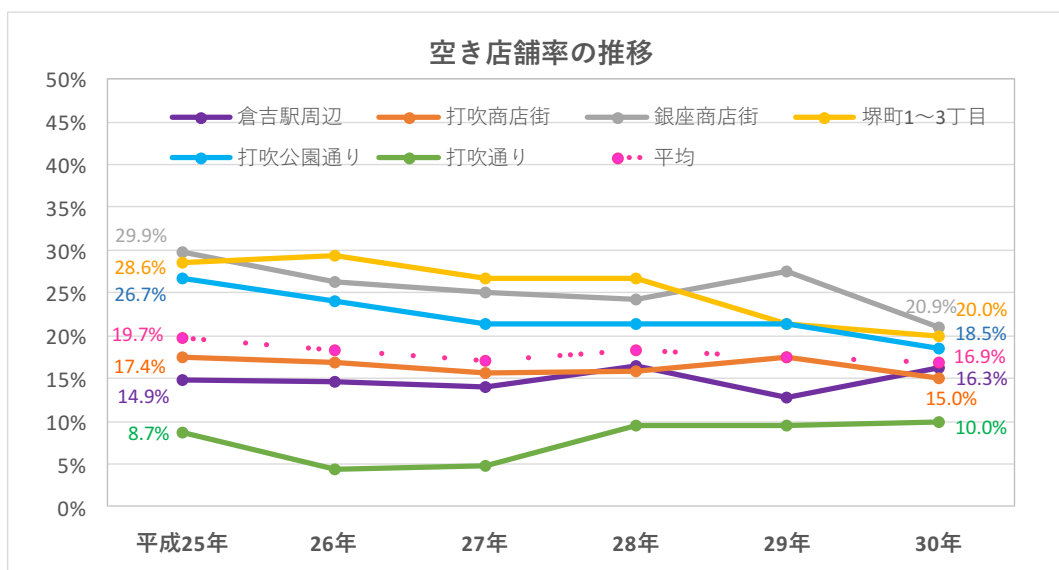
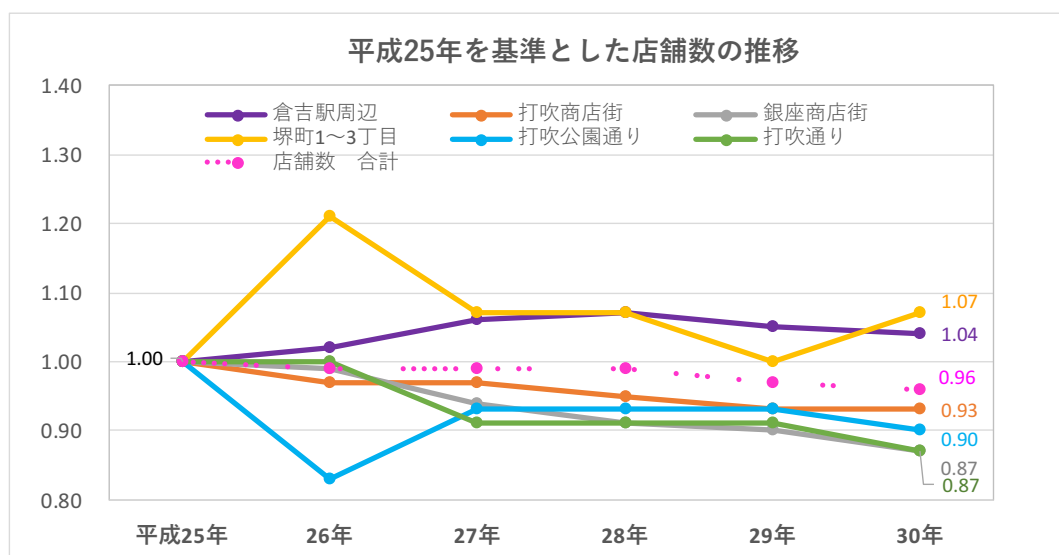
出典：商業統計 (H14～H19)、経済センサス (H21～H28)

### ③店舗数と空き店舗率

平成25年を基準とした店舗数の推移をみると、全体的には比較的軽微な減少となってきた。しかし、近年の空き店舗率の推移をみると、全体的には17%を示しているものの、なかには、20%を超える地区があるなど、商業集積の低下がうかがえる地区もみられる。

#### ■店舗総数（実数）

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
倉吉駅周辺	141	144	150	151	148	147
打吹商店街	86	83	83	82	80	80
銀座商店街	77	76	72	70	69	67
堺町1～3丁目	14	17	15	15	14	15
打吹公園通り	30	25	28	28	28	27
打吹通り	23	23	21	21	21	20
店舗数 合計	371	368	369	367	360	356



出典：倉吉市 平成30年度空店舗調査

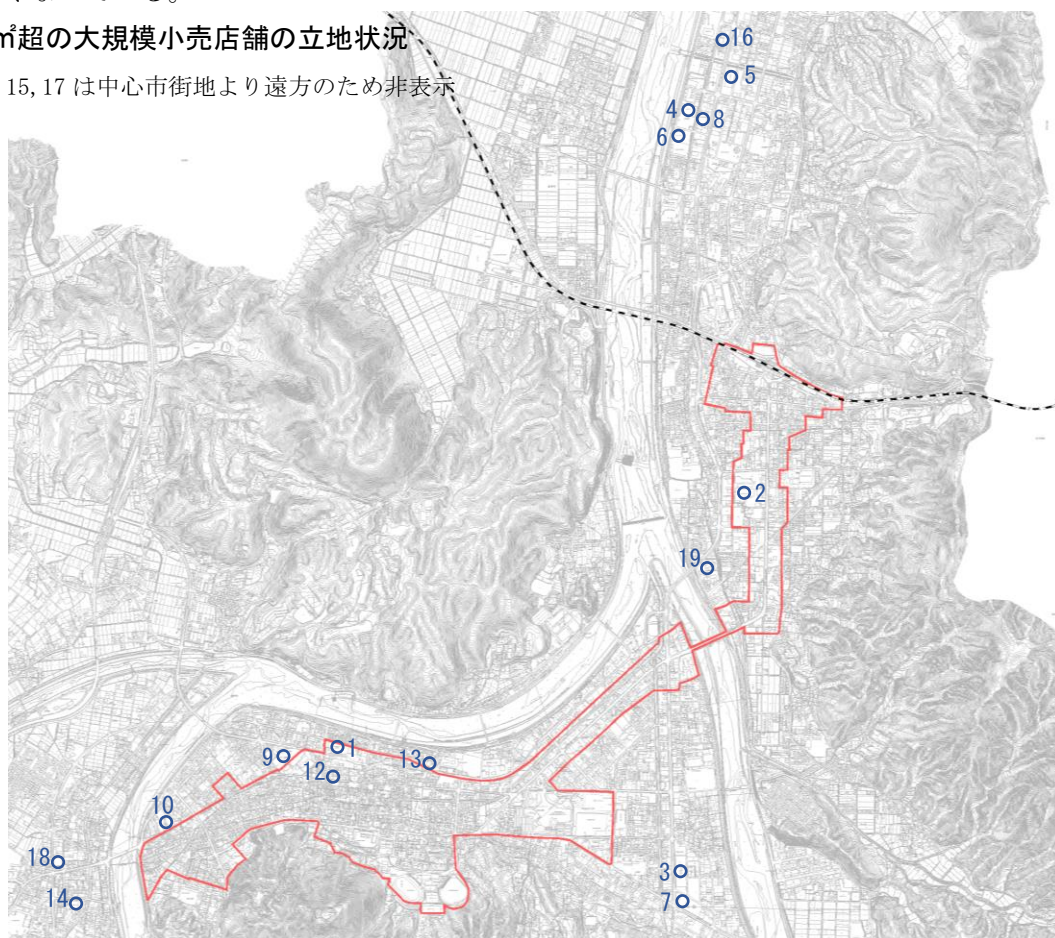


#### ④大規模小売店舗

中心市街地及びその近接地には、食料品スーパーや家具店等、日用品販売の大規模小売店舗が多数立地している。特に1万㎡超の大型の生活食料品スーパーが立地していることで、他地域からの利用も多くなっている。

#### ○1,000㎡超の大規模小売店舗の立地状況

※店舗11, 15, 17は中心市街地より遠方のため非表示



#### ○倉吉市の大規模小売店舗一覧（※は中心市街地内に立地する店舗）

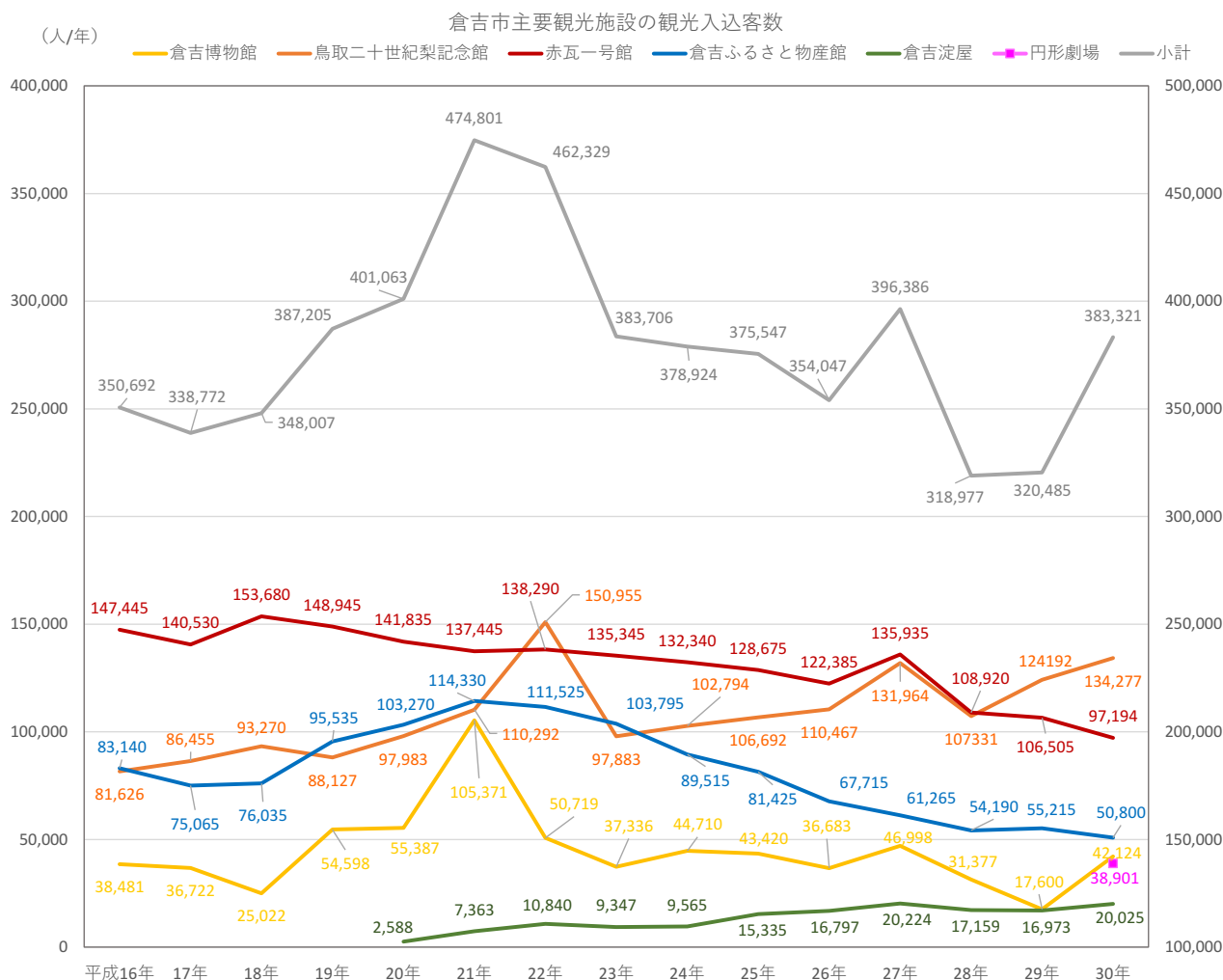
出典：大型小売店舗総覧

	店舗名	住所	店舗面積	開設年月
1	マルワ倉吉（旧ダイエー） ※	大正町 2-61-2	15,684 ㎡ (延床面積)	1983.10
2	倉吉ショッピングセンターパルタウン※	山根 557-1	11,377 ㎡	1981.11
3	スーパーホームセンターいない 倉吉中央店本舗	下田中町 947-2	9,823 ㎡	1998.11
4	ホームプラザナフコ倉吉北店	河北町 128-1	4,994 ㎡	2011.12
5	東宝河北 PLAZA	福庭町 2-88	3,753 ㎡	1994.12
6	ラ・ムー倉吉店	福吉町 1365-1	2,847 ㎡	2011.04
7	スーパーホームセンターいない 倉吉中央店・園芸ペット館	米田町 2-54-1	2,211 ㎡	1998.11
8	T O O 満ボルト倉吉本店	河北町 162	2,150 ㎡	2005.10
9	ラ・ムー倉吉店	河北町 125-1	2,144 ㎡	2006.10
10	ハウジングランドいない倉吉西町	河北町 1696-1	1,938 ㎡	1993.09
11	ヤマダ電機テックランド倉吉店	清谷町 2-143	1,467 ㎡	2013.03
12	家具センター加納 ※	大正町 1075	1,458 ㎡	1980.04
13	本内家具店	堺町 3-38	1,368 ㎡	1978.09
14	東宝ストア西倉吉店	西倉吉町 13-5	1,341 ㎡	1991.03
15	丸谷西倉吉店	生田 348-1	1,200 ㎡	1998.07
16	TSUTAYA 倉吉店	清谷町 2-47	1,184 ㎡	1999.04
17	ジュンテンドー西倉吉店	生田 350	1,063 ㎡	1993.11
18	ダイレックス西倉吉店	西倉吉町 19-5	1,727 ㎡	2017.04
19	ドラッグコスモス上井店	伊木 274	1,703 ㎡	2018.03

## ○観光

倉吉市の主要観光施設の入込客数を合計した総数については、平成21年のピークを境に減少傾向を示していたが、近年は増減を繰り返しながらも増加に転じている。しかし、倉吉の観光の象徴の一つである赤瓦一号館への来訪者が減少を続けていることとあわせて考えると、観光の衰退傾向がみられる。

施設名	住所	施設分類	平成25年 入込客数(人)	平成30年 入込客数(人)
倉吉博物館	仲ノ町 3445-8	文化・歴史	43,420	42,124
鳥取二十世紀梨記念館	駄経寺 198-4	文化・歴史	106,692	134,277
赤瓦一号館	新町1丁目 2441	産業観光	128,675	97,194
倉吉ふるさと物産館	仲ノ町 210	産業観光	81,425	50,800
倉吉淀屋	東岩倉町 2280-3,4	産業観光	15,335	20,025
円形劇場 くらしのミュージアム	鍛冶町1丁目 2971-2	産業観光	-	38,901



出典：倉吉市による各施設へ調査

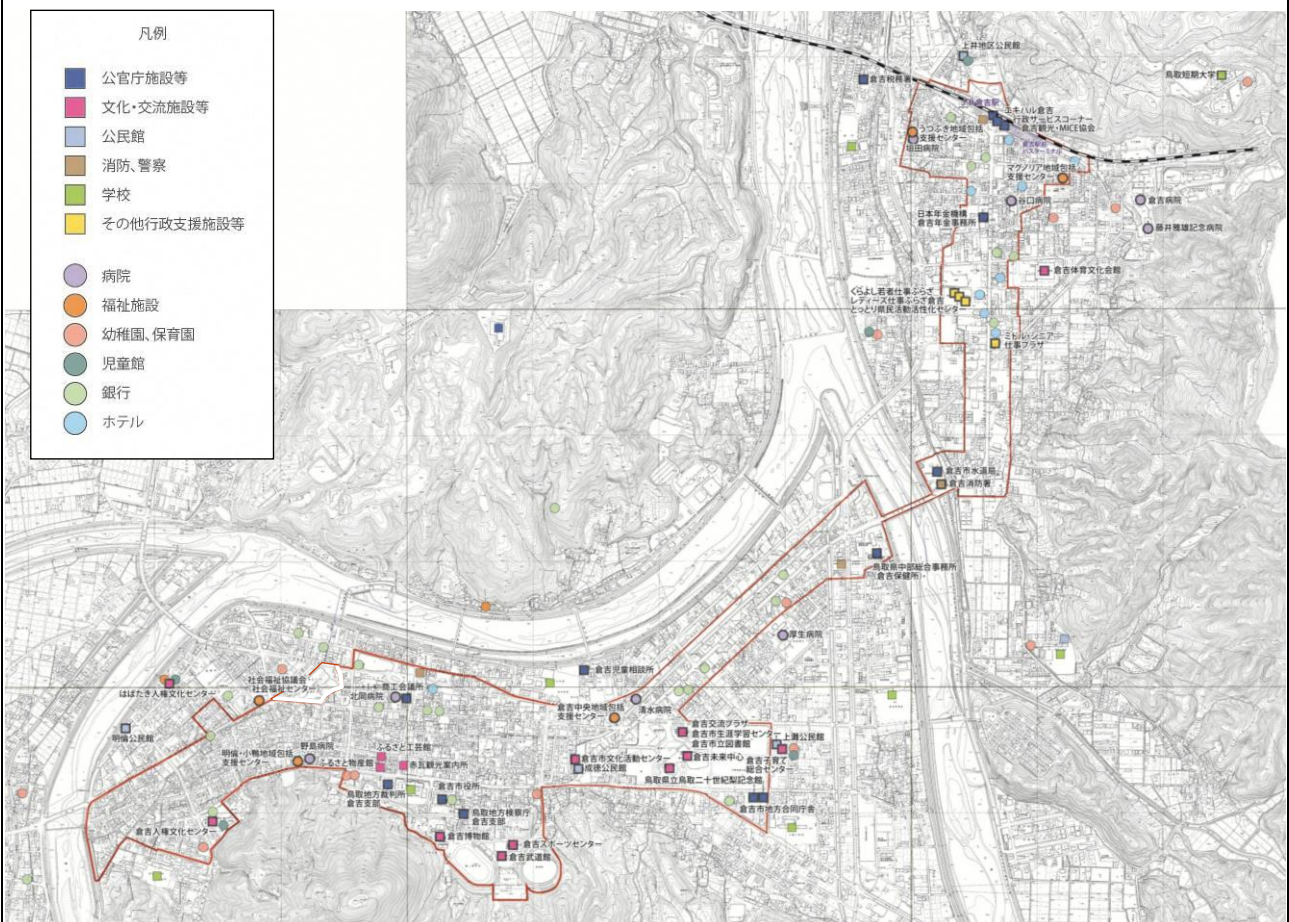
### 3) 都市機能

行政機関等の公共施設、病院や子育て支援施設等の医療・福祉施設、文化・スポーツ施設、教育施設等、各種の公共公益機能が中心市街地に集積していることに加え、金融機関やホテルなど、都市の中心性を示す指標とも捉えられる民間施設に関しても、高い集積がみられる状況にある。

駅周辺地区は、交通の拠点であるJR倉吉駅の改良と一体に交流ホールや観光案内所、行政サービスコーナーなどが一体化された複合公共施設「エキパル倉吉」が整備されたことにより、鳥取県中部地域の中心都市・倉吉の広域的な玄関口としての役割を果たしているとともに、複合商業施設「パープルタウン」の施設内やその周辺に複数の公共的機関が集積するほか、ホテル、商業施設、飲食店等が集積している。

一方、打吹地区は長い歴史の中から発展し、市役所等の行政機関、文化・スポーツ施設等の公共公益施設が多数集積していることに加えて、伝統的建造物群等の歴史的な資源をいかした観光施設等が数多く集積しているなど、駅周辺地区とは異なる役割を果たしている。また令和2年1月には市役所第2庁舎が同地区内に新たに整備されるなど活動の継続化が図られている。

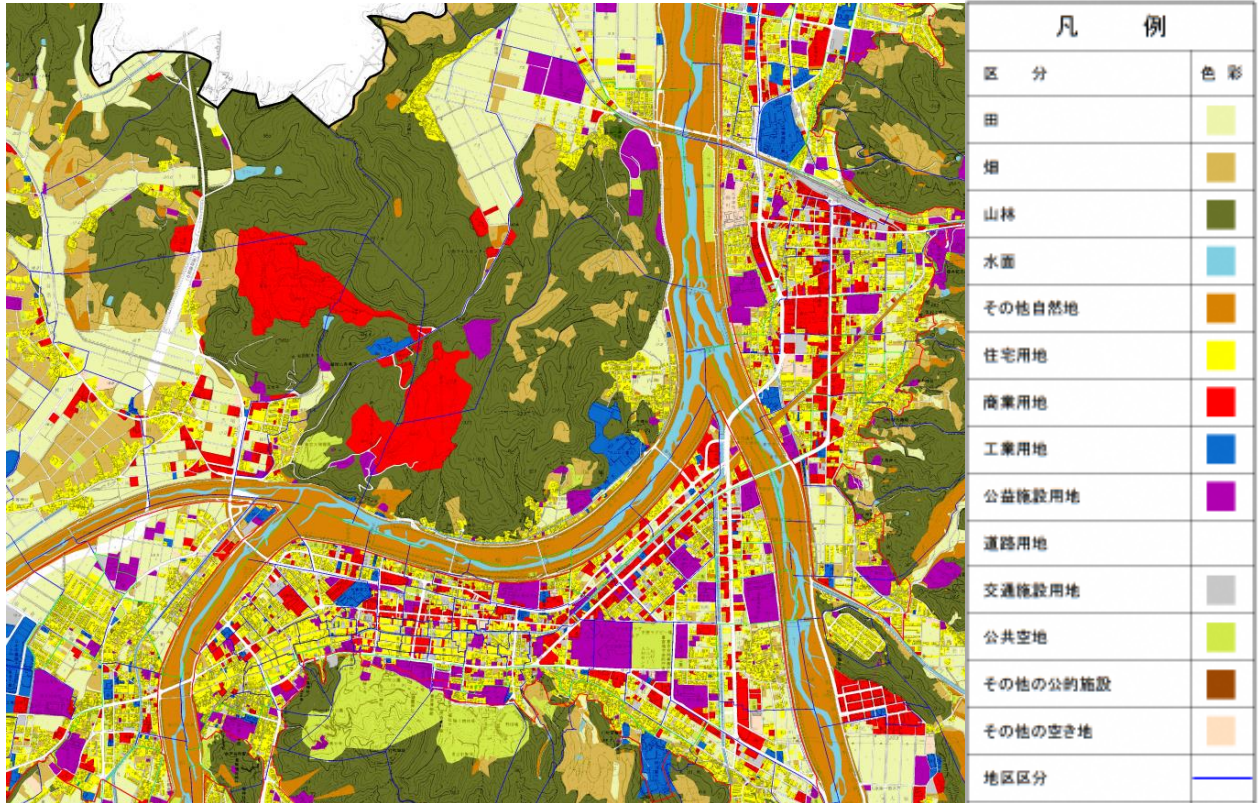
両地区をつなぐ地域であるパークスクエア・バス通り沿線地域では、地方公共団体である鳥取県の中部の出先機関である中部総合事務所や、市立図書館、二十世紀梨記念館、交流施設等で構成される文化交流複合施設「パークスクエア」が存在している。





#### 4) 土地利用

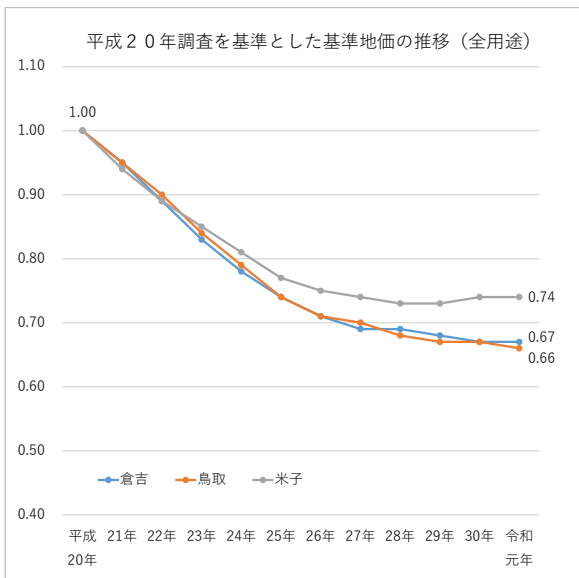
駅周辺地区は、倉吉駅を起点として、主要幹線道路沿道に商業施設が集積し、その周りに住宅用地が広がっている。打吹地区は市役所をはじめとした公共施設が多く集積しており、昔ながらの商業用地と住宅用地が混在している。敷地規模と建物規模については、打吹地区は敷地割・建物規模が小さいのに対して、駅周辺地区及び上灘地区は敷地規模と建物規模が大きい。



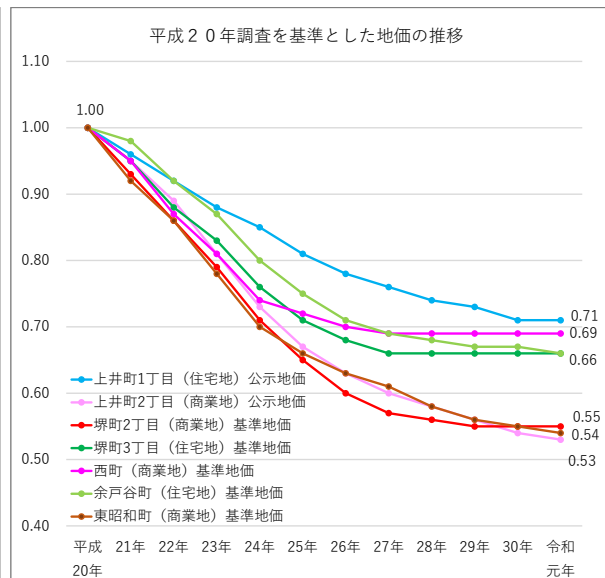
出典：平成 26 年度鳥取県都市計画基礎調査（土地利用現況図）

#### ○地価

鳥取県調査による地価の推移をみると、県内 3 都市ともに平成 20 年を基準にして右肩下りりの減少が続き、令和元年には平成 20 年の約 7 割まで低下している。平成 20 年を基準にした倉吉市の中心市街地の地価の推移をみても同様に下落が続いており、特に商業地は 6 割以下まで下がっている地点もあり、下落幅が大きい。



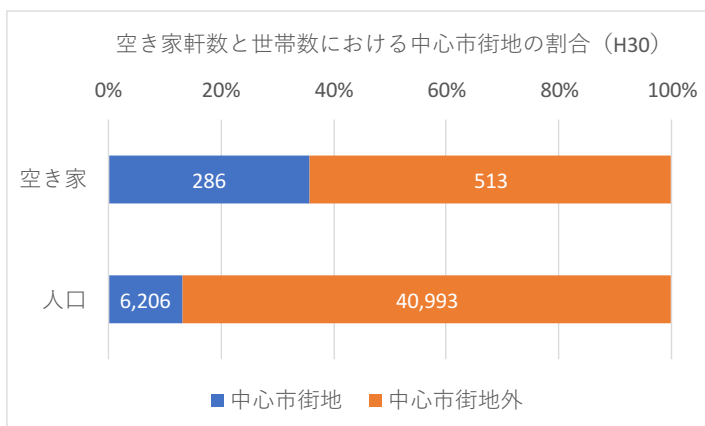
出典：各年 基準地価



出典：各年 基準地価および公示地価

### ○空き家の立地状況

平成 30 年時点では、倉吉市の空き家は 799 戸となっており、その約 36%の 286 戸超が中心市街地に立地している状況となっている。倉吉市の人口（47,199 人）に対する中心市街地の人口（6,206 人）の割合が約 13%であることから、中心市街地における空き家の集積は顕著と言える。



出典：倉吉市空き家調査、住民基本台帳（H31 年 1 月末現在）

### 5) 交通

倉吉駅と多数の路線バスや長距離バスが乗り入れるバス交通の拠点が一体化した交通結節点を擁する。倉吉市内では多数の路線でバスが運行されており、特に倉吉駅から打吹地区の間は路線が集中している。これにより、中心市街地内では日中でも 5～10 分の間隔でバスが運行されるなど、公共交通の利便性は高い。

倉吉駅から西倉吉までの中心市街地を通る路線は 17 路線、上下線合わせて約 300 本のバスが運行されており、自動車利用が移動の中心を占める倉吉市においても、交通手段としてバス交通が一定の役割を果たしている。

倉吉市で運行するバス路線の利用者のうち中心市街地における乗降客数は、一日合計 1,800 人、年間推計約 65.7 万人（定期利用者約 20.4 万人、定期外利用者約 45.3 万人）の利用者がおり、生活を支える主な移動手段となっている。



路線名	本数		
	上り	下り	計
1 関金線	21	20	41
2 ハークスエア線	6	6	12
3 市内線	4	3	7
4 広瀬線	8	8	16
5 高城線	7	8	15
6 北谷線	6	5	11
7 社線	10	10	20
8 栄線	3	4	7
9 北条線	9	9	18
10 橋津線	17	16	33
11 松崎線	7	7	14
12 赤碓線	12	12	24
13 上井・三朝線	19	17	36
14 三朝線	11	13	24
15 穴鴨線	5	5	10
16 小河内線	1	1	2
17 横田線	3	3	6
合計	149	147	296

出典：バス時刻表（平日）より集計（令和元年 10 月現在）

乗降客数	定期利用者 (学生)	定期利用者 (大人)	定期外 利用者	合計
一日合計	341	219	1,240	1,800
年間推計	124,465	79,935	452,600	657,000

出典：バス事業者の平成 30 年度乗降調査に基づく倉吉市の推計値



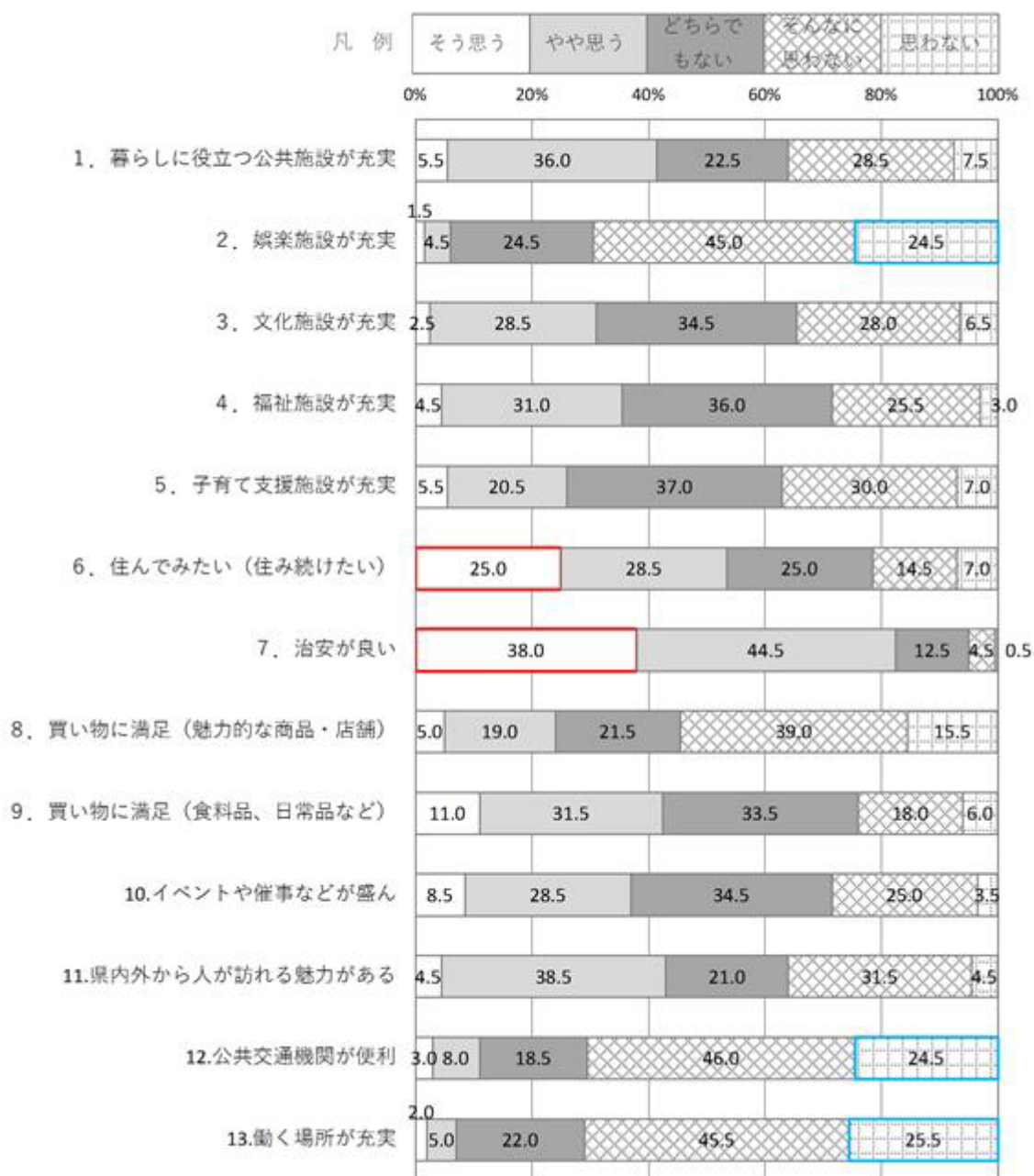
### (3) 地域住民のニーズ等の把握・分析

#### ① 中心市街地に関するアンケート（令和元年11～12月実施、対象約2,000人）

令和元年11月～12月に市民アンケートを実施したところ、現在の中心市街地の印象は、「治安が良い」、「住んでみたい」等住環境に関する満足が見える結果となる一方、「娯楽施設の充実」や「公共交通機関の便利」、「働く場所が充実」などへの不満が多い結果となった。

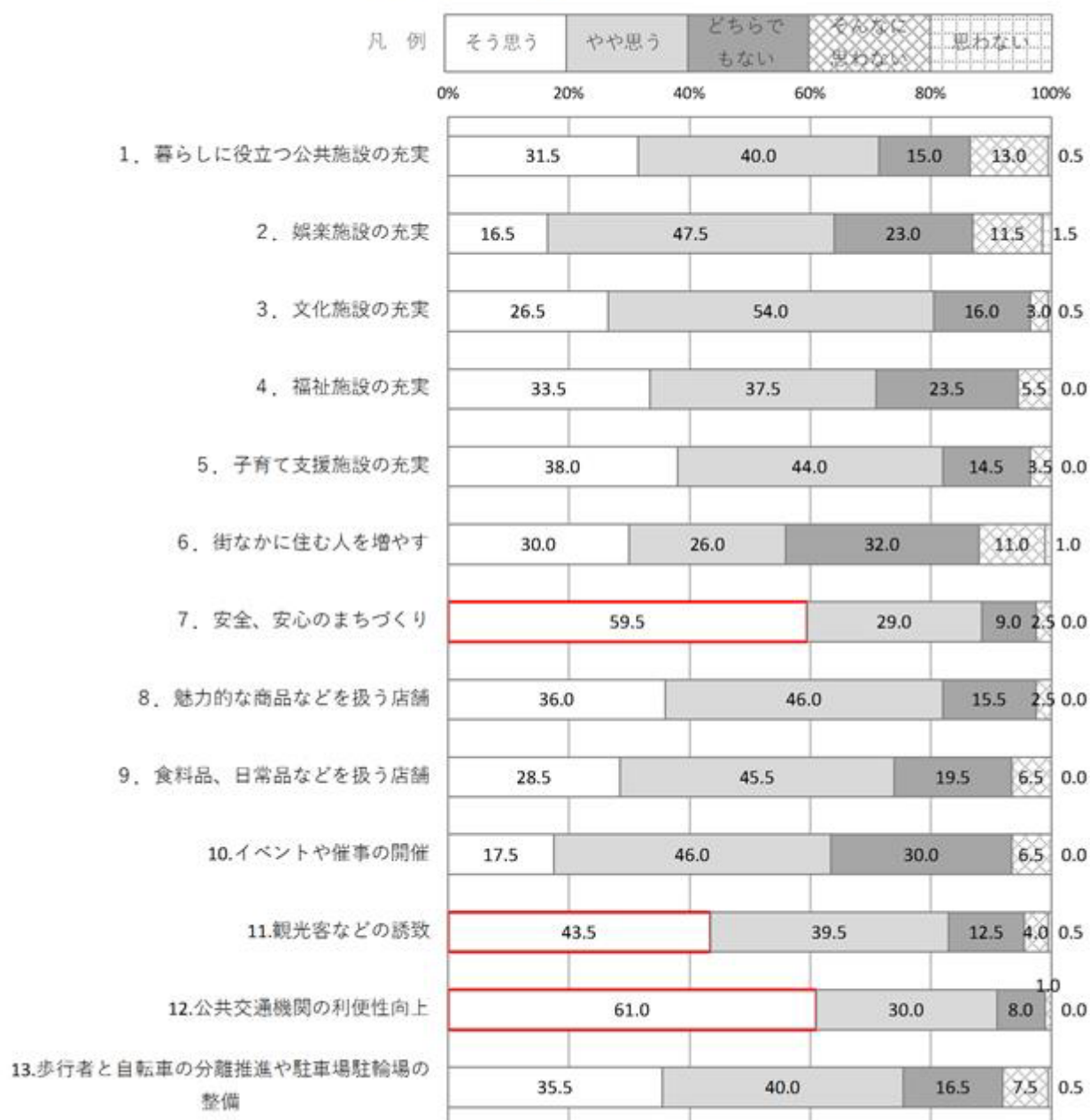
今後、中心市街地を活性化するためには、「公共交通機関の利便性向上」、「安全・安心のまちづくり」、「観光客などの誘致」が重要であるという意見が多数あり、住む人の安全・安心や利便性が感じられるとともに、観光客が訪れやすい環境づくりの必要性が示された。

《現在の中心市街地の状況についての印象》



出典：R1 倉吉市中心市街地活性化に関するアンケート調査（市内の約2,000人対象）

《今後、中心市街地を活性化するために重要だと思われるもの》

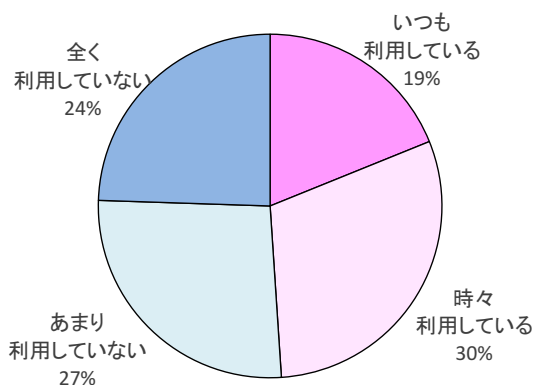


出典：R1 倉吉市中心市街地活性化に関するアンケート調査（市内の約 2,000 人対象）

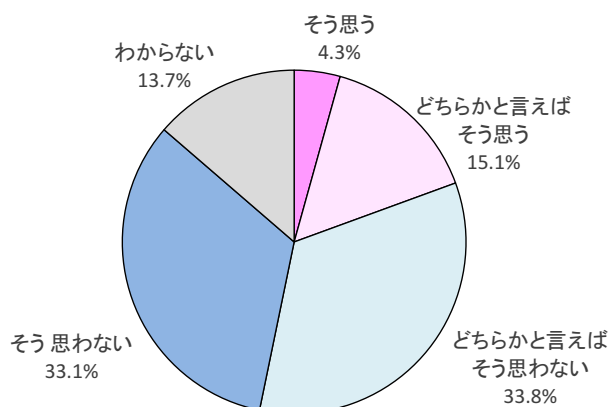
②令和元年度倉吉市民意識調査（令和元年 5 月、対象約 2,500 人）

令和元年 5 月に倉吉市民の生活実態や問題意識・市の政策についての満足度を把握し、今後のまちづくりの方針や施策の展開の参考にするための意識調査のなかで、倉吉駅を中心とした上井地区（倉吉駅周辺地区）や成徳・明倫地区（打吹地区）についての利用実態や満足度について調査をしたところ、駅周辺地区や打吹地区の「商店街の利用状況」は、49%の市民が定期的に利用している一方で、「買い物のしやすさや魅力」については、67%の市民が否定的な回答をしている。

《日頃から上井地区や成徳・明倫地区の商店街を利用しているか》



《上井地区や成徳・明倫地区の商店街は買い物しやすく魅力があるか》



出典：2019年度倉吉市民意識調査・報告書（市内の約2,500人対象）

### ③市民意見交換会

- ・令和元年7月6日に若者の声を市の政策に反映させることを目指し、鳥取看護大学・鳥取短期大学の学生たちと行政、市議会議員によりグループディスカッション形式で意見交換を行いました。その中で「公共交通の充実」「娯楽施設の充実」「魅力の情報発信策の充実」を求める声が多かった。
- ・令和元年8月24～25日に全国公募による大学生により、コンテスト形式で中心市街地の活性化プランについてのグループ検討、発表が行われた。その中で、「四季折々の観光おもてなし策」「空き家を活用した民泊施設整備」「子ども主体のまちづくり」「VRを活用した未来型観光案内の検討」といった意見が出たところである。

### ④関係機関からの要望・提言

- ・倉吉商工会議所からは、観光振興支援、観光客にわかりやすい道路案内や観光案内の整備、くらよしフィギュアミュージアム、打吹回廊との連携、商店街通りへの市役所第2庁舎移転後の賑わい創出、空き店舗、空き家、空き地の活用推進、倉吉駅周辺の活性化についての要望を受けている。
- ・中心市街地活性化特別委員会からは、平成28年鳥取中部地震からの復興の総仕上げ、賑わい創出のための具体的エリアマネジメントの実施、案内標示等による観光客の滞在時間の延長と、観光消費の増加、市役所第2庁舎の稼働に合わせ、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた商店街通り周辺の整備についての提言を受けている。

#### (4) これまでの中心市街地活性化に対する取組の検証

倉吉市は、法に基づかない計画として、独自に平成 14 年中心市街地活性化基本計画を策定し、打吹地区の一部である成徳地区を中心とした区域において、「古い街並みの保存活用と観光資源を活かした回遊性の創出」を整備テーマにし、観光や商業の活性化、および快適な生活環境整備を中心とした事業を実施してきた。

その後、平成 27 年 6 月に第 1 期中心市街地活性化基本計画を策定し、「みんなでつくる活気とにぎわいの場、暮らしよい元気な中心市街地」を基本テーマとしながら、「①安全・安心で快適に暮らせる生活中心のまちづくり」「②生活文化の薫る歴史的な街並みを活かした観光・交流拠点のまちづくり」「③都市型産業の育成やビジネス創出へとつながるまちづくり」の方針のもと各種事業を展開してきた。前期計画の主要事業と進捗状況は以下のとおりである。

- ・施設整備（小川記念館整備事業）等のハード事業による賑わいの再生が計画の主要事業となっていたが、平成 28 年 10 月 21 日に発生した鳥取中部地震等の影響もあり事業進捗が遅れたとともに、活性化を持続・加速させるためのハード及びソフト事業の展開が認定期間のうち後半に集中した関係で、事業効果を出していくためには時間が限られ、計画策定当初に期待していた成果を得ることができなかった。
- ・小川記念館整備事業は、本事業のために設立した財団法人により平成 27 年度に調査事業を実施し平成 28 年度から事業実施に向け動き出し始めていた矢先に、鳥取中部地震による被災等、不測の事態が連鎖し、事業進捗に遅れをきたしている。
- ・倉吉駅前ファーマーズマーケット整備事業は、JA 鳥取中央により平成 27 年度に調査事業を実施し、平成 28 年度から事業パートナーの公募作業に入っていたところであるが、鳥取中部地震により JA 管轄の既存の JA 支所が損傷し建て替えが急がれたため事業候補地へ支所を先んじて建設されたことに伴い、事業構想の再構築に時間を要している。
- ・平成 29 年度地域・まちなか商業活性化支援事業費補助金（中心市街地再興戦略事業）を活用し実施した「円形校舎活用事業」にて整備した「円形劇場くらしフィギュアミュージアム」、及び平成 30 年度地域商業自立促進事業（支援事業）を活用し実施している「旧ナショナル会館跡地整備事業」にて整備している「打吹回廊」については整備後、時間も経過しておらず効果を上げるに達する状況ではなく、施設運営における課題抽出に注力してきたところである。

#### ①基本的な方針及び目標達成状況

基本的な方針	中心市街地の活性化の目標	目標指標	基準値	目標値	最新値	達成状況
安全・安心で快適に暮らせる生活中心のまちづくり	目標① 誰もが持続的に住みたくなる暮らしやすい生活環境を備えたまち	中心市街地全体の人口の社会増減（人）	△121人 (H21-26)	±0人 (H27-32)	△145人 (H27-31)	未達成
みんなで積極的に住みたく暮らした賑わい再生を目指すまち	目標② 歴史的・文化資源を活かした回遊型観光のまち	中心市街地における観光入込客数（人）	375,500人 (H25)	421,400人 (H31)	344,420人 (H30)	未達成
生活文化の薫る歴史的な街並みを活かした観光・交流拠点のまちづくり	目標③ 小規模でも高付加価値な事業活動を創出するまち	中心市街地における創業事業所数（件/年）	平均5件/年 (H21-25)	平均8件/年 (H27-31)	平均6.8件/年 (H27-30)	未達成

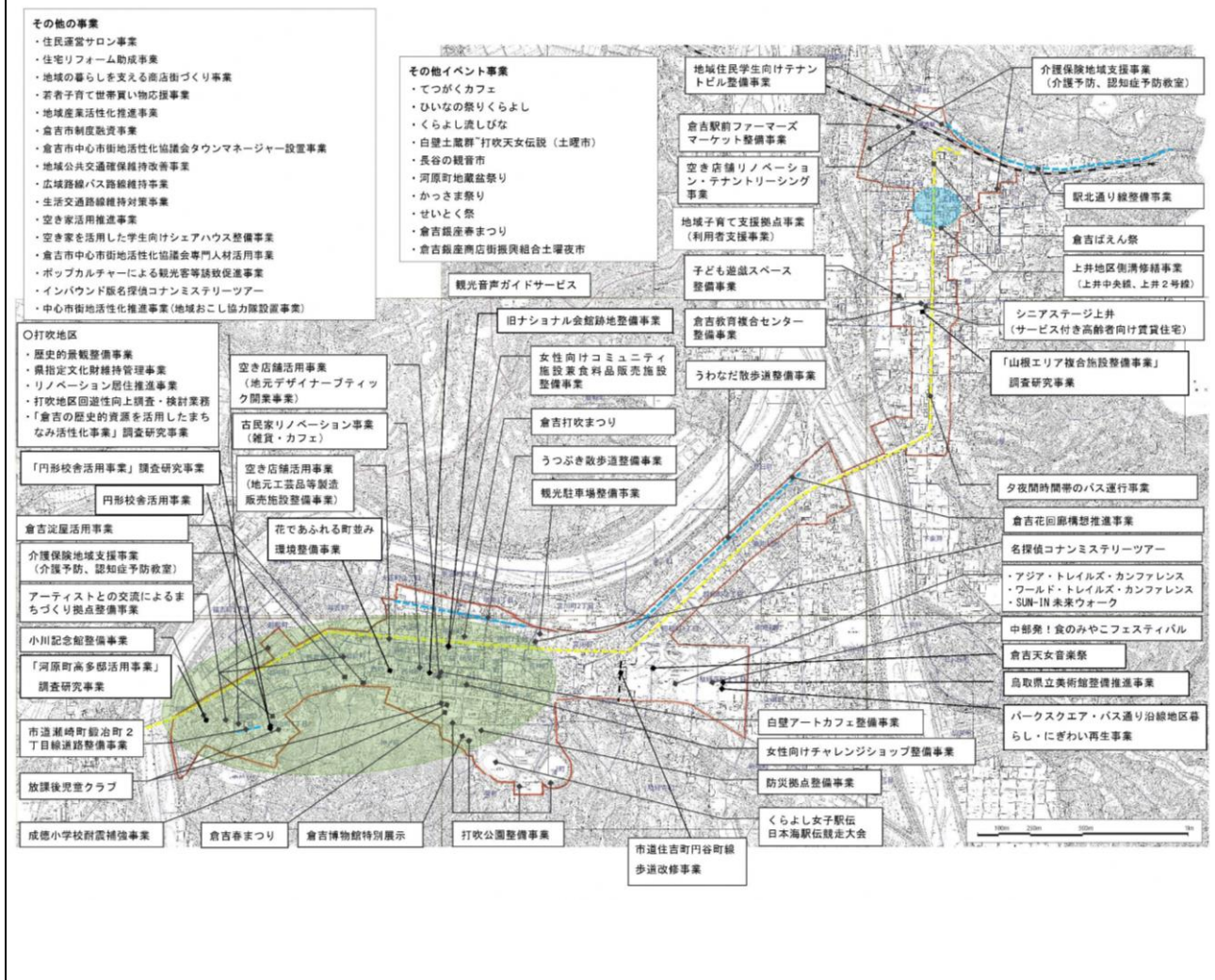


## ②事業の進捗状況

本市では、合計 92 事業を計画し、令和 2 年度までに完了あるいは実施中の事業が 82 事業、未着手の事業は 10 事業であり、事業の実施率は 89.1%となっている。

### ■1 期計画掲載事業一覧表

事業分類	活性化の目標			【合計】	令和 2 年度までに完了または実施中	未着手
	誰もが持続的に住みたく暮らしやすい生活環境を備えたまち	歴史的・文化資源を活かした回遊型観光のまち	小規模でも高付加価値な事業活動を創出するまち			
市街地の整備改善	6	3	0	9	8	1
都市福利施設の整備	5	3	0	8	7	1
街なか居住の推進	8	0	0	8	8	0
経済活力の向上	9	28	23	60	52	8
公共施設の利便性の向上、その他	6	1	0	7	7	0
【合計】	34	35	23	92	82	10



■1 期計画の個別事業の進捗状況（令和2年度末見込）

事業分類	事業番号	誰もが持続的に住み続ける暮らしやすい生活環境を備えたまち	歴史的・文化資源を活かした回遊型観光のまち	小規模でも高付加価値な事業活動を創出するまち	事業名	事業主体	進捗状況
市街地の整備改善	1		●		歴史的景観整備事業	倉吉市、建物所有者	実施中
	2	●			市道瀬崎町鍛冶町2丁目線道路整備事業	倉吉市	完了
	3	●			上井地区側溝修繕事業	倉吉市	完了
	4	●			市道住吉町円谷町線歩道改修事業	倉吉市	未着手 未実施
	5		●		歴史的景観整備事業	倉吉市、建物所有者	実施中
	6	●			駅北通り線整備事業	鳥取県	実施中
	7		●		観光駐車場整備事業	倉吉市	完了
	8	●			うつぶき散歩道線整備事業	倉吉市	完了
	9	●			うわなだ散歩道線整備事業	倉吉市	実施中
都市福祉施設の整備	10	●			パークスクエア・バス通り沿線地区暮らし・にぎわい再生事業	鳥取県	実施中
	11	●			打吹公園整備事業	倉吉市	実施中
	12		●		倉吉淀屋活用事業	倉吉市	実施中
	13	●			成徳小学校耐震補強事業	倉吉市	完了
	14	●			防災拠点整備事業	倉吉市	完了
	15		●		県指定文化財維持管理事業	県指定文化財保有者	実施中
	16	●			地域子育て支援拠点事業（利用者支援事業）	倉吉市	未着手、 未実施
	17		●		鳥取県立美術館整備推進事業	鳥取県	実施中
街なか居住の推進	18	●			住民運営のサロン事業	倉吉市	実施中
	19	●			介護保険地域支援事業（介護予防、認知症予防など）	倉吉市	実施中
	20	●			空き家活用推進事業	倉吉市	実施中
	21	●			リノベーション居住推進事業	倉吉市	実施中
	22	●			住宅リフォーム助成事業	倉吉市	完了
	23	●			シニアステージ上井（サービス付高齢者向賃貸住宅）	(有)メディカルケア米子	完了
	24	●			放課後児童クラブ運営	倉吉市	実施中
	25	●			空き家を活用した学生向けシェアハウス整備事業	学生シェアハウス整備実行委員会	完了



経済活力の 向上	26		●		小川記念館整備事業	一般財団法人 小川記念館財団	未着手、 未実施
	27	●			倉吉駅前ファーマーズマーケット整備事業	鳥取中央農業協同組合	未着手、 未実施
	28			●	アーティストとの交流によるまちづくり拠点整備事業	明倫まちづくり合同会社	未着手、 未実施
	29		●		倉吉打吹まつり	倉吉打吹まつり実行委員会	実施中
	30		●		倉吉ばえん祭	倉吉ばえん祭実行委員会	実施中
	31		●		倉吉春まつり	倉吉春まつり振興会	実施中
	32	●			くらよし女子駅伝	倉吉市、一般財団法人鳥取陸上競技協会、新日本海新聞社	実施中
	33		●		倉吉博物館特別展ほか展示会	倉吉市	実施中
	34		●		倉吉天女音楽祭	倉吉天女音楽祭実行委員会	完了
	35			●	円形校舎活用事業	(株)円形劇場	完了
	36		●		小川記念館整備事業	一般財団法人 小川記念館財団	完了
	37	●			倉吉駅前ファーマーズマーケット整備事業	鳥取中央農業協同組合	完了
	38	●			女性向けコミュニティ施設兼食料品販売施設整備事業	(株)チュウブ	完了
	39			●	地域住民学生向けテナントビル整備事業	(株)アナログ	実施中
	40			●	アーティストとの交流によるまちづくり拠点整備事業	明倫まちづくり合同会社	完了
	41			●	白壁土蔵アートカフェ整備事業	クラッカス企画合同会社	未着手、 未実施
	42			●	女性客向けチャレンジショップ整備事業	(株)FAR EAST (設立予定)	未着手、 未実施
	43			●	倉吉市中心市街地活性化協議会 タウンマネージャー設置事業	倉吉商工会議所	完了

経済活力の 向上	44		●	倉吉市中心市街地活性化協議会 タウンマネージャー設置事業	倉吉商工会 議所	実施中
	45		●	倉吉市中心市街地活性化協議会 タウンマネージャー設置事業	倉吉商工会 議所	実施中
	46		●	倉吉市中心市街地 活性化協議会専門人材活用事業	倉吉商工会 議所	完了
	47	●		子ども遊戯スペース整備事業	倉吉市山根 エリアまち づくり事業 協議会  パープルタ ウン株式会 社	実施中
	48	●		倉吉教育複合センター整備事業	倉吉市山根 エリアまち づくり事業 協議会  中部都市企 画株式会社 他	実施中
	49		●	打吹地区回遊性向上調査検討業務	倉吉市	完了
	50		●	旧ナショナル会館跡地整備事業	倉吉銀座商 店街振興組 合  株式会社チ ュウブ	実施中
	51		●	空き店舗リノベーション・テナン トリーシング事業	(株)リノーベ ーションスク ール（設立 予定）	未着手、 未実施
	52		●	空き店舗活用事業（地元工芸品等 製造販売施設整備事業）	さのここ （設立予 定）	未着手、 未実施
	53		●	古民家リノベーション事業 （雑貨・カフェ）	(株)コミュニ カ（設立予 定）	未着手、 未実施
	54		●	空き店舗活用事業（地元デザイナ ーブティック開業事業）	(株)コミュニ カ（設立予 定）	実施中
	55		●	小川記念館整備事業	一般財団法 人 小川記 念館財団	実施中
	56		●	名探偵コナンミステリーツアー	名探偵コナ ン鳥取ミス テリーツア ー実行委員 会	完了
	57		●	アジアトレイルズ カンファレンス	WTC 実行委 員会 （鳥取県 NPO 法人未 来）	完了

経済活力の 向上	58		●		ワールド・トレイルズ カンファレンス	WTC 実行委 員会 (鳥取県 NPO 法人未 来)	完了
	59		●		SUN×IN 未来ウォーク	NPO 法人未 来	実施中
	60		●		中部発! 食のみやこ フェスティバル	中部発! 食 のみやこフ ェスティバ ル事務局	実施中
	61		●		日本海駅伝競走大会	一般財団法 人鳥取陸上 競技協会、 新日本海新 聞社	実施中
	62	●			てつがくカフェ	鳥取短期大 学	実施中
	63		●		ひいな祭りくらよし	倉吉ライオ ンズクラブ	実施中
	64		●		くらよし打吹流しびな	倉吉打吹ラ イオンズク ラブ	実施中
	65		●		白壁土蔵群～光の回廊～打吹天 女伝説まつり (土曜夜市)	白壁土蔵イ ベント実行 委員会	実施中
	66		●		河原町地蔵盆祭り	河原町地蔵 祭り実行委 員会	実施中
	67		●		かっさま祭	かっさま夏 祭実行委員 会	実施中
	68		●		せいとく祭	成徳地区振 興協議会	実施中
	69		●		長谷の観音市	長谷の観音 市実行委員 会	実施中
	70			●	地域の暮らしを支える商店街 づくり事業	倉吉市	実施中
	71	●			若者子育て世帯買い物応援事業	民間事業者 (協賛店)	実施中
	72			●	地域産業活性化推進事業	倉吉市	実施中
	73			●	倉吉市制度融資事業	倉吉市	実施中
	74			●	倉吉市中心市街地活性化協議会 タウンマネージャー設置事業	倉吉商工会 議所	実施中
	75			●	倉吉市中心市街地活性化協議会 専門人材活用事業	倉吉商工会 議所	完了
	76		●		ポップカルチャーによる観光客 等誘致促進事業	倉吉市	完了

経済活力の 向上	77		●		インバウンド版名探偵コナンミステリーツアー	名探偵コナン鳥取ミステリーツアー実行委員会	完了
	78			●	中心市街地活性化推進事業 (地域おこし協力隊設置事業)	倉吉市	実施中
	79		●		観光音声ガイドサービス	倉吉市	完了
	80		●		「円形校舎活用事業」 調査研究事業	(株)円形劇場 倉吉市中心市街地活性化協議会	完了
	81		●		「河原町高多邸活用事業」 調査研究事業	建物所有者 倉吉市中心市街地活性化協議会	実施中
	82	●			「山根エリア複合施設整備事業」 調査研究事業	倉吉市山根エリアまちづくり事業協議会 倉吉市中心市街地活性化協議会	実施中
	83			●	倉吉銀座春まつり	倉吉銀座商店街振興組合	実施中
	84			●	倉吉銀座商店街振興組合 土曜夜市	倉吉銀座商店街振興組合	実施中
	85		●		「倉吉の歴史的資源を活用した まちなみ活性化事業」 調査研究事業	(株)赤瓦 倉吉市中心市街地活性化協議会	実施中
公共交通機 関の利便性 の増進及び 特定事業の 推進	86	●			夕夜間時間帯のバス運行事業	バス事業者	実施中
	87	●			地域公共交通確保維持改善事業	バス事業者	実施中
	88	●			倉吉花回廊構想推進事業	上灘地区振興協議会	実施中
	89	●			広域路線バス路線維持事業	バス事業者	実施中
	90	●			生活交通路線維持対策事業	バス事業者	実施中
	91	●			夕夜間時間帯のバス運行事業	バス事業者	実施中
	92		●		花であふれる町並み 環境整備事業	倉吉市	実施中

## (5) 中心市街地活性化の課題

既にみたように、独自の計画による中心市街地の取り組みの実施後、第1次中心市街地活性化基本計画の取り組みが実施されて4年6ヶ月が経過した。その間、中心市街地活性化に資する施設整備を実施したものの、平成28年の鳥取県中部地震の影響等により賑わいの低下が続き、当初期待していた成果を得ることができず、その対策は喫緊の課題となっている。

### 課題1 持続的な活性化を図るための人口およびその構造

生産年齢人口の減少により、今後急速に経済生産力が低下することが懸念されることに加え、高齢者の増加にともなう福祉需要もますます増大する見通しがある。また、高齢化率の上昇による、コミュニティの弱体化も懸念される。そのため区域内の人口を維持するとともに、年代別の人口の増減傾向についても適宜分析し対策することが必要である。

### 課題2 観光産業の伸び悩み

倉吉では、従来から、歴史的建造物群の活用による景観整備や観光振興に力を注いできたが、いまだ主要産業として成長するところまでには至らず、観光等による来訪者も伸び悩み傾向にある。そのため、従来からある観光施設及び新たに整備された観光施設の双方について活用策を実施する中で来訪者の増加を目指すとともに、中心市街地における宿泊数の増加に向けても適宜対策を講じ、区域内における滞在時間の延伸を図る中でより多くの施設来訪者を確保する必要がある。

### 課題3 都市型産業の衰退

人口減少や生産年齢人口の減少、店舗立地の大型化と郊外化などにより、中心市街地の卸売業・小売業等、商業機能の低下が著しいだけでなく、宿泊・サービス業等の都市型サービス産業にも停滞の傾向がみられる。さらに、中心市街地では、建築物の老朽化が進み、空き家や空き店舗が増加するなど、防災・防犯上の問題が顕著になりつつある地区もみられる。そのため、空き店舗空き家を活用した新規創業に対する対策が必要である。



## (6) 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）

### ①中心市街地の基本テーマ

#### みんなで進める復興と福高

#### ～レトロとクールの融合により新たな活気とにぎわいの溢れるまち～

近い将来に予想される人口構造のほか観光産業、新規創業などによる都市型産業等を活性化させていくため、倉吉市固有の歴史・文化とフィギュア・デジタルコンテンツといった新たな資源を融合し、県中部地域の玄関口という特性を活かしつつ、地域のやる気と創意工夫のもとで個性豊かな商業活動や新たな起業が活発に展開され、地域経済が着実に循環するまちとして、居心地がよく、歩いて楽しく、暮らしよい活気とにぎわいのある中心市街地。

### ②活性化の基本的な方針

#### i) みんなで積極的に住みたく暮らしたる賑わい再生を目指すまち

生活の場としての環境の整備、新たな居住スタイルを楽しめる居住の場の提供、楽しく交流できる環境づくりを行うことにより、お年寄りが不便さや孤独を感じずに暮らすことができ、また子育て世代にとっても快適に住むことができる。更には市外や県外からもその環境に魅力を感じて新たな移住者・定住者が増え続けるような生活環境を備えたまちを目指す。

#### ii) 歴史的資源とポップカルチャーを活かし観光おもてなし力の向上を目指すまち

倉吉を訪れる観光客をはじめとする訪問者が、ゆっくりと徒歩で回遊し、倉吉ならではの生活文化を体験しながら滞在を楽しめる環境を整備し、観光目的での宿泊者数の増加及び消費の拡大へとつながるまちを目指す。

#### iii) 多種多様なビジネスが活性化し地域の商業活動の発展を目指すまち

中心市街地における産業・経済活動の健全な維持を図るとともに、将来の倉吉の産業・経済の高付加価値化、ブランド化、独自性の確立や個性化へとつながる新たな息吹とするため、新たな事業活動等の起業、誘致を推進するまちを目指す。

## 2. 中心市街地の位置及び区域

### [1] 位置

#### 位置設定の考え方

倉吉市の市街地形成は、室町時代の後期、地元の国人南条氏によって本格的な城下町が形成され、その後、江戸時代において鳥取藩の家老が治めるまちとして陣屋（倉吉陣屋）が置かれ発展してきた。時代は下って明治36年に山陰線として駅周辺地区に倉吉駅が、さらに、大正元年に倉吉線として打吹地区に打吹駅が開業し、交通の拠点としての駅が整備されたことに伴い、駅を中心に、大規模なショッピングセンターの開設や病院の立地など、都市機能の立地も進み、打吹地区と駅周辺地区をつなぐ地域は、倉吉市の市街地として発展してきた。その後、昭和60年に倉吉線は廃止されたが、路線バスにより公共交通機能は補完され、現状に至っている。

倉吉市の市街地には、市役所等の公官庁機関や、公園、スポーツ施設、博物館等の公共施設が立地するほか、商店街、医療施設、保育園等の子育て支援施設や福祉施設等様々な都市機能が集積し、また、伝統的な建造物である白壁土蔵群の歴史的な街並みなど、歴史・文化的にも多くの資源が集積しており、倉吉市の経済活動、都市活動などにおける中核を担っている。また、この地域は市だけでなく、人口約10万人超の人口を有する中部圏域（1市4町：倉吉市、湯梨浜町、北栄町、三朝町、琴浦町）における広域行政、経済、文化、生活を支える中心都市としての中心的機能を果たしている。

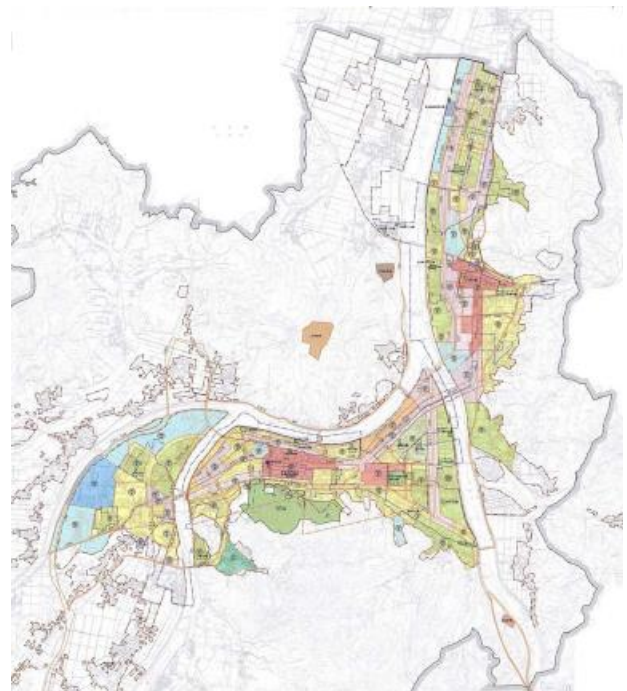
しかしながら、中部圏域、倉吉市の顔であるこれらの地域の賑わいが失われつつあることから、持続可能な都市運営を図るため、倉吉市においては鳥取県中部圏域への活性化の波及効果も期待できる、これらの地域を中心市街地に定めることとする。

#### (位置図)

##### 倉吉市



##### 都市計画総括図（抜粋）



## [2] 区域

### 区域設定の考え方

歴史的なまちとして形成されてきた打吹地区と、鉄道駅等の交通利便性を生かし発展してきた駅周辺地区と、両地区をつなぐ地域であるパークスクエア・バス通り沿線地域において、商業的機能のほか多様な都市機能が集積され、また公共交通機関である路線バスが数多く運行している範囲約 196ha の区域を中心市街地活性化基本計画における中心市街地区域として設定する。

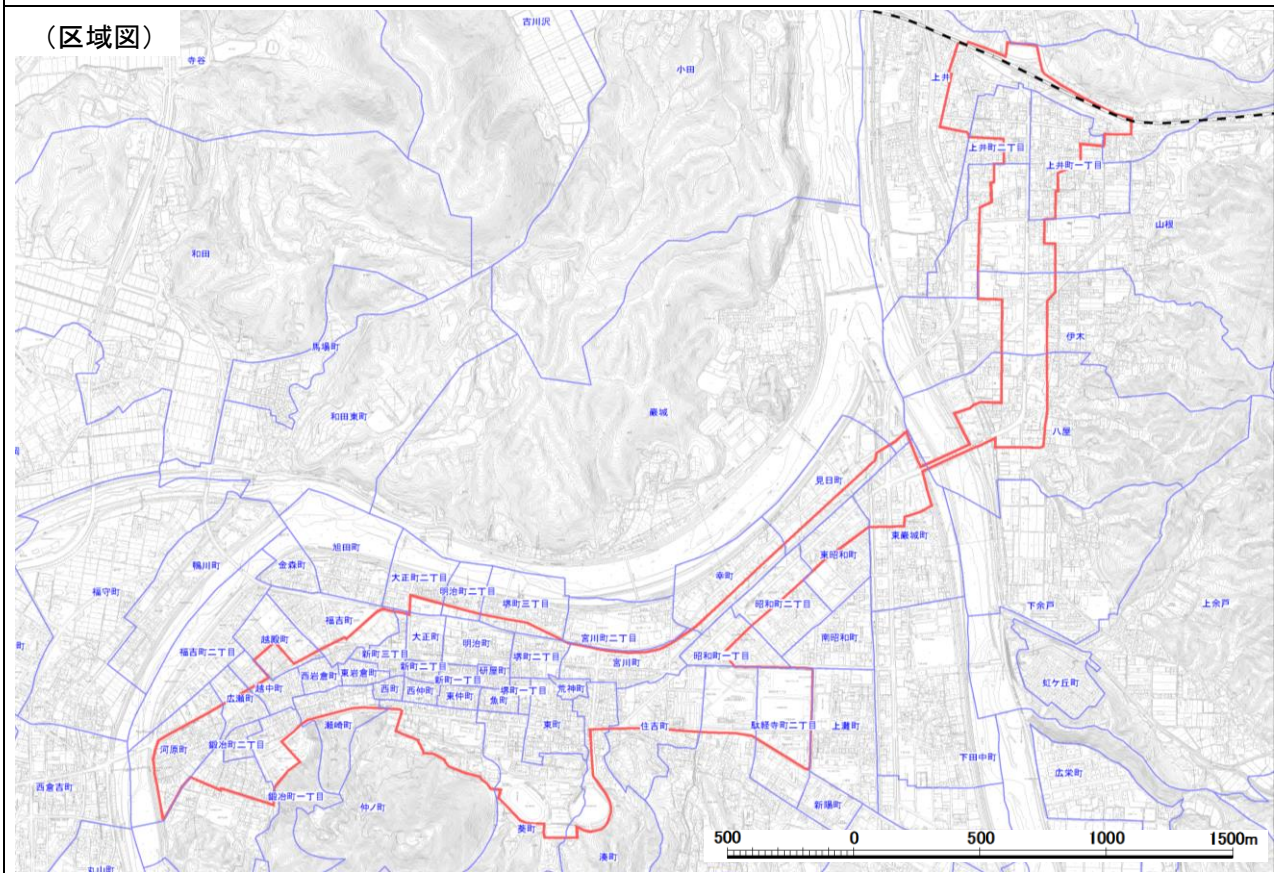
駅周辺地区は、JR 倉吉駅が鉄道・長距離バス、路線バス等の交通の拠点として機能しているほか、病院や大規模商業施設の立地、「宿泊・飲食サービス業」「情報通信業」「金融業」「医療複合サービス業」の事業所が多く集積するなど、市民の生活を支える機能が集積しており、近隣には鳥取短期大学、鳥取看護大学が立地し、鳥取県中部地域の中心都市・倉吉の広域的な玄関口としての役割を果たしている。

一方、打吹地区は、倉吉の歴史的な中心として、市役所等の行政施設、博物館や公園などの都市福利施設の立地、「卸売・小売業」や「生活関連サービス業」の事務所が多く集積するほか、白壁土蔵群（伝統的建造物群保存地区）を中心とした歴史的な街並みが本市の観光の中心的な拠点としての役割を果たしている。

また、両地区をつなぐ地域であるパークスクエア・バス通り沿線地域では、「電気・ガス・水道事業」「建設業」「運輸業」「不動産業」「学術研究、専門・技術サービス業」「金融業」の事務所の多くが集積しているとともに、鳥取県中部総合事務所、文化交流複合施設「パークスクエア」などの公共的機能が存在しており、中部圏域における中心的な機能を果たしている。

これらの区域は、人口の集積、事業所の集積、各種の都市機能の立地等の面において、倉吉市の中心であり、また各地区は相互に補完的に機能しながら倉吉市の経済社会活動をけん引する機能を果たしている。

(区域図)



[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

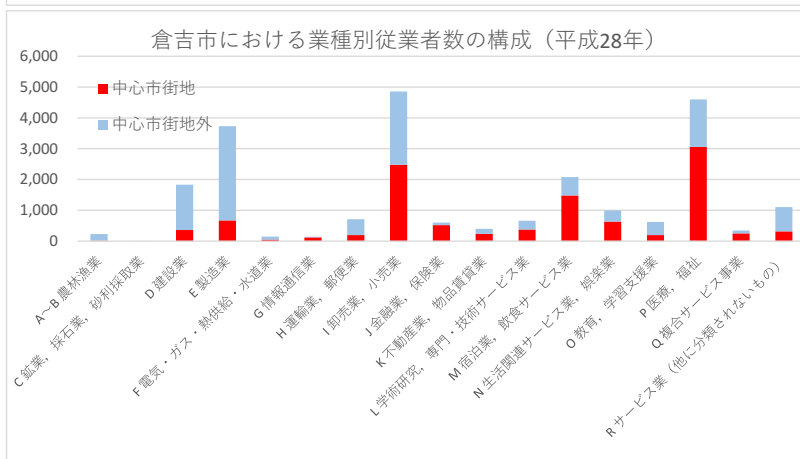
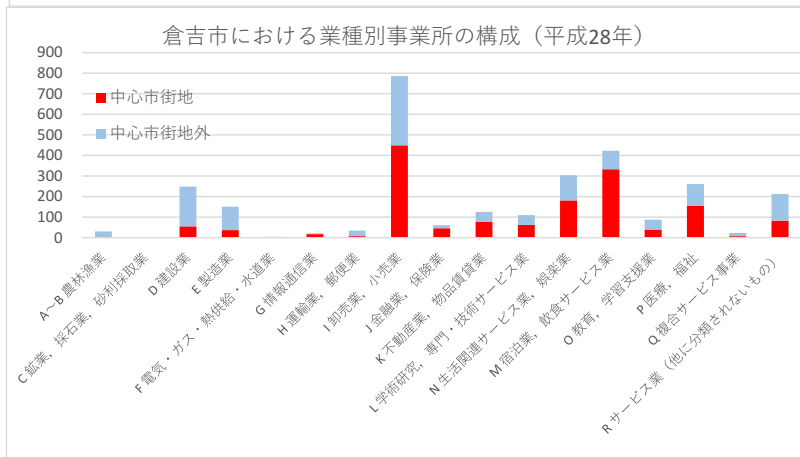
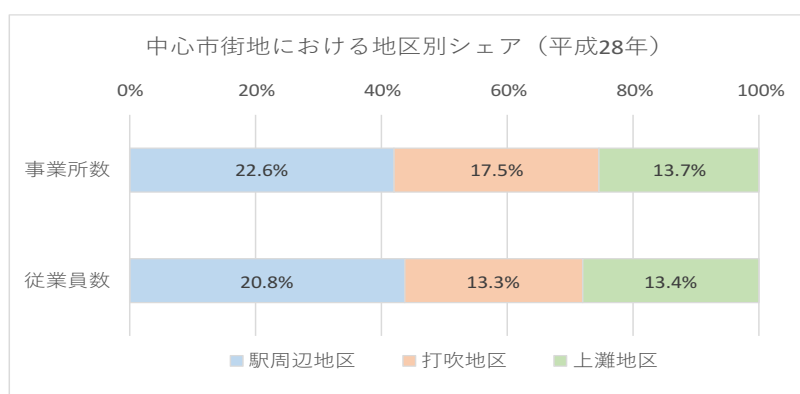
要件	説明																																																																																																										
<p><b>第1号要件</b></p> <p>当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p><b>(1) 小売業の集積</b></p> <p>中心市街地は、倉吉市の中で小売業が高密度に集積している場所である。倉吉市全体に占めるシェアは概ね横ばい傾向を示しており、倉吉市の面積（272.06 k㎡）のわずか0.7%程度に過ぎない中心市街地に小売店舗の従業者数、商品販売額、売場面積の概ね25%以上が集積し、事業所数は35%を超えている。</p> <p>中心市街地を構成する3つの地区についてみると、事業所数については打吹地区、従業者数、商品販売額、売場面積では駅周辺地区に重心が置かれた集積状況となっている。</p> <p><b>■小売業（H19）および卸売業・小売業（H21-28）集積状況の推移</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">小売業 (商業統計調査) 平成19年</th> <th colspan="4">卸売・小売業 (経済センサス調査)</th> </tr> <tr> <th>21年</th> <th>24年</th> <th>26年</th> <th>28年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">事業所数 (店)</td> <td>倉吉市</td> <td>776</td> <td>889</td> <td>835</td> <td>802</td> <td>786</td> </tr> <tr> <td>中心市街地</td> <td>281</td> <td>308</td> <td>295</td> <td>452</td> <td>477</td> </tr> <tr> <td>シェア</td> <td>36.2%</td> <td>34.6%</td> <td>35.3%</td> <td>56.4%</td> <td>60.7%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">従業者数 (人)</td> <td>倉吉市</td> <td>4,182</td> <td>5,368</td> <td>4,893</td> <td>4,907</td> <td>4,855</td> </tr> <tr> <td>中心市街地</td> <td>1,206</td> <td>1,555</td> <td>1,317</td> <td>1,027</td> <td>1,156</td> </tr> <tr> <td>シェア</td> <td>28.8%</td> <td>29.0%</td> <td>26.9%</td> <td>20.9%</td> <td>23.8%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">年間商品販売額 (百万円)</td> <td>倉吉市</td> <td>69,166</td> <td>-</td> <td>90,186</td> <td>96,196</td> <td>103,559</td> </tr> <tr> <td>中心市街地</td> <td>17,397</td> <td>-</td> <td>12,156</td> <td>38,231</td> <td>40,411</td> </tr> <tr> <td>シェア</td> <td>25.2%</td> <td>-</td> <td>13.5%</td> <td>39.7%</td> <td>39.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">売場面積 (㎡)</td> <td>倉吉市</td> <td>97,511</td> <td>-</td> <td>84,274</td> <td>84,160</td> <td>79,711</td> </tr> <tr> <td>中心市街地</td> <td>26,953</td> <td>-</td> <td>18,824</td> <td>48,495</td> <td>44,525</td> </tr> <tr> <td>シェア</td> <td>27.6%</td> <td>-</td> <td>22.3%</td> <td>57.6%</td> <td>55.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>中心市街地における地区別シェア（平成28年）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>倉吉駅周辺地区</th> <th>打吹地区</th> <th>上灘地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売場面積</td> <td>33.3%</td> <td>19.8%</td> <td>46.9%</td> </tr> <tr> <td>年間商品販売額</td> <td>36.8%</td> <td>25.3%</td> <td>37.8%</td> </tr> <tr> <td>従業者</td> <td>46.8%</td> <td>23.4%</td> <td>29.8%</td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td>31.4%</td> <td>41.1%</td> <td>27.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">注) 中心市街地地域の割合に応じて算出</p>	区分	小売業 (商業統計調査) 平成19年	卸売・小売業 (経済センサス調査)				21年	24年	26年	28年	事業所数 (店)	倉吉市	776	889	835	802	786	中心市街地	281	308	295	452	477	シェア	36.2%	34.6%	35.3%	56.4%	60.7%	従業者数 (人)	倉吉市	4,182	5,368	4,893	4,907	4,855	中心市街地	1,206	1,555	1,317	1,027	1,156	シェア	28.8%	29.0%	26.9%	20.9%	23.8%	年間商品販売額 (百万円)	倉吉市	69,166	-	90,186	96,196	103,559	中心市街地	17,397	-	12,156	38,231	40,411	シェア	25.2%	-	13.5%	39.7%	39.0%	売場面積 (㎡)	倉吉市	97,511	-	84,274	84,160	79,711	中心市街地	26,953	-	18,824	48,495	44,525	シェア	27.6%	-	22.3%	57.6%	55.9%	指標	倉吉駅周辺地区	打吹地区	上灘地区	売場面積	33.3%	19.8%	46.9%	年間商品販売額	36.8%	25.3%	37.8%	従業者	46.8%	23.4%	29.8%	事業所	31.4%	41.1%	27.5%
区分	小売業 (商業統計調査) 平成19年			卸売・小売業 (経済センサス調査)																																																																																																							
		21年	24年	26年	28年																																																																																																						
事業所数 (店)	倉吉市	776	889	835	802	786																																																																																																					
	中心市街地	281	308	295	452	477																																																																																																					
	シェア	36.2%	34.6%	35.3%	56.4%	60.7%																																																																																																					
従業者数 (人)	倉吉市	4,182	5,368	4,893	4,907	4,855																																																																																																					
	中心市街地	1,206	1,555	1,317	1,027	1,156																																																																																																					
	シェア	28.8%	29.0%	26.9%	20.9%	23.8%																																																																																																					
年間商品販売額 (百万円)	倉吉市	69,166	-	90,186	96,196	103,559																																																																																																					
	中心市街地	17,397	-	12,156	38,231	40,411																																																																																																					
	シェア	25.2%	-	13.5%	39.7%	39.0%																																																																																																					
売場面積 (㎡)	倉吉市	97,511	-	84,274	84,160	79,711																																																																																																					
	中心市街地	26,953	-	18,824	48,495	44,525																																																																																																					
	シェア	27.6%	-	22.3%	57.6%	55.9%																																																																																																					
指標	倉吉駅周辺地区	打吹地区	上灘地区																																																																																																								
売場面積	33.3%	19.8%	46.9%																																																																																																								
年間商品販売額	36.8%	25.3%	37.8%																																																																																																								
従業者	46.8%	23.4%	29.8%																																																																																																								
事業所	31.4%	41.1%	27.5%																																																																																																								



## (2) 各種事業所の集積

中心市街地には、倉吉市の総事業所および従業者の半数が集積している。業種別に見ると、卸売業・小売業が最も多いが、従業者では医療・福祉が多い。中心市街地の構成比を見ると、事業所では宿泊業・飲食サービス業、金融業・保険業および情報通信業等の都市型産業における中心市街地の割合が高く、従業者では、加えて医療・福祉における割合が高くなっている。

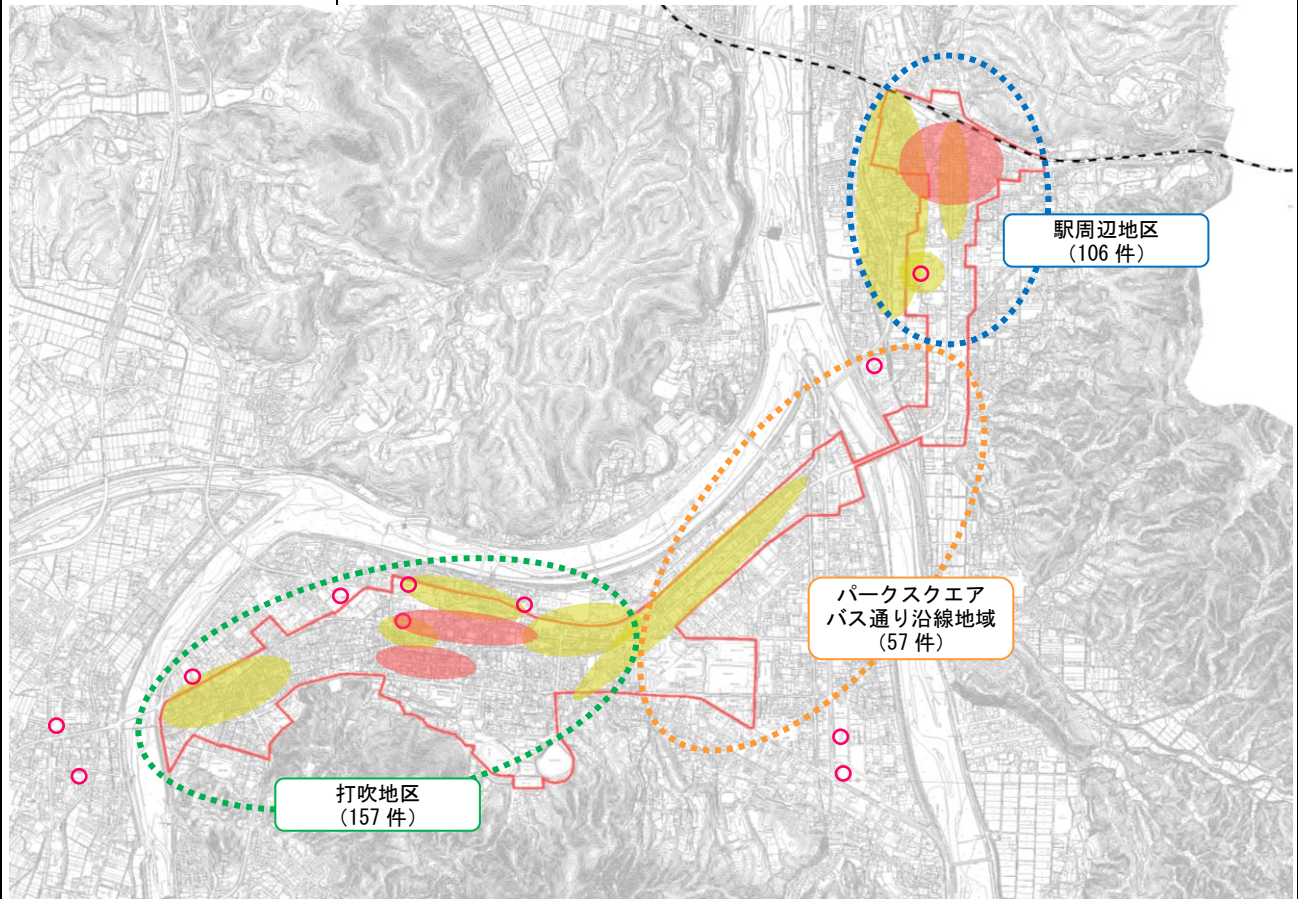
区分		平成24年	26年	28年
事業所数	倉吉市	2,973	3,123	2,881
	中心市街地	1,591	1,593	1,551
	構成比(%)	53.5%	51.0%	53.8%
従業者数	倉吉市	23,926	26,939	23,078
	中心市街地	11,743	11,435	10,972
	構成比(%)	49.1%	42.4%	47.5%



出典：経済センサス



■ 中心市街地周辺の商業集積地区及び大規模小売店舗の立地状況



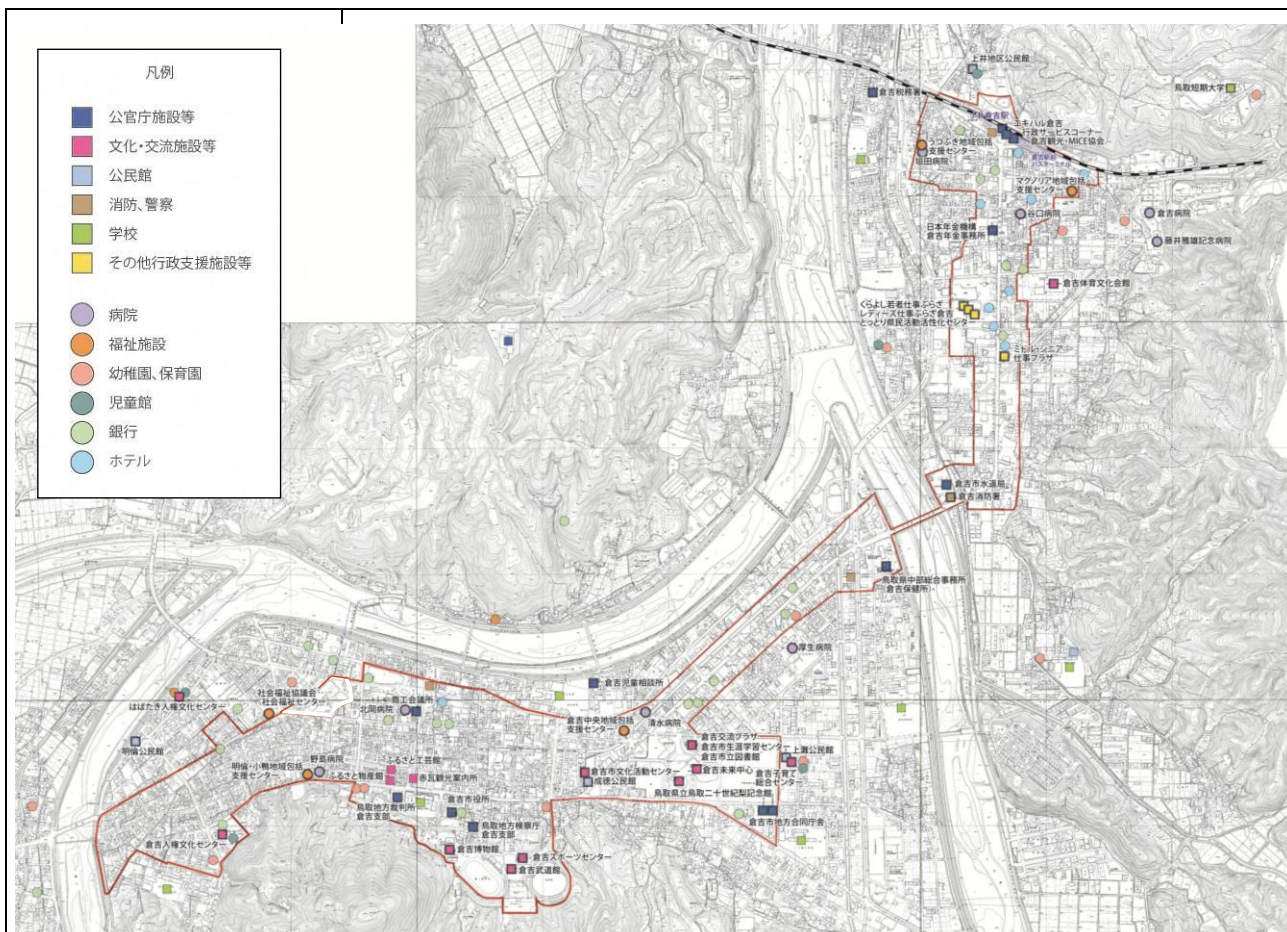
(3) 都市機能の集積状況

行政機関等の公共施設、病院や子育て支援施設等の医療・福祉施設、文化・スポーツ施設、教育施設等、各種の公共公益機能が中心市街地に集積していることに加え、金融機関やホテルなど、都市の中心性を示す指標ともみられる民間施設に関しても、高い集積がみられる状況にある。

駅周辺地区は、交通の拠点であるJR倉吉駅の改良と一体に交流ホールや観光案内所、行政サービスコーナーなどが一体化された複合公共施設「エキパル倉吉」が整備されたことにより、鳥取県中部地域の中心都市・倉吉の広域的な玄関口としての役割を果たしているとともに、複合商業施設「パープルタウン」の施設内やその周辺に複数の公共的機関が集積するほか、ホテル、商業施設、飲食店等が集積している。

一方、打吹地区は長い歴史の中から発展し、市役所等の行政機関、文化・スポーツ施設等の公共公益施設が多数集積していることに加えて、伝統的建造物群等の歴史的な資源をいかした観光施設等が数多く集積しているなど、駅周辺地区とは異なる役割を果たしている。

また、両地区をつなぐ地域であるパークスクエア・バス通り沿線地域では、地方公共団体である鳥取県の中部の出先機関である中部総合事務所や、市立図書館、二十世紀梨記念館、交流施設等で構成される文化交流複合施設「パークスクエア」が存在している。



#### (4) 交通の状況

J R 倉吉駅と多数の路線バスや長距離バスが乗り入れるバス交通の拠点が一体化した交通結節点を擁する。倉吉市内では多数の路線でバスが運行されており、特に倉吉駅から打吹地区の間は路線が集中している。これにより、中心市街地内では日中でも 5～10 分の間隔でバスが運行されるなど、公共交通の利便性は高い。

倉吉駅から西倉吉までの中心市街地を通る路線は 17 路線、上下線合わせて約 300 本のバスが運行されており、自動車利用が移動の中心を占める倉吉市においても、交通手段としてバス交通が一定の役割を果たしている。





路線名	本数			路線名	本数		
	上り	下り	計		上り	下り	計
1 関金線	21	20	41	10 橋津線	17	16	33
2 パークスクエア線	6	6	12	11 松崎線	7	7	14
3 市内線	4	3	7	12 赤碕線	12	12	24
4 広瀬線	8	8	16	13 上井・三朝線	19	17	36
5 高城線	7	8	15	14 三朝線	11	13	24
6 北谷線	6	5	11	15 穴鴨線	5	5	10
7 社線	10	10	20	16 小河内線	1	1	2
8 栄線	3	4	7	17 横田線	3	3	6
9 北条線	9	9	18	合計	149	147	296

■ 拠点的な複数の地区によって形成される一体的な中心市街地

中心市街地を形成する3つの地区のうち、駅周辺地区と打吹地区は、人口分布や事業所の立地等において、ともに倉吉市の中で際立った集積を形成している。

駅周辺地区は、JR倉吉駅と多数の路線バスや長距離バスが乗り入れるバス交通の拠点が一体化した交通結節点を擁する。JR倉吉駅は駅の改良と一体に交流ホールや観光案内所、行政サービスコーナーなどが一体化された複合公共施設「エキパル倉吉」が整備されたことにより、鳥取県中部地域の中心都市・倉吉の広域的な玄関口としての役割を果たしている。周辺には、バス路線と直結した商業施設「パープルタウン」が立地し、自らが運転して自家用車を利用することが難しい高齢者の生活を支える利便性の高い商業施設として利用されている他、ホテルや飲食店等、市民の日常を支える都市機能が集積している。また大規模な病院や、大学等の文教施設等もその周辺に立地している。

他方、打吹地区は歴史的に鳥取県中部エリアの拠点として発展し、市役所等の行政機関、文化・スポーツ施設等の公共公益施設が多数集積している。加えて、伝統的建造物群等の歴史的な資源をいかした観光施設等が数多く集積しているなど、駅周辺地区とは異なる性格の中心としての役割を果たしている。

また、倉吉駅周辺地区と打吹地区の間をつなぐ地域であるパークスクエア・バス通り沿線地域には、図書館や記念館、交流施設等で構成される大規模な文化複合施設「パークスクエア」が立地し、倉吉市の中心となる文化施設等の集積が見られる。

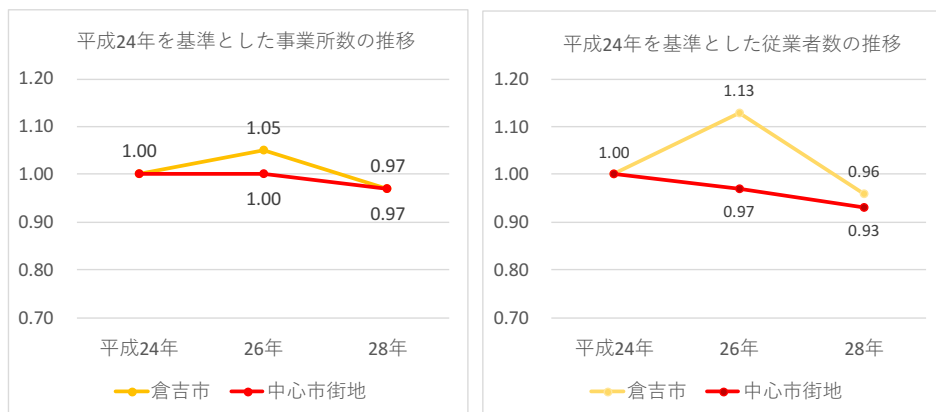
このように、拠点となる駅周辺地区と打吹地区の二地区を含んだ3つの地区で構成される中心市街地では、性格の異なる地区がそれぞれに機能しつつも、相互に機能を補完しながら中心市街地としての機能を果たしている。

## 第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

## ○中心市街地の事業所数および従業者数の推移

平成24年を基準とした事業所数の推移は、26年に増加し、28年に減少に転じているが、倉吉市全体の減少率に対して中心市街地の減少傾向は緩やかになっている。また、倉吉市全体の従業者数は事業所数と同様の推移となっているが、中心市街地は減少が顕著にみられる。

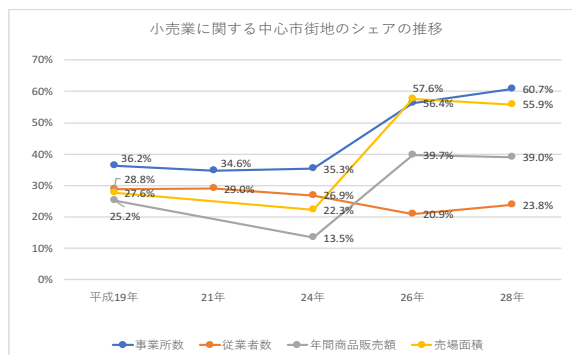


出典：経済センサス

## ○小売業における中心市街地のシェアの推移

市全体に対する中心市街地の主要商業集積地区のシェアは横ばいまたは増加傾向となっており、平成19年から平成28年の10年で、事業所数、年間商品販売額はともに増加している。ただし、近年の状況をみると、年間商品販売額、売場面積が減少していることから、中心市街地の小売業の弱体化の傾向がみられる。

区分		小売業 (商業統計調査)		卸売・小売業 (経済センサス調査)		
		平成19年	21年	24年	26年	28年
事業所数 (店)	倉吉市	776	889	835	802	786
	中心市街地	281	308	295	452	477
	シェア	36.2%	34.6%	35.3%	56.4%	60.7%
従業者数 (人)	倉吉市	4,182	5,368	4,893	4,907	4,855
	中心市街地	1,206	1,555	1,317	1,027	1,156
	シェア	28.8%	29.0%	26.9%	20.9%	23.8%
年間商品販売額 (百万円)	倉吉市	69,166	-	90,186	96,196	103,559
	中心市街地	17,397	-	12,156	38,231	40,411
	シェア	25.2%	-	13.5%	39.7%	39.0%
売場面積 (㎡)	倉吉市	97,511	-	84,274	84,160	79,711
	中心市街地	26,953	-	18,824	48,495	44,525
	シェア	27.6%	-	22.3%	57.6%	55.9%



出典：商業統計、経済センサス



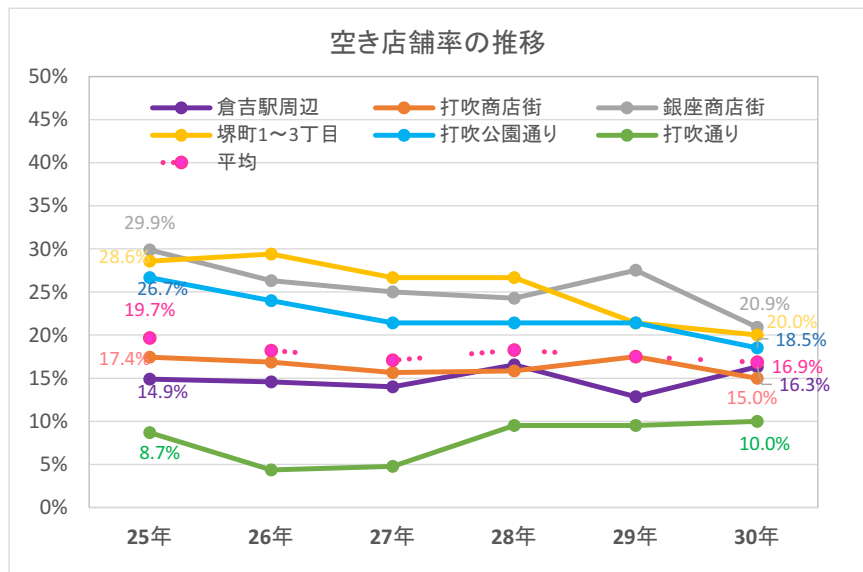
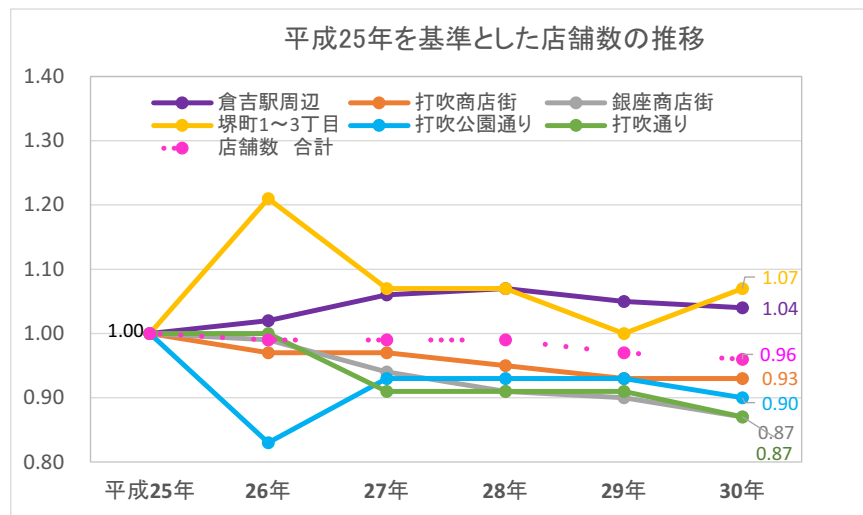
### ○店舗数と空き店舗率の推移

平成25年を基準とした店舗数の推移をみると、全体的には比較的軽微な減少となってきた。

しかし、近年の空き店舗率の推移をみると、全体的には17%を示しているものの、なかには、20%を超える地区があるなど、商業集積の低下がうかがえる地区もみられる。

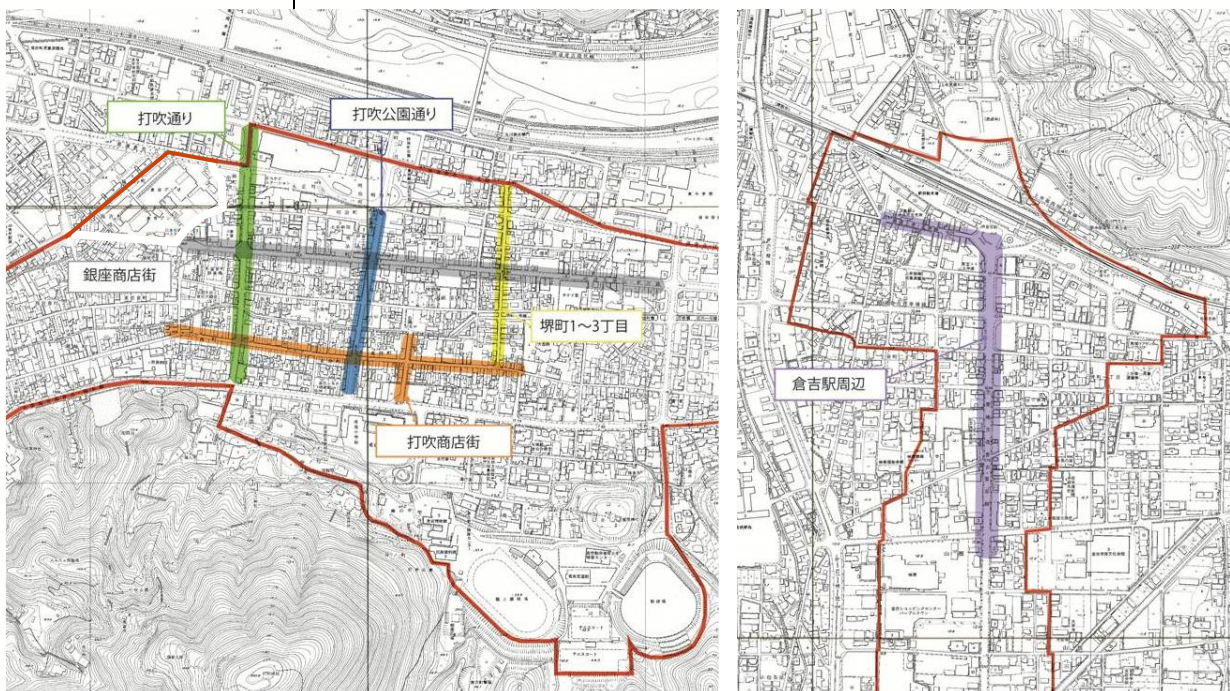
### ■店舗総数（実数）

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
倉吉駅周辺	141	144	150	151	148	147
打吹商店街	86	83	83	82	80	80
銀座商店街	77	76	72	70	69	67
塚町1～3丁目	14	17	15	15	14	15
打吹公園通り	30	25	28	28	28	27
打吹通り	23	23	21	21	21	20
店舗数 合計	371	368	369	367	360	356



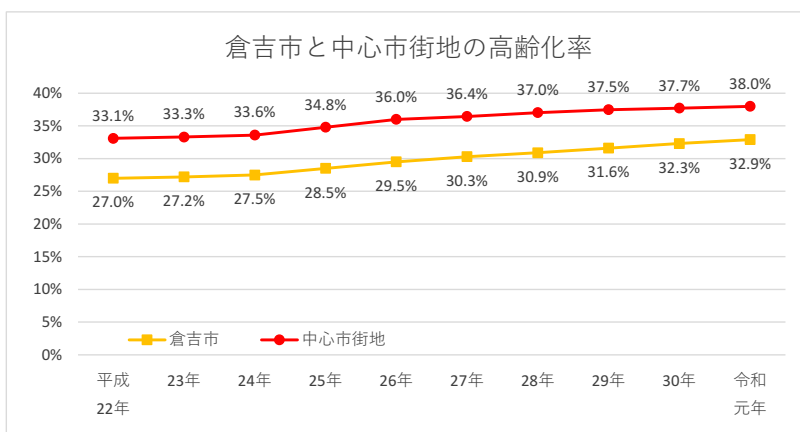
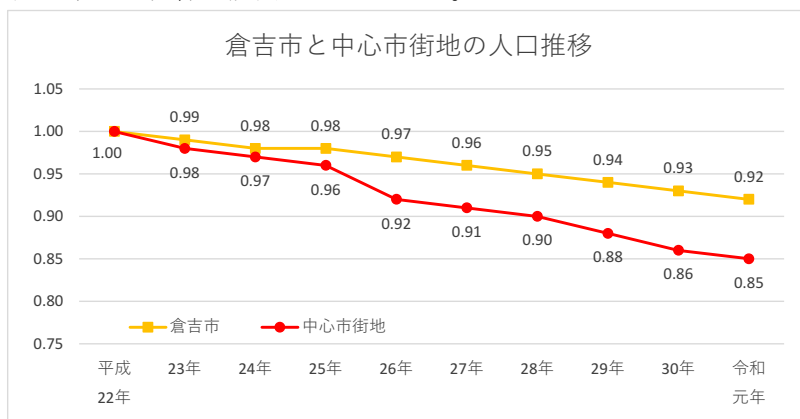
出典：倉吉市 平成30年度空店舗調査

■空き店舗調査実施図（商店街および商業集積のある主要な通り）



○人口減少、高齢化の状況

平成 22 年を基準にした人口の推移をみると、倉吉市の人口減少傾向より中心市街地の減少傾向は著しく、令和元年では、倉吉市の 8%の減少幅に対して、中心市街地では倍近い 15%の人口減少が起こっている。また高齢化率も中心市街地の高齢化率は約 38%と人口減少と同様に倉吉市に対して顕著な傾向となっている。



■倉吉市および中心市街地の人口（実数）と高齢化率

区分	倉吉市		中心市街地	
	総人口	高齢化率	総人口	高齢化率
平成22年	51,331人	27.0%	7,166人	33.1%
23年	50,846人	27.2%	7,052人	33.3%
24年	50,458人	27.5%	6,953人	33.6%
25年	50,080人	28.5%	6,853人	34.8%
26年	49,638人	29.5%	6,587人	36.0%
27年	49,248人	30.3%	6,489人	36.4%
28年	48,852人	30.9%	6,416人	37.0%
29年	48,270人	31.6%	6,312人	37.5%
30年	47,722人	32.3%	6,193人	37.7%
令和元年	47,199人	32.9%	6,072人	38.0%

出典：住民基本台帳（各年1月）

### 第3号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

### (1) 上位計画における位置づけ

#### ○倉吉市総合計画（平成23年3月）

第11次倉吉市総合計画においては、倉吉駅周辺地区や、打吹・上灘地区は「中心拠点」に位置付けられている。

基本目標4の「安全・安心で快適に暮らせるまち」では、「だれもが愛着を感じ、住み続けたいと思えるまちをつくる」を方針の一つとし、「にぎわいのあるまちなかを再生する」という施策を掲げ、「買い物客はもとより、観光客を含めた来訪者がたびたび訪れてみたくなるような、歩いて楽しい快適で魅力的な街並みが形成されているとともに、たくさんの人たちが行き交い、交流を深める場として、活気とにぎわいのある中心市街地となっています。」と中心拠点地区の目指すべき姿を示している。

また、計画では地域資源のブランド力の向上による産業の活発化、地域主体のまちづくりの展開、歴史や文化の保全、快適で安全な生活環境の整備などの目標を進めることとしている。また、分野横断的な戦略プロジェクトでは定住の促進を目指し、若者や子育て世帯、高齢者が住み続けたいまちづくりを進めることとしている。さらに、基本姿勢としては、持続可能な地域社会の確立のため、重要性や緊急性などによりまちづくりを行う「選択と集中を基調としたまちづくり」が掲げられている。



## ○倉吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成27年10月）

平成27年10月に策定した倉吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、基本目標に「人を大事にし、志を育てる」「仕事をつくり、人を呼び、また仕事を呼ぶ」「地域を守り、地域の資源を活力に変える」を掲げており、具体的な施策、重要業績指標（KPI）を以下のとおり設定している。

### <基本目標Ⅰ> 人を大事にし、志を育てる

#### 具体的な施策

- ア. 子育て世代の負担軽減など、安心した子育て環境の提供
- イ. 出会いの機会を強化し、子どもを持つ喜びを感じられる取組みを推進
- ウ. 移住希望者へ魅力を伝え、あたたかく迎え入れる体制を推進
- エ. 子どもたちがどこに行っても自慢したくなる、倉吉の愛着と誇りづくりを推進
- オ. 自ら志を持ち、アイデアを実現し地域に貢献できる人財教育
- カ. 女性が地域や職場で活躍できる環境づくりの推進
- キ. 退職後からの活躍の場づくりによる地域の担い手と活力に貢献

#### K P I

- ①合計特殊出生率 1.75(H25) ⇒ 1.79(H31)
- ②県内外からの移住者 147人(H26) ⇒ 200人(H31)

### <基本目標Ⅱ> 仕事をつくり、人を呼び、また仕事を呼ぶ

#### 具体的な施策

- ア. 安定した雇用基盤の整備
- イ. 80歳まで稼げる農林水産業の推進
- ウ. にぎわい創出と観光業の振興

#### K P I

- ①企業誘致及び規模拡大による新規雇用者数 153人(H26)  
⇒ 300人(H31【累計】)
- ②中部1市4町観光客入込客数 2,128,000人(H26)  
⇒ 2,200,000人(H31)

### <基本目標Ⅲ> 地域を守り、地域の資源を活力に変える

#### 具体的な施策

- ア. 人が集い魅力ある地域づくり
- イ. 地元大学生の力による賑わいづくりと地域づくり
- ウ. 高齢になっても障がいがあっても安心して健康でいきいき活躍できる環境づくり



K P I

- ①「市民提案型協働プロジェクト」事業の取組地区数 1 地区(H26) ⇒ 13 地区(H31)
- ②自主防災組織の組織率 74.7% (H26) ⇒ 100.0%(H31))
- ③「まちの保健室」取組地区数 2 地区 (H27) ⇒ 13 地区(H31)

○倉吉都市計画マスタープラン（平成 30 年 2 月）

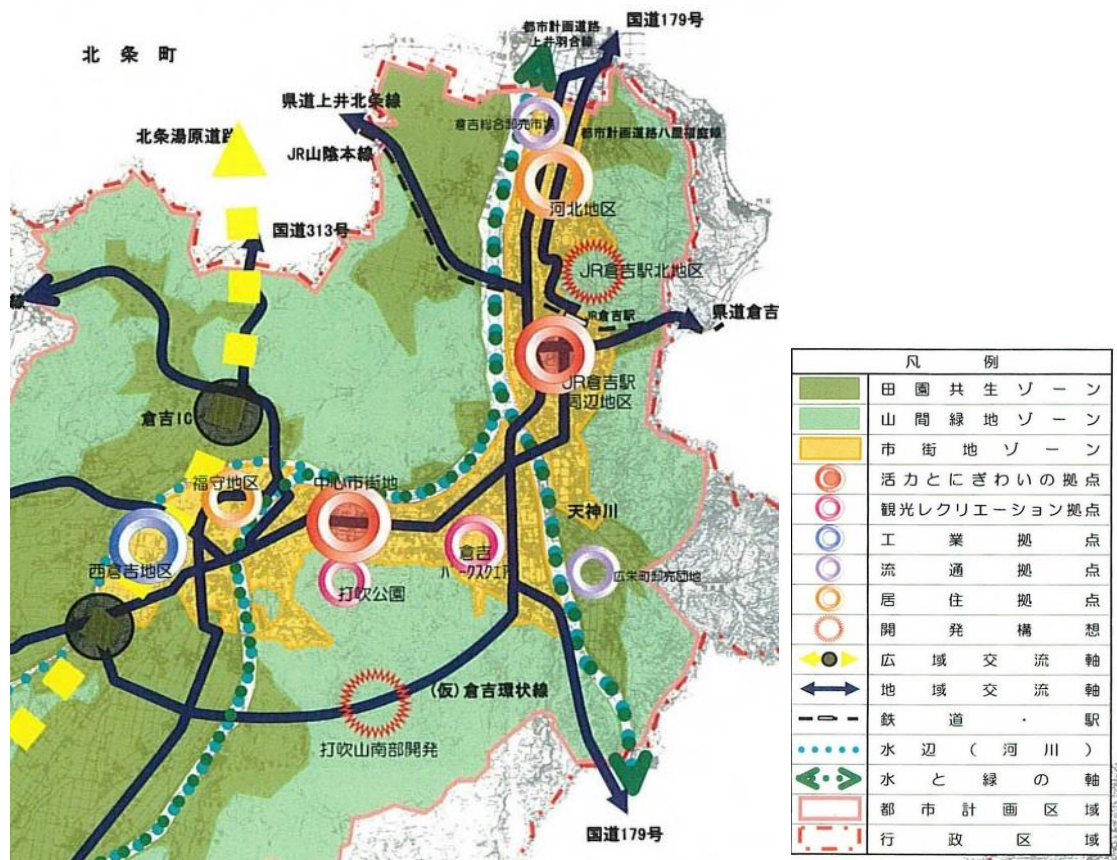
都市計画マスタープランにおいて中心市街地は市街地ゾーンに位置付けられ、都市構造の5つの拠点のうち「中心拠点」に位置づけられている。

「河北地域」に位置づけられている倉吉駅周辺地区は、「人が行き交うまちづくり」を目標とし、倉吉駅周辺を中心に誰もが容易にアクセスでき、人が行き交うにぎわいのあるまちを目指すとともに、落ちついた雰囲気のある居住環境を守るとともに、交流拠点にふさわしい商業集積の計画的な誘導を図ることとしている。また「中央地域」に位置づけられている打吹地区からパークスクエアを含む地域は、「懐かしさと季節を感じるまちづくり」を目標とし、日常生活が地域内で完結する生活空間の形成を目指すとともに、打吹玉川地区の白壁土蔵群や民家の街なみを活かした観光まちづくりの推進、季節ごとに変化をみせる打吹山の自然や景観を活かした「緑の環境」づくりを進めることとしている。



○倉吉都市計画区域 都市計画区域マスタープラン（平成 30 年 2 月）

倉吉都市計画区域都市計画区域マスタープランにおいて、中心市街地は市街地ゾーンに位置し、駅周辺地区と打吹地区は、6つの拠点のうち「活力とにぎわいの拠点」に位置づけられ、倉吉パークスクエアは「観光レクリエーション拠点」に位置付けられている。2つの拠点を核として、地域特性を活かし、都市基盤の整備を促進することにより、土地の有効・高度利用を図りつつ、魅力ある商業地の形成を図ることが進められている。打吹地区は、歴史的資源を活かした商業環境を整備する地区、駅周辺地区は集積機能、施設との連携の充実化を図るとともに、県内外に情報を発信する拠点として機能の拡充、環境整備を重点的に図る地区と位置づけられている。



○定住自立圏構想／中心市宣言（平成 21 年 3 月）、鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン（平成 27 年 3 月）

鳥取県中部圏域は、中心的な役割を担う本市とその周辺にある4町（三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町）で構成されており、県内では、コンパクトな自立圏域を目指す「小規模中心型」に位置付けられている。本圏域は、1市4町で定住自立圏を形成し、互いに役割分担・連携を行いながら、定住自立圏の圏域全体で人口の「定住」に必要な都市機能と生活機能を確保するとともに、圏域の地域資源を有効に活用して、「自立」に必要な経済基盤を培い、圏域全体の魅力の向上と活性化を図ることに

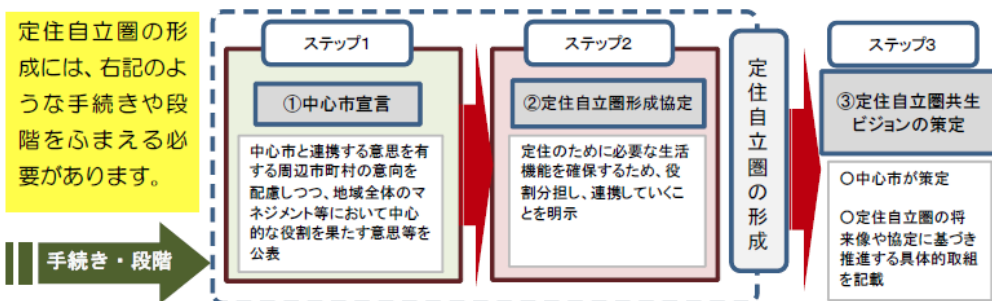
より、圏域における定住を促進し、持続可能な圏域社会を構築することを目的としている。

定住自立圏構想における本市の中心市宣言では、「定住自立圏の形成を目指す中心市として定住自立圏の構築を掲げ、近接する4町を始め、人口定住のため連携する意思を有する自治体などとともに、結び付きと機能の強化により関係を緊密にし、共通課題の解決を図り、地域全体の維持・発展に向け、さらに積極的な各種サービスを提供していくことにより、安心して暮らせる圏域の形成、均衡ある発展と一体化を目指す」と宣言されている。

また、定住自立圏共生ビジョンでは、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化を視点とし、「暮らし良さ(住み続けたくなる要素)」を感じられる生活基盤の整備と地域資源の連携・活力による「魅力(住みたくなる要素)」の創出により、定住の促進を図るとしている。



■定住自立圏の形成に係る手続きの流れ





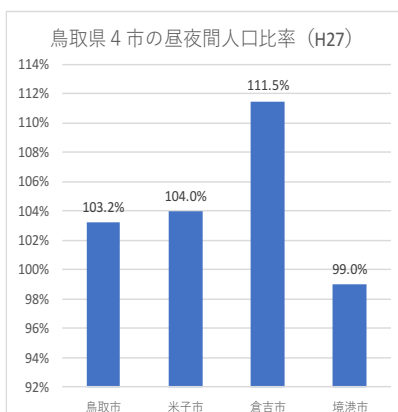
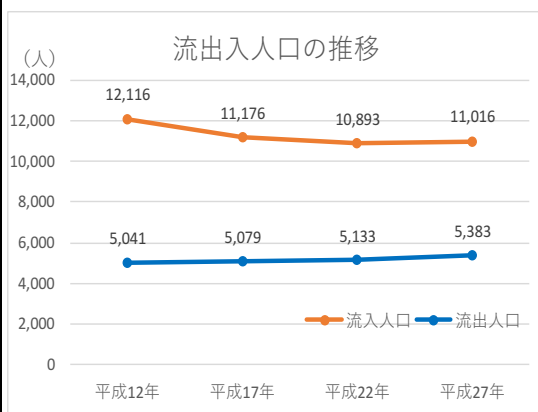
## (2) 周辺市町村への波及効果

倉吉市への周辺地域から計約 1.1 万人の通勤・通学者が流入しており、昼夜間人口比率は 111.5%と流入超となっている。市外からの流入人口は総従業者・通学者の 3 割以上を占めており、特に通学者の 4 割以上が市外からの流入者となり、若者の流入が多くなっている。

市外からの流入人口のうち、最も多いのは湯梨浜町で近隣 4 町からの流入が多いが、鳥取市や岡山県、島根県の他都市からの流入も見られ、広域的な吸引力を有していることから、活性化による周辺市町村への波及効果も大きいと考えられる。

区分	夜間人口 (人)	流出人口 (人)	昼間人口 (人)	流入人口 (人)	昼夜間 人口比率
平成12年	49,681	5,041	56,756	12,116	114.2%
17年	52,579	5,079	58,676	11,176	111.6%
22年	50,720	5,133	56,480	10,893	111.4%
27年	49,044	5,383	54,677	11,016	111.5%

注釈：昼夜間人口比率＝（昼間人口／常住人口）×100



出典：国勢調査

### 平成 27 年の就業者・通学者の流入割合（15 歳以上） ※不詳は含まず

区分			就業者	通学者	合計
市内			66.2%	56.2%	65.2%
市外	県内 他都市	三朝町	4.2%	4.2%	4.2%
		湯梨浜町	10.3%	11.4%	10.4%
		北栄町	4.4%	7.6%	4.7%
		琴浦町	8.2%	8.4%	8.2%
		鳥取市	4.0%	6.2%	4.2%
		その他の県内他都市	1.8%	4.5%	2.1%
		計			
	県外	岡山県	0.5%	0.0%	0.5%
		島根県	0.2%	1.1%	0.3%
		その他の他県	0.2%	0.4%	0.2%
計			33.8%	43.8%	34.8%
流入合計			100.0%	100.0%	100.0%

出典：国勢調査

### 3. 中心市街地の活性化の目標

#### (1) 中心市街地の基本テーマ

##### ①中心市街地の基本テーマ

###### みんなで進める復興と福高

###### ～レトロとクールの融合により新たな活気とにぎわいの溢れるまち～

近い将来に予想される人口構造のほか観光産業、新規創業などによる都市型産業等を活性化させていくため、倉吉市固有の歴史・文化とフィギュア・デジタルコンテンツといった新たな資源を融合し、県中部地域の玄関口という特性を活かしつつ、地域のやる気と創意工夫のもとで個性豊かな商業活動や新たな起業が活発に展開され、地域経済が着実に循環するまちとして、居心地がよく、歩いて楽しく、暮らしよい活気とにぎわいのある中心市街地。

##### ②活性化の基本的な方針

###### i) みんなで積極的に住みたくなる暮らしの賑わい再生を目指すまち

生活の場としての環境の整備、新たな居住スタイルを楽しめる居住の場の提供、楽しく交流できる環境づくりを行うことにより、お年寄りが不便さや孤独を感じずに暮らすことができ、また子育て世代にとっても快適に住むことができる。更には市外や県外からもその環境に魅力を感じて新たな移住者・定住者が増え続けるような生活環境を備えたまちを目指す。

###### ii) 歴史的資源とポップカルチャーを活かし観光おもてなし力の向上を目指すまち

倉吉を訪れる観光客をはじめとする訪問者が、ゆっくりと徒歩で回遊し、倉吉ならではの生活文化を体験しながら滞在を楽しめる環境を整備し、観光目的での宿泊者数の増加及び消費の拡大へとつながるまちを目指す。

###### iii) 多種多様なビジネスが活性化し地域の商業活動の発展を目指すまち

中心市街地における産業・経済活動の健全な維持を図るとともに、将来の倉吉の産業・経済の高付加価値化、ブランド化、独自性の確立や個性化へとつながる新たな息吹とするため、新たな事業活動等の起業、誘致を推進するまちを目指す。

#### (2) 中心市街地活性化の目標と取組みの方向性

##### ■目標1：みんなで積極的に住みたくなる暮らしの賑わい再生を目指すまち

###### 【取組みの方向性】

- 買い物や医療など日常生活を支える機能の導入・誘導や質の高い生活サービスの提供
- 若い世代の感覚にも適応した新しい居住の場の整備・提供
- 多様な人々が居心地よく時間を過ごせる環境づくり
- バリアフリーやユニバーサルデザインの推進、公共交通の利便性、快適性の向上



## 【内容】

倉吉においても、人口減少と高齢化が進展し、日常的な買い物やサービスを受けられる商業施設等の郊外化が進んできている。今後さらに進展する超高齢社会を見据え、倉吉市の活力を維持・向上させていく上で、中心市街地において、多様な世代の人々にとって暮らしやすい環境を整備することが極めて重要である。

このため、既存商業施設の再活性化などを含め、徒歩等によっても日常的な買い物ができる環境の充実や、医院・診療所などの日常生活を支える医療機能の充実など、生活に必要な機能の導入・誘導を進め、多様な世代の人々にとって住みやすい、質の高い生活サービスを提供できる環境を整備する。歴史的な市街地においては、空き家等のストックを有効に活用して、昔の建物の雰囲気を楽しみながら住まうことができる住宅等へのリノベーションを進めることにより、UターンやIターンを志向する若い世代の感覚にも適応した新しい居住の場を提供する。併せて、高齢者サロンなどのコミュニティスペースの充実により、多様な世代・境遇の人々が居心地よく、快適に時間を過ごせる環境づくりを行うことにより、消費と交流を促す。

また、中心市街地内の交通対策、歩行者対策として、既にバリアフリー化されている観光施設（打吹回廊等）や公共施設（倉吉市役所第2庁舎）と一体となったバリアフリーやユニバーサルデザインを推進していくとともに、駅周辺地区と打吹地区とを連絡する公共交通バスの利便性、快適性の維持・向上を図るなど、誰もが安心して中心市街地を訪れ、移動できる環境を整える。

## ■目標2：歴史的資源とポップカルチャーを活かし観光おもてなし力向上を目指すまち

### 【取組みの方向性】

- 伝統的建造物群の利活用や歴史的・文化的な資源の発掘による観光地としての魅力向上
- やる気のある若年層や女性、高齢者などの様々な主体のアイデアや事業創出意欲を取り込んだ観光振興や観光ビジネスの拡大
- フィギュア、デジタルコンテンツといった次世代型観光資源の有効活用による持続的発展を図る観光地化
- 体験型観光ニーズに対応したプログラムの提供、倉吉の環境を生かした滞在型観光の推進
- 歴史的な市街地の歩行環境等、回遊型の観光を行いやすい環境整備

## 【内容】

倉吉では、これまで打吹地区を中心に、赤瓦白壁土蔵群等の伝統的な歴史的建造物の蓄積を生かした、歴史や文化の香る観光振興の取り組みを行い、成果を挙げてきた。地域経済が右肩あがりではない中、倉吉の活力を維持し、向上を図っていくためには、交流人口の拡大を図る必要がある。従来の取り組みを土台として、歴史と文化によるまちづくりを草の根のように張り巡らし、掘り起し、発展させていくことにより、地域経済の活性化につながる観光・交流拠点の形成を図る。

このため、伝統的建造物群を観光・交流の拠点として利活用し、空き家・空き店舗の活用やリノベーションによる新たな集客施設を整備するとともに、潜在的な歴史的・文化的資源を発掘し、新たな視点や手法により観光資源として活用することで、一層の魅力の向上を図る。利活用にあたっては、やる気のある若年層や女性、高齢者などの様々な主体のアイデアや事業創出意欲を取り込むことを前提に、まちなかで新規にビジネスを起業できる環境を整備し、観光振興とともに観光ビジネスの拡大を図る。また、体験型の観光ニーズへと対応するための多様なプログラムの提供と町家

等を活用した宿泊機能の充実など、倉吉の環境を生かした滞在型観光を進め、あわせて、歴史的な市街地の歩行環境の整備をさらに進めていくことにより、回遊型の観光を行いやすい環境を整備する。

また、世界的フィギュアメーカーである「グッドスマイルカンパニー」の国内初工場、倉吉市が舞台とされるコナミデジタルエンタープライズによる「ひなビタ♪」といったデジタルコンテンツを積極的に活用するため、地域住民主体で整備された円形劇場くらしフィギュアミュージアムなどの観光施設と連携することで、新たな活性化を図っていく。

あわせて、地域に立地する大学等の教育・研究機関等の知的な資源、人材の集積を生かし、市民の文化活動や生涯教育の場としての中心市街地の機能を充実させることにより、周辺地域からも日常的に人が訪れるまちとしていく。

### ■目標3：多種多様なビジネスが活性化し地域の商業活動の発展を目指すまち

#### 【取組みの方向性】

- 小規模でも高付加価値な企業の誘致や起業の支援
- 話題性、メッセージ性、影響力のある専門家などに対する活動の場の整備・提供

#### 【内容】

倉吉の駅周辺地区、打吹地区には、市内の事業所の多くが集積し、従業者もその多くが就業している。特に、駅周辺地区については「宿泊・飲食サービス業」「情報通信業」「金融業」のほとんどの事業所が集積しており、打吹地区では「卸売・小売業」や「生活関連サービス業」「宿泊業・飲食サービス業」が多く集積している。二つの拠点は、それぞれの特性を有しながら、経済産業活動面において倉吉市の中心として機能しており、今後も、社会全体の産業構造の変化に適応しながら維持・発展していく役割が求められている。

このため、既存の業種の健全な維持を図るとともに、小規模でも高付加価値な事業活動を行う企業の誘致や、新たな成長・雇用の源泉となる起業の支援・促進を図ることにより、時代の流れを作っていく企業や、新たな働き方を求める人など、産業・経済活動を担うプレイヤーを積極的に招き寄せ、地域型の事業振興を図る。また、鳥取県立美術館の整備促進により、アーティスト、クリエイター、デザイナーといった、話題性やメッセージ性、影響力のある専門家等についても、活動の場（アトリエや創作活動の場等）を整備・提供するなど、積極的にその誘致に取り組んでいく。

(3) 目標指標と数値

○基本的な方針及び目標

基本的な方針	中心市街地の活性化の目標	目標指標	基準値	目標値
安全・安心で快適に暮らせる生活中心のまちづくり	目標① みんなで積極的に住みたくなる暮らしの賑わい再生を目指すまち	中心市街地全体の人口の社会増減(人)	△177人 (H26-R1)	±0人 (R2-R7)
みんなで積極的に住みたくなる暮らしの賑わい再生を目指すまち	目標② 歴史的資源とポップカルチャーを活かし観光おもてなし力向上を目指すまち	中心市街地における観光入込客数(人)	383,300人 (H30)	421,400人 (R6)
生活文化の薫る歴史的な街並みを活かした観光・交流拠点のまちづくり	目標③ 多種多様なビジネスが活性化し地域の商業活動の発展を目指すまち	中心市街地における創業事業所数(件/年)	平均6.8件/年 (H27~H30)	平均10件/年 (R2-R7)

1) みんなで積極的に住みたくなる暮らしの賑わい再生を目指すまち

①目標設定の考え方

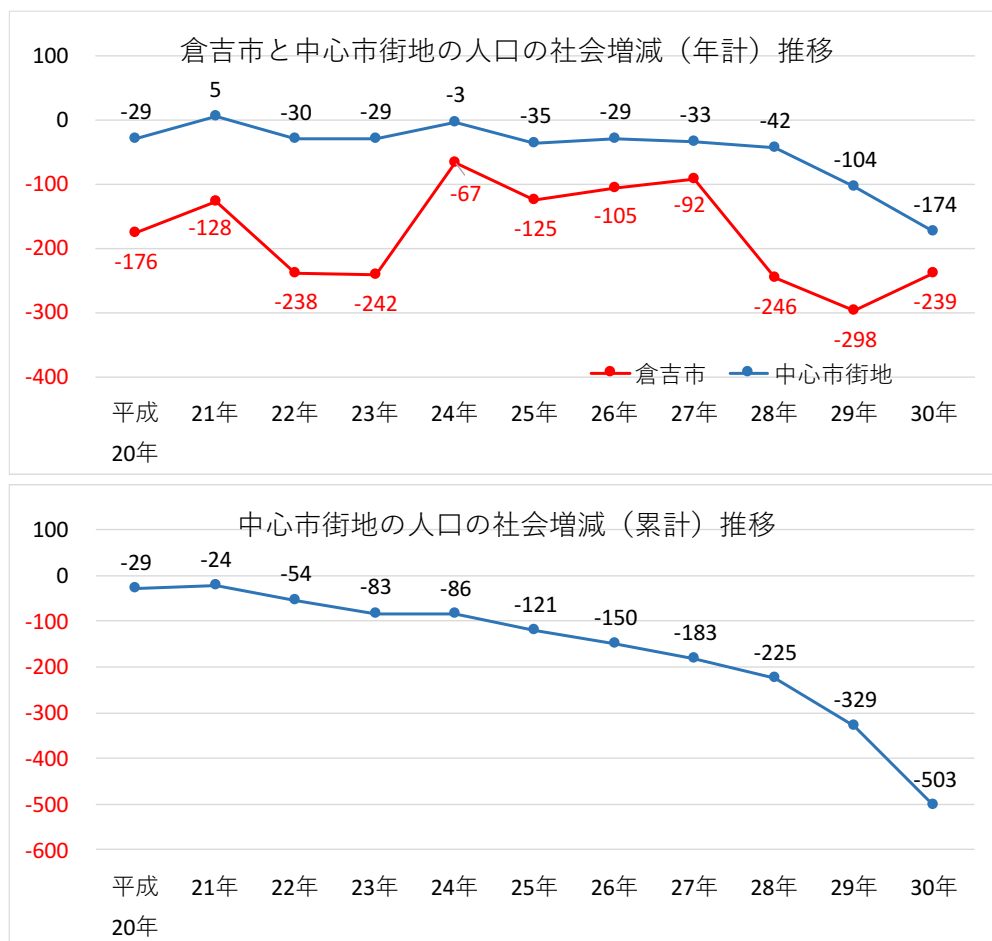
中心市街地の生活環境がどの程度向上しているのか、また居住環境がどの程度魅力的になっているのかを把握するための指標として、中心市街地の居住人口の社会増減を把握し、目標値を設定することとする。

この目標では、暮らしやすい生活環境や質の高い居住機能の整備などにより、多様な人が快適に暮らすことのできるまちを目指しているため、新たな居住環境の提供や生活サポート機能の質を高める事業の実施が、今現在暮らす人の満足度の向上だけでなく、移住者や定住者を増やすことへと繋がり、その成果が居住人口の社会増減となって現れると考え、中心市街地全体の居住人口の社会増減の累計を指標として設定することとする。

⇒中心市街地全体の人口の社会増減

## ②数値の動向

最近 10 年程度の期間ではほぼいずれの年においても社会減（流出超）が続いているが、平成 29 年の社会減が特に大きいなど、年による偏差も大きい。中心市街地の社会増減を累計値としてみると、社会減に歯止めがかからず流出超が続く傾向が見られる。



出典：各年住民基本台帳（各年 1 月）

## ③目標数値の設定

⇒平成 27 年から令和元年までを基準とし、令和 2 年から令和 7 年までは社会増減の累計を±0 人と設定する。



平成 26 年から令和元年までの社会増減の累計を見ると、その社会減の傾向は顕著であり、活性化の取組みを行わない場合には人口の流出超は続く予想される。

これらを踏まえ、社会減に歯止めをかけるため、平成 26 年から令和元年までの累計の社会減△177 人を基準値とし、目標値は令和 2 年から令和 7 年までの累計の社会減を±0 とする。

拠点的な生活・居住環境の整備、強化だけでなく、中心市街地の商業や業務活動の機能強化や拠点整備と併せて、生活環境の整備や居住環境の整備を面的に図ることにより、地区全体として暮らしやすいまちを形成し、居住空間としての快適性、魅力向上に繋げることができるよう、目標達成を目指すこととする。

#### ④目標数値達成のための事業について

##### ア リノベーション等による居住推進

打吹地区をはじめとした中心市街地の古民家や空き家等をリノベーションし、その一部にシェアハウスや賃貸住宅を整備することにより、歴史的な環境を生かした魅力的な住環境を提供し、Uターン、Iターン等による市外、県外からの若年層を中心とした移住を進める「リノベーション居住推進事業」により、中心市街地の居住者増を図る。

###### ○リノベーションによる居住の推進につながる事業

- ・リフォームに対して助成を行う「住宅リフォーム助成事業」
- ・行政、地権者、不動産事業者の共同により既存空き家の有効活用策を実施する「既存ストック活用居住推進地域連携事業」（新規）

##### ■増加の見込み

リノベーション住宅による居住者増  $6.75 \text{ 世帯} \times 1.5 \text{ 人} \times 5 \text{ 年} = \underline{50 \text{ 人}}$

- ・平成27～30年度の4か年の平均移住実績：133世帯、200人  
⇒移住世帯の平均世帯人員：1.5人/世帯
- ・平成27～30年度のリノベーション事業平均利用世帯：6.75世帯

##### イ 居住者を支援する事業の実施や生活サービスの充実

今後、倉吉市では、民間事業者等と協力しながら、多様な事業を実施することにより居住者の支援や生活サービスの充実を図る。

###### ○居住者の支援や生活サービスの充実につながる事業

- ・地域の店舗が子育て応援に協賛する「若者子育て世帯買い物応援事業」
  - ・元気な高齢者の社会活動の場づくりを行う「住民運営のサロン事業」
  - ・パークスクエア・バス通り沿線地区暮らし・にぎわい再生事業
  - ・新たに設立されたまちづくり会社が実施する地域向けコミュニティイベントを行う「打吹回廊活用事業」（新規）
  - ・行政が実施する住民向けコミュニティエリア整備を行う「パークスクエア・バス通り沿線地区暮らし・にぎわい再生事業」
- ※（新規）と記載のあるものは、本計画により新しく実施する事業、その他記載のないものは既存事業となっている。

既存の事業の維持・拡充を図り居住環境を適切に維持することから、定住化を促進し人口維持が見込まれる。一方、新規事業により中心市街地における居住環境の魅力が向上することから、転入居住者の増加が見込まれる。



### ■増加の見込み

生活環境の充実による居住者増  $9.98 \text{ 世帯} \times 1.5 \text{ 名} \times 5 \text{ 年} = \underline{74 \text{ 人}}$

※毎年6世帯程度の移住を見込む。

- ・倉吉市における平成27～30年度の4か年の平均移住実績：133世帯
- ・上記のうち中心市街地へ1.5割程度が移住：133世帯×15%=19.95世帯
- ・19.95世帯のうち1/2がリノベーション事業を利用すると見込む：9.97世帯
- ・19.95世帯－9.97世帯=9.98世帯
- ・平成27～30年の倉吉市の移住世帯の平均世帯人員（転入世帯の世帯人員）：1.5人/世帯

### ウ 高齢者に対応した住宅等の整備

中心市街地にある旧工場跡地において、くらしよし居住環境整備事業を展開し、設備のととのった利便性の高い住宅の提供により居住者の増加を見込む。

### ■増加の見込み

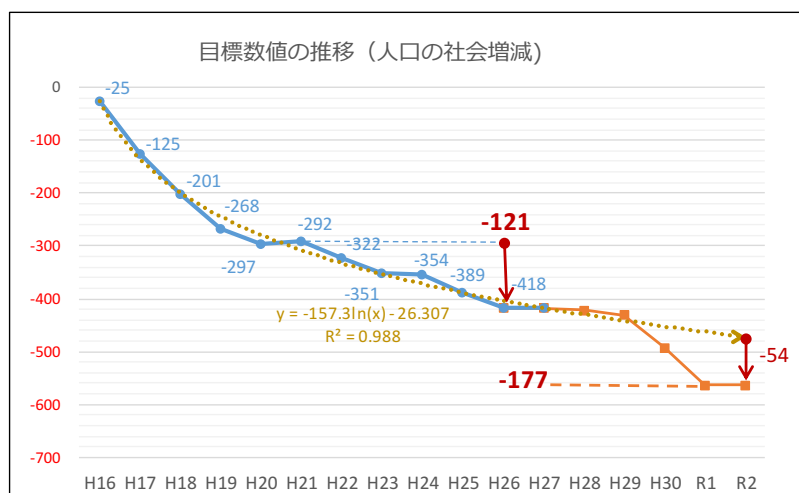
高齢者用住宅の提供による居住者増（新規）  $\underline{53 \text{ 人}}$

下記の通り、倉吉市と中心市街地の高齢人口の割合から、中心市街地外からの流入人口となる入居者数を算出する。

- ・倉吉市 高齢人口（H30.1 住民基本台帳）：14,647人
- ・中心市街地 高齢人口（H30.1 住民基本台帳）：2,432人（倉吉市高齢人口の約16.6%）
- ・入居定員70人 × 入居率90%※ = 63人の入居者数を見込む  
 ⇒入居者のうち、中心市街地からの入居者数は全体の約16.6%と見込む=10人  
 ⇒入居者のうち、中心市街地以外からの入居者数は全体の約83.4%と見込む=53人  
 ※事業希望者へのヒアリングによる

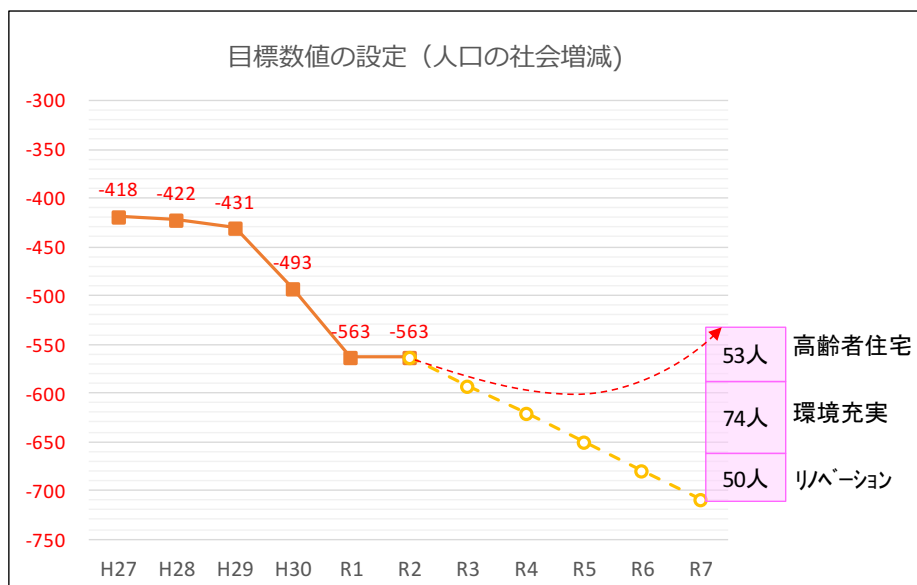
### （参考）人口の社会増減（累計）のトレンド

による社会増減の想定



以上、ア、イ、ウ の事業の実施等により、過去実績からの社会減の想定（△177）、事業効果を積み上げて177人の増加を見込み、目標を達成する。

$$\begin{aligned}
 & -177 \text{ (過去実績から推測する減少)} + 177 \text{ (増加見込み)} \\
 & = 0 \text{ (目標値：5年間の累計の社会減} \pm 0 \text{)}
 \end{aligned}$$



【令和2年3月時の状況】

平成21年から26年までの5年間に於いて中心市街地全体の人口の社会増減の累計は△121人であったが、平成26年2月から平成31年4月までの5年間に於いては△177人となった。住宅リフォーム助成事業、若者子育て世帯買い物応援事業、住民運営のサロン事業、打吹公園整備事業、倉吉駅前ファーマーズマーケット整備事業、地域子育て支援拠点事業（利用者支援事業）、サービス付高齢者向け賃貸住宅事業などの推進により、中心市街地において住みやすい環境が整えられつつあったが、平成28年10月21日に発生した鳥取県中部地震により、多くの住居・空き家において居住環境が損なわれ、利活用できる家屋の空き家バンクへの登録件数も思うように確保できなかったことから中心市街地への移住を促すことができず、結果、中心市街地全体の人口の社会増減については減少が続いている。

今後、地震の影響による社会減を防ぐため、また鳥取県中部地震からのいち早い復旧復興のため、被災住宅の再建を継続的に支援し、また、リノベーション居住推進事業の継続的な実施、及び、パークスクエア・バス通り沿線地区暮らし・にぎわい再生事業により地域住民の住環境の改善を図ることで、中心市街地における受入れ環境の整備を進め、移住を促進させる取り組みを実施していく。また官民連携にて活動をしている中心市街地活性化協議会においても、空き家・空き店舗情報の整理、活用策の検討を進めており、共同での取り組みを新たに開始し、官民連携にて強力に推進することで、中心市街地全体の人口の社会増減について、減少の食い止めを図り増加に転じるよう対策を実施していく。

⑤フォローアップについて

毎年1回、1月末時点の住民基本台帳により、人口の社会増減を把握するとともに、事業の進捗状況について、毎年度末に調査を実施、把握し、その評価を踏まえて、状況に応じた必要な措置を講ずることとする。

なお、計画期間終了後の令和7年度以降も必要に応じて事業の進捗、効果発現状況を把握し、引き続き社会増に向けた措置を講ずることとする。

## 2) 歴史的・文化的資源を活かした回遊型観光のまち

### ①目標設定の考え方

中心市街地に観光客などの訪問者がどの程度訪れるのか、また回遊し、滞在しているのかを把握するための指標として、中心市街地のうち、既に赤瓦白壁土蔵群等の観光地として取組みが行われ、歴史・文化的エリアとして認識されている打吹地区に立地する主要な観光施設を対象とした「入込客数」を把握し、目標値を設定することとする。

打吹地区は前述のように、倉吉市の観光地の中心である赤瓦白壁土蔵群が立地しており、土蔵を活かした赤瓦一号館や物産館などの観光施設をはじめとし、博物館などの文化施設も多数立地し、観光客の多くが立ち寄る地区となっている。

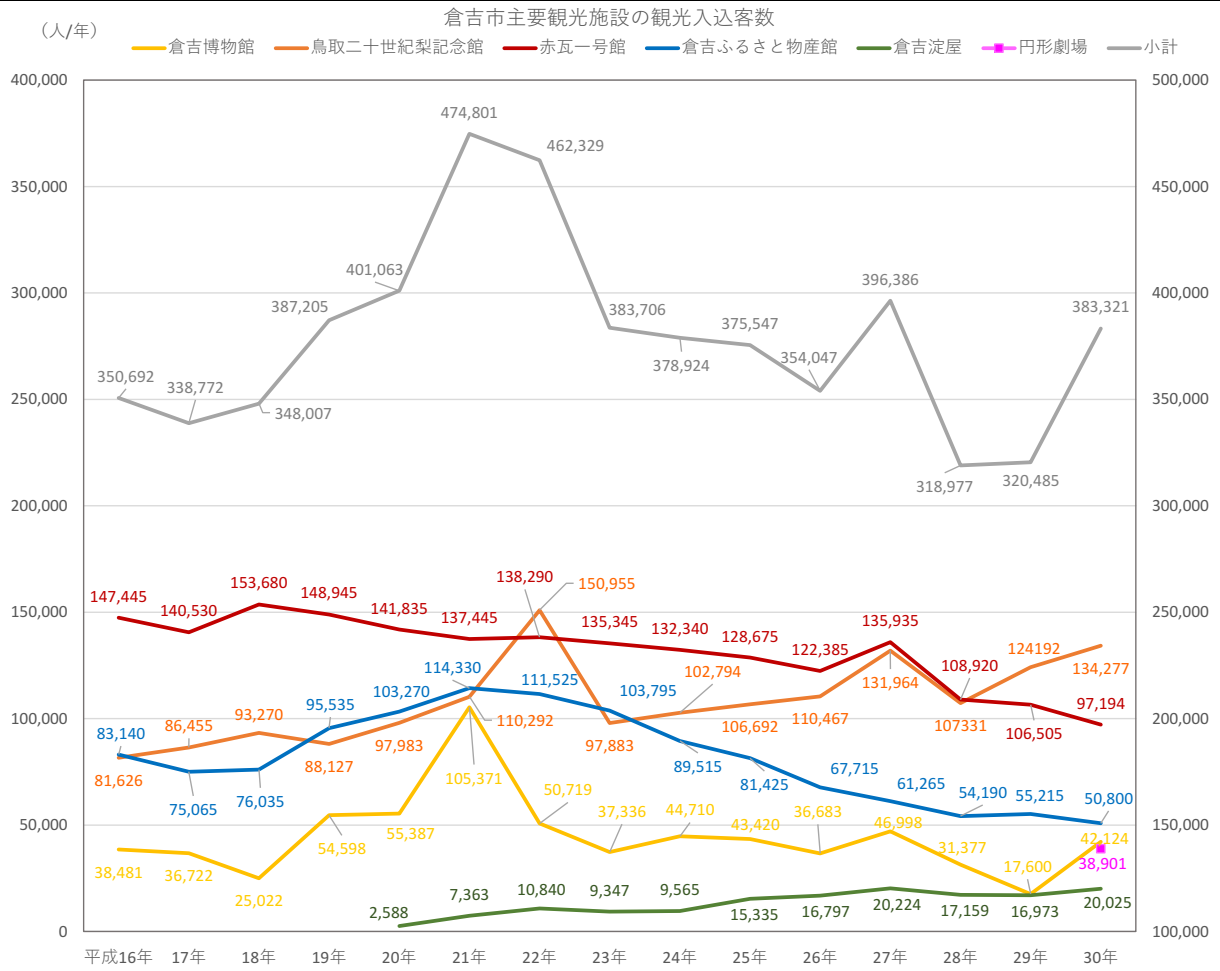
この目標では、潜在的な歴史的・文化的資源の発掘により、歴史と文化によるまちづくりを進展させ、新たな視点や手法による資源の活用でさらなる観光・交流拠点の形成を図ることを目指しているため、歴史的・文化的資源に着目した施設の集積や機能増進、また回遊性の向上のための事業の実施は、拠点の交流人口や、エリアの回遊人口にその成果が現れると考え、歴史的・文化的資源が集積している打吹地区における「観光入込客数」を指標として設定する。打吹地区で観光客が来訪する観光施設は限定されるため、現状の主要な観光5施設（倉吉博物館、赤瓦一号館、倉吉ふるさと物産館（赤瓦八号館）、倉吉淀屋、鳥取二十世紀梨記念館）に加え、新たに整備された円形劇場くらしフィギュアミュージアムへの入込客数をもってこれを把握する。

⇒中心市街地における観光入込客数

### ②数値の動向

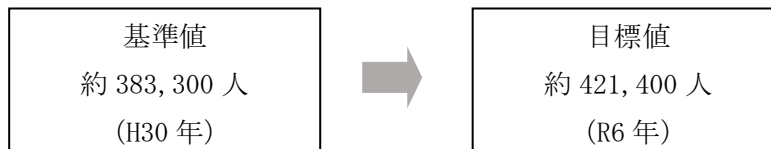
中心市街地の主要な観光施設（倉吉博物館、赤瓦一号館、倉吉ふるさと物産館（赤瓦八号館）、倉吉淀屋、鳥取二十世紀梨記念館）のうち、赤瓦一号館については、平成16年度より増減を繰り返していたが、平成18年度以降は一貫して減少しており、最近5年間で1万人減少している。倉吉ふるさと物産館については、増減を繰り返しながら平成21年度に向けて増加してきたが、それ以降は減少傾向が続いており、ピーク時に比べて約6万人減少している。また、倉吉博物館については、平成21年度に、現在は春のみ開催を行っている特別展示を春夏の2回開催したことによる特異年が見られるほか、約4万人程度を軸として増減を繰り返している。一方、倉吉淀屋については、増加傾向にあり、平成21年から平成25年の5年で、倍以上の入込が見られる。鳥取県二十世紀梨記念館は、平成22年に、毎月最終日曜に無料入館デーを設けたことによる特異年が見られるが、無料入館デーについてはその後も継続している中で大幅な観光入込客数の増加にはつながっていないものの、平成16年から緩やかに増加を示している。

これらの結果、倉吉市の主要観光施設の入込客数を合計した総数については、平成20年度のピークを境に減少傾向を示していたが、近年は増減を繰り返しながらも増加に転じている。しかし、倉吉の観光の象徴の一つである赤瓦一号館への来訪者が減少を続けていることとあわせて考えると、観光の衰退傾向がみられる。



### ③目標数値の設定

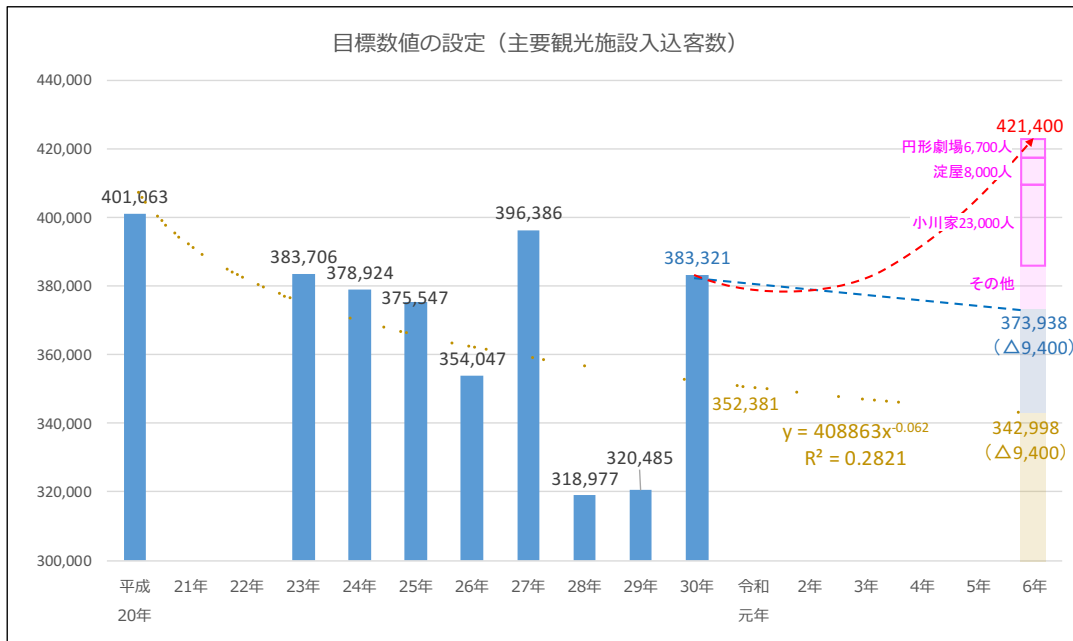
⇒平成30年を基準とし、令和7年には3.8万人増の約42.1万人と設定する。



倉吉の主要な観光施設の入込客数を通じて、中心市街地への観光客の来訪状況の概略を把握することが可能である。現状の主要観光施設（6施設）の入込客数において、平成20年から平成30年を踏まえ、現状のまま推移した場合、6年後の令和6年度には、平成30年の推計値35.2万人から34.3万人となり、約0.9万人減少するものと予想される。これを平成30年の実績38.3万人からみると37.4万人に減少することとなる。

この傾向を踏まえて、中心市街地における観光客数の減少傾向に歯止めをかけたうえで、約42.1万人を目標に設定する。

このため、今後は、現状の5施設のほか、新たに整備された主要観光施設（円形劇場くらしフィギュアミュージアム(H30.4月オープン：入館者数38,901人)）により中心市街地の観光客を増加させると同時に、現状の各施設の魅力向上にも取り組む。また、歴史的建造物群保存地区以外のエリアも含めて、倉吉の歴史的・文化的な市街地の資源をより広く捉え、観光の拠点づくりを進める。これにより、打吹地区全体の回遊性も高め、観光等による滞在時間を増加させるような、観光地としての総合的な魅力を高める取り組みを行っていくことにより、目標達成を目指すこととする。



注) 平成21年、22年は特異値のため除く

#### ④目標数値達成のための事業について

##### ア 歴史的資源・建造物を活用した新たな観光施設の整備、既存施設の改修

江戸時代からの酒造であった小川家の母屋、酒蔵、庭園が県文化財指定を受けることを契機に、展示機能を有した改修を行い、新たな集客施設として整備する。また、蔵の一部（指定外）を改修し酒や土産物販売、喫茶・軽食販売が行える店舗として整備し新たな賑わいを創出する。（小川家整備活用事業）

倉吉で現存する最古の町家建築である「倉吉淀屋」において、文化財を活用した各種イベント開催事業を行う。

今後、倉吉市では、鳥取県や民間事業者等と協力しながら、多様な事業を実施することにより観光客のサービスの充実を図る。

##### ○新たな観光客創出につながる事業

- ・民間事業者が実施する国内現存最古の円形校舎を活用し整備した商業施設を活用した各種イベントを実施する「円形劇場くらしフィギュアミュージアム活用事業」（新規）
- ・鳥取県が実施する市内県内の歴史資源、作品等を展示する「鳥取県立美術館整備推進事業」
- ・民間事業者が実施する未利用古民家を活用した宿泊施設整備「倉吉の歴史的資源を活用したまちなみ活性化事業」（新規）



## ■増加の見込み

### 小川家整備活用事業（新規観光施設） 約 23,000 人

下記の通り、近隣の類似施設における入込客数と施設面積から、小川家整備活用事業の年間入込客数を算出する。

- ・赤瓦一号館（商業施設）：入込客数 128,675 人、施設面積 486 m<sup>2</sup>
- ・倉吉淀屋（展示施設）：入込客数 15,335 人、施設面積 449 m<sup>2</sup>
- ・m<sup>2</sup>あたりの入込客数：商業施設＝265 人/m<sup>2</sup>、展示施設＝34 人/m<sup>2</sup>
- ・小川家整備活用事業の展示施設の面積：675 m<sup>2</sup>  
⇒想定入込客数：23,046 人（675 m<sup>2</sup>×34 人/m<sup>2</sup>）

### 倉吉淀屋活用事業 約 8,000 人

下記の通り、同施設における入込客数と施設面積から、倉吉淀屋活用事業（付属屋の修理、復原、修繕等）により増加する年間入込客数を算出する。

- ・現在の倉吉淀屋：入込客数 19,120 人、施設面積 449 m<sup>2</sup>
- ・m<sup>2</sup>あたりの入込客数：42 人/m<sup>2</sup>
- ・改修部分（付属屋）：189 m<sup>2</sup>  
⇒想定増加入込客数：7,938 人（189 m<sup>2</sup>×42 人/m<sup>2</sup>）

### 円形劇場くらしフィギュアミュージアム活用事業（新規） 約 6,700 人

整備主体と中心市街地活性化協議会が連携することにより年間 2.8% ずつの増加を目標とする。

- ・現在の入込客数：47,303 人
- ・年間 2.8% の増加を見込 ⇒5 年後の想定増加入込客数：6,700 人  
※令和元年 11 月末現在での前年度（H30）からのオープン初年からの増加割合約 5% について最終的に半減（2.5%）する見込みのところ、整備主体と中心市街地活性化協議会が連携することにより 2.8% を維持することを目指す。  
H30. 11 月末 36,840 人、R1. 11 月末 38,640 人

## イ 歴史的な街並みの整備など観光地としての環境整備・魅力向上の取り組み

今後、倉吉市では、民間事業者等と協力しながら、下記の様な事業を実施することにより観光地としての環境整備・魅力向上を図る。

### ○観光地としての環境整備・魅力向上につながる事業

- ・倉吉の観光を支えてきた既存の伝統的建築物群保存地区の修景事業の維持・更新（「県指定文化財維持管理事業」）、新たな伝建地区指定やその修景に取り組む「歴史的景観整備事業」
- ・自家用車、観光バス等で来訪する観光客の利便性、快適性を向上する「観光駐車場整備事業」
- ・行政、観光協会、交通会社の共同により実施する「まちなか観光促進事業」  
(新規)
- ・また「円形劇場くらしフィギュアミュージアム活用事業」「鳥取県立美術館整備推進事業」「倉吉の歴史的資源を活用したまちなみ活性化事業」について官民連携により取り組むことにより新たな観光客の取り込みにつなげる。

これらの施策を前項の施設整備とあわせて実施していくことにより、観光地としての魅力が高まり、また倉吉を来訪するリピーターの増加につながることから、さらなる観光入込客数の増加が見込まれる。

以上、ア、イ の事業の実施等により、トレンドによる減少の想定（△10,600人）を上回る、48,700人の増加を見込み、目標を達成する。

383,300人（基準値）－10,600人（トレンドによる減少）
+48,700人（増加見込み）+α（その他事業による増加）
≧ 421,400人（目標値：基準値に対する約3.7万人増）

#### 【令和2年3月時の状況】

平成30年における中心市街地における観光入込客数は344,420人であった。小川記念館整備事業は、地震や事業主体の事情により当初計画から遅れが生じていたが、平成30年度より整備計画を見直しつつ事業を再スタートさせたところである。中心市街地では円形校舎活用事業で整備した「円形劇場くらしフィギュアミュージアム」のオープン、及び、旧ナショナル会館跡地整備事業にて団体観光客の受入を可能とする観光拠点施設の整備を実施しており、今後の中心市街地活性化に向けた中核拠点を整備する1年となった。

結果、回復の傾向は見られるものの、第1期計画の目標達成可能とは見込まれない状況となっており、今後、円形劇場くらしフィギュアミュージアム活用事業、鳥取県立美術館整備事業の他、地元商店街との連携による倉吉ひなビタ♪応援団加盟店連携おもてなし事業の着実な実施により観光入込客の増加につなげていく。

#### ⑤フォローアップについて

毎年1月に前年における「赤瓦一号館」「赤瓦八号館」「倉吉博物館」「倉吉淀屋」「鳥取二十世紀梨記念館」「円形劇場くらしフィギュアミュージアム」の6施設の「中心市街地における観光入込客数」を集計し、数値を把握するとともに、事業の進捗状況について、毎年度末に調査を実施、把握し、その評価を踏まえて、状況に応じた必要な措置を講ずることとする。

なお、計画期間終了後の令和7年度以降も必要に応じて事業の進捗、効果発現状況を把握し、引き続き中心市街地における観光入込客数の増加に向けた措置を講ずることとする。

### 3) 小規模でも高付加価値な事業活動を創出するまちをつくる

#### ①目標設定の考え方

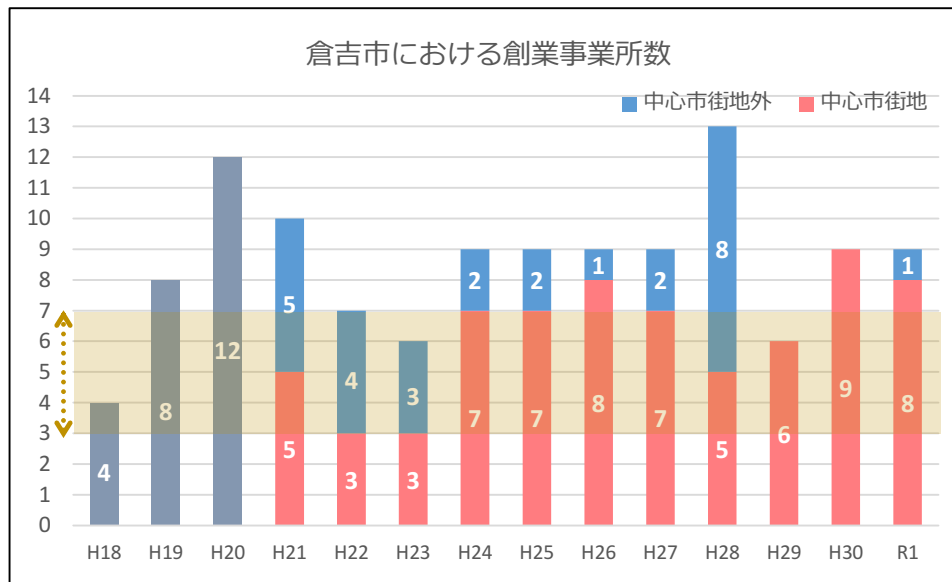
中心市街地において、新たな事業活動がどの程度生まれているのかを把握するための指標として、「中心市街地における創業事業所数」を把握し、目標値を設定することとする。

この目標では、既存業種の健全な維持に加え、倉吉の産業や経済をけん引していくことのできる新しい事業活動や新しい動き、流れを生み出し、産業・経済の視点から倉吉の独自性の確立や活性化を図ることを目指しているため、小規模でも高付加価値な企業の誘致や起業支援、またそれらの新しい流れや動きを生み出すことのできるプレイヤーを支援、誘致するための環境整備などの事業の実施が、新たな事業活動の創出や集積につながり、ひいては、既存業種の事業活動への刺激となり活性化につながるとともに、その過程で既存の空き店舗等の活用が推進されるものと見込まれる。これらの新たな事業活動の動きは、創業する事業所数の増加となって現れると考え、毎年経年で把握することのできる、商工会議所が把握している中心市街地における創業事業所数を指標として設定することとする。

⇒中心市街地における創業事業所数

## ②数値の動向

倉吉市における創業事業所は、平成 20 年をピークに増減を繰り返し、微減傾向にある。そのうち、中心市街地における創業事業所数は、件数のばらつきはあるものの、年間約 5 件程度の創業件数がみられる。全体に対して 4 割程度だった中心市街地における創業件数の割合は平成 24 年より拡大し、約 8 割程度に割合が高くなっている。

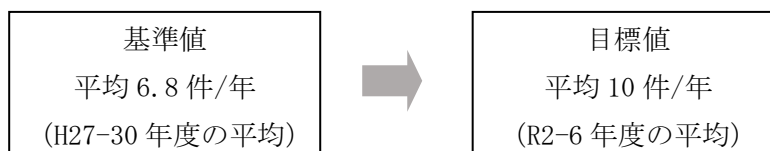


注) H18～H20 における創業事業所については、中心市街地内外の内訳不明。

出典：商工会議所が把握する倉吉市における創業事業所数

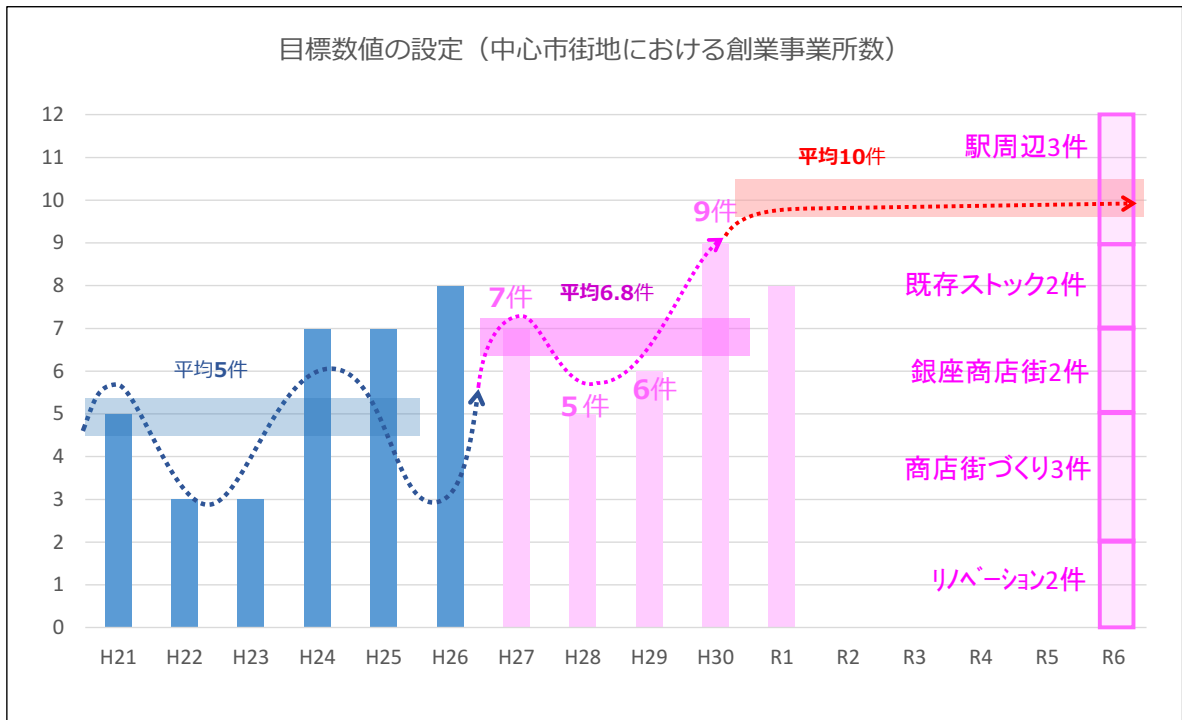
## ③目標数値の設定

⇒平成 27 年度から平成 30 年度を基準とし、令和 2 年度から令和 6 年度の平均件数を約 1.4 倍の 10 と設定する



中心市街地の事業所の総数が右肩下がりに減少しているなか、多少の変動はあるものの年間 5 件の創業件数があるため、活性化の取組みを行わない場合にも令和 6 年度には同程度の 6.8 件となることが予測される。これを踏まえ、目標値は平成 27 年度から平成 30 年度の平均を基準として、令和 2 年度から新たな取組みを開始し、令和 2 年度は 6.8 件、令和 3 年度～6 年度は 12 件の創業を見込むことにより取組みが終わる令和 6 年度における過去 5 年の平均は現状から 1.4 倍増の年 10 件程度の水準となることを目途とし、目標値は「令和 2 年度から令和 6 年度の期間における年平均が、10 件程度となること」と設定する。

また、創業件数を増やすだけでなく、規模が小さくてもまちにとって価値のある事業活動や、その動きを生み出すことのできるプレイヤーを誘致できるよう、あわせて活動の場の整備もしながら、新たな息吹の生まれる事業活動や地区の特性にあわせた事業活動の発展につながるよう、目標達成を目指すこととする。



#### ④目標数値達成のための事業について

##### ア リノベーションによる再生（再掲）

打吹地区をはじめとした中心市街地の古民家や空き家等をリノベーションし、事務所、店舗等として活用する「リノベーション居住推進事業」を実施する。このため、住宅改修に関する補助等も実施しながら、民間事業者等によるリノベーション事業の支援を行い、これを通じて、新規事業者による起業を促進する。

##### ■増加の見込み

リノベーション居住推進事業による事業所増 年間2件

※倉吉市による事業推進及び民間事業者の事業促進により、毎年2件程度ずつ事業が実施されると見込む。

##### イ チャレンジショップや起業支援の取り組み

高齢者にも暮らしやすい中心市街地の居住環境を形成するため、商店街の空き店舗等を活用した日常生活を支える店舗（食品や日用品等の店舗、食堂等）の設置や、地域コミュニティスペースの設置・運営を行う不動産所有者や民間事業者、地域団体等の取り組みを支援する「地域の暮らしを支える商店街づくり事業」によって、新規の出店を促す。

## ■増加の見込み

商店街づくり・地域商業活性化による事業所増 年間3件

※チャレンジショップ出店促進の取り組みにより、年間3件程度の起業を見込む。

倉吉銀座商店街振興組合活動拠点整備事業（新規） 年間2件

※整備施設への入店テナント（2店舗程度）のほか、商店街の活性化に伴う出店希望者の創出により年間2件程度を見込む

既存ストック活用起業推進地域連携事業（新規） 年間2件

※令和元年度に新たに設立されたまちづくり会社により、中心市街地内の空き店舗を活用した起業を推進することにより年間2件程度の起業を見込む

倉吉駅周辺チャレンジショップ整備事業（新規） 年間3件

※新規事業により倉吉駅周辺空き店舗を活用し創業希望者を毎年3名育成することにより、卒業後の起業につなげていく

以上、ア、イ の事業の実施等により、1年間で12件の増加を見込み、目標を達成する。

12件（単年増加見込み） ≥ 10件／年（5か年における年間目標値）
------------------------------------

## 【令和2年3月時の状況】

平成21年度から25年度までの中心市街地における創業事業所数の平均は5件/年であったが、平成27年度における創業事業所数は7件、平成28年度は5件、平成29年度は6件、平成30年度は9件であり、平均6.8件/年であった。

地域の暮らしを支える商店街づくり事業、地域産業活性化推進事業、倉吉市制度融資事業の推進により、創業への環境を整え、その成果の周知・広報に努め、中心市街地への移住を促すよう積極的に案内をしてきたところであるが、鳥取県中部地震の影響により空き家バンクの登録件数を確保することができなかつたことから中心市街地への創業について目標を達成するまで促すことができなかった。

平成30年度は、リノベーション居住推進事業などの取組みを着実に実施することで、中心市街地における受入れ環境の整備と、移住に伴う創業を促進させるよう計画しており、また、継続的なタウンマネージャーの設置及び市において中心市街地活性化に向けた専属的な職員を1名増員するなど、支援体制のブラッシュアップをすることにより創業数の増が見込まれ、目標値平均10件/年の目標達成を目指す。

## ⑤フォローアップについて

毎年4月に前年度、倉吉商工会議所に提出された中心市街地における創業届を集計することにより「中心市街地における創業事業所数」を把握するとともに、事業の進捗状況について、その評価を踏まえて、状況に応じた必要な措置を講ずることとする。



#### 4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

##### [1] 市街地の整備改善の必要性

###### (1) 現状及び事業実施の必要性

倉吉市では、伝統的建造物群が残る打吹地区において、歴史的建造物を活用した景観整備、観光施設の整備等を進めてきた。この取り組みは一定の成果を挙げつつも、来訪する観光客数の減少や消費支出の伸び悩みがみられるなど、今後に向けての新たな課題が浮き彫りとなってきている。また、伝統的建造物群についても、老朽化により機能維持が難しくなりつつあるものもみられることから、その維持・活用に向けての修繕の必要性が高まっている。

また、駅周辺地区では、交通結節点としての機能が高まっているが、駅北側における接続が不便な現状がある。

今後、打吹地区では「潜在する歴史的・文化的資源の魅力を高め、既存の観光資源との連携を図った回遊型の観光地として、交流人口を呼び込むまち」を実現していくためには、歴史的景観の整備など、従来から行って取り組みをさらに充実・強化することなどが必要とされる。

また、駅周辺地区では、交通結節点としての機能の強化が求められている。

###### (2) 取り組みの内容

打吹地区では、伝統的建造物群等の歴史的な資産を活かした観光まちづくりをより一層推進すべく、歴史的景観の整備事業を行う。また、観光地としての利便性を向上するため、観光バス需要やマイカーでの来訪に対応した駐車場の整備等を行う。

また、駅周辺地区では、駅北通りの整備を行う。

加えて、暮らしやすい環境づくりを進めるための中心市街地における道路整備や、側溝修繕などの基盤整備を行う。

###### (3) フォローアップ

毎年度末に基本計画に位置づけた取り組みの進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進や変更、追加等、改善のための措置を行う。

##### [2] 具体的事業の内容

###### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

###### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 歴史的景観整備事業</p> <p>内容： 倉吉市らしい歴史をいかした中心市街地の景観を形成し、住民にとって誇らしい、来訪者にとって魅力ある市街地とするため、既存の伝統的建造物群保存地区の修理・修景事業の維持・更新を図るとともに、新たな伝建地区の指定やそれに伴う修理・修景事業の実施に取り組む。また、街なみ環境整備を実施する。</p> <p>実施時期： 平成23年度～令和6年度</p>	<p>倉吉市、 建物所有者</p>	<p>歴史的景観の魅力の維持・向上による観光客の増加、交流人口増加による消費支出の増大のため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)</p> <p>実施時期： 平成23年度 ～令和6年度</p>	
<p>事業名： 市道住吉町円谷町線歩道改修事業</p> <p>内容： 老朽化した市道側溝の改修を行い、併せて歩道上にある電柱を再配置し、歩行空間の確保を行う。(位置：倉吉市住吉町～円谷町、総延長：1,000m)</p> <p>実施時期： 令和2年度～令和6年度</p>	<p>倉吉市</p>	<p>老朽化した市道側溝の改修を行い、併せて歩道上にある電柱を再配置し、歩行空間の確保を行う事で、市街地の都市機能の増進、移動の利便性・快適性の向上を図り、安全・安心なまちづくりによる居住人口の増加のため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>防災・安全交付金(道路事業)</p> <p>実施時期： 令和2年度 ～令和6年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 歴史的景観整備事業 (再掲)</p> <p>内容： 倉吉市らしい歴史をいかした中心市街地の景観を形成し、住民にとって誇らしい、来訪者にとって魅力ある市街地とするため、既存の伝統的建造物群保存地区の修理・修景事業の維持・更新を図るとともに、新たな伝建地区の指定やそれに伴う修理・修景事業の実施に取り組む。また、街なみ環境整備を実施する。</p> <p>実施時期： 平成 27 年度～令和 6 年度</p>	<p>倉吉市、 建物所有者</p>	<p>歴史的景観の魅力の維持・向上による観光客の増加、交流人口増加による消費支出の増大のため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>伝統的建造物群保存修理等事業</p> <p>実施時期： 平成 27 年度 ～令和 6 年度</p>	
<p>事業名： 駅北通り線整備事業</p> <p>内容： 倉吉駅北の市道駅北通り線を県道へ移管し、街路整備を行う。(位置：倉吉市大平町、総延長：1,200m)</p> <p>実施時期： 平成 27 年度～令和 5 年度</p>	<p>鳥取県</p>	<p>市街地の都市機能の増進、移動の利便性・快適性の向上を図り、「安全・安心なまちづくり」による居住人口の増加のため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>防災・安全交付金 (道路事業(街路))</p> <p>実施時期： 平成 27 年度 ～令和 5 年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： うわなだ散歩道線整備事業</p> <p>内容： 倉吉線跡地を利用した散歩道である市道うつぶき散歩道線の再整備</p> <p>実施期間： 令和2年度～令和6年度</p>	<p>倉吉市</p>	<p>倉吉線跡地を利用した散歩道である市道うつぶき散歩道線の再整備し、歩行者の快適性向上、魅力ある散策路の創出のため中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名： 観光駐車場維持活用事業</p> <p>内容： 観光客が何度も訪れたいエリアとなるよう、中心市街地にある観光駐車場の維持整備を行う</p> <p>実施時期 令和2年度～令和6年度</p>	<p>倉吉市</p>	<p>観光客が何度も訪れたいエリアとなるよう、中心市街地にある観光駐車場の維持整備を行い、来街者の安全性、快適性を向上し、魅力ある観光地を形成することで中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名： 「鳥取県立美術館から白壁土蔵群・赤瓦・明倫エリアまでの回遊策」調査検討事業</p> <p>内容 整備が進む鳥取県立美術館と観光地である白壁土蔵群・赤瓦・明倫エリアとの回遊策の検討を行う</p> <p>実施時期 令和2年度～令和6年度</p>	<p>倉吉市</p>	<p>整備が進む鳥取県立美術館と観光地である白壁土蔵群・赤瓦・明倫エリアとの間の回遊策について、観光客、地元住民における利便性・快適性の向上を図るため、市内部でプロジェクトチームを設置し検討を行う。</p>		

## 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

### [1] 都市福利施設の整備の必要性

#### (1) 現状及び事業実施の必要性

中心市街地には、市役所などの行政機関のほか、学校や博物館や体育施設などの教育文化施設、病院等の医療施設などが集積している。しかし、これらの施設の中には、老朽化が進んでいるものも少なくないことから、今後、安心して暮らせるような環境整備が必要とされる。また、今後中心市街地への居住の推進を積極的に推進するためには、子育てを行いやすい環境の整備など、快適な居住環境を実現するための都市福利施設の充実が求められる。

#### (2) 取り組みの内容

本計画が目標として掲げる「多様な主体が持続的に住みたくなるコンパクトで暮らしやすい生活環境を備えたまち」を実現するため、小学校の耐震補強など地域コミュニティの拠点となる施設の安全性向上を図るほか、打吹公園の整備など生活環境の充実を図る文化施設の整備推進、子育て支援の拠点となる施設の整備など、子育てをしやすい環境の整備もあわせて行っていく。また、歴史的な環境を活かした観光を振興していく観点から、文化財の維持管理や活用についても積極的に推進する。

#### (3) フォローアップ

毎年度末に基本計画に位置づけた取り組みの進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進や変更、追加等、改善のための措置を行う。

### [2] 具体的事業の内容

#### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

#### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名： パークスクエア・バス通り沿線地区暮らし・にぎわい再生事業  内容： 新設する鳥取県立美術館に併設して、各種交流イベント等に活用できるホールやギャラリーなどの施設整備を行う。  実施期間： 令和元年度～令和5年度	鳥取県	倉吉市の中心市街地に位置し、倉吉未来中心、倉吉市立図書館、生涯学習センター、二十世紀梨記念館などの文化施設が集積する本地区に新たな交流の核となる施設として、各種交流イベント等に活用できるホールやギャラリー等を整備する。地域住民の相互交流を促進することで魅力的で賑わいと活気があふれる地域環境の形成を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。	社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(パークスクエア・バス通り沿線地区))  実施期間： 令和元年度～令和5年度	



(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 打吹公園整備事業</p> <p>内容： 体育施設(庭球場、野球場など)の改修、体験学習施設の改修。</p> <p>実施期間： 平成 23 年度～令和 6 年度</p>	倉吉市	公園施設の改修等を行うことにより、利用者が安全に安心して利用できる憩いの場を提供し、居住人口の増加、交流人口の増加を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>社会資本整備総合交付金 (都市公園・緑地等事業)</p> <p>実施期間： 平成 23 年度 ～令和 6 年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 県指定文化財維持管理事業</p> <p>内容： 県指定保護文化財建造物及び県指定名勝(庭)をもつ桑田家及び高田家の維持保全、メンテナンスを行う。</p> <p>実施期間： 平成 23 年度～</p>	県指定文化財保有者	倉吉市打吹玉川伝建群内でも核となる県指定保護文化財建造物及び県指定名勝(庭)である桑田家及び高田家は建築後 100 年以上が経過していることから、維持保全、メンテナンスを行うことにより、観光拠点としての魅力を向上させるほか、エリアの中心という立地特性を活かした周辺への面的な波及効果を創出するため中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金</p> <p>実施期間： 平成 23 年度～</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 鳥取県立美術館 整備推進事業</p> <p>内容： 倉吉市営ラグビー場跡地に、鳥取県立美術館を整備する。</p> <p>実施期間： 令和元年度～令和5年度</p>	鳥取県	<p>鳥取県の中心に位置する倉吉市に、鳥取県民全体が集まれる「広場」としての機能を持つ鳥取県立美術館を整備する。まちを「つくる」を主要なコンセプトの一つとし、周辺施設と一体となったイベントの開催や周辺観光地との周遊を促進する施設を整備する中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名： 地域子育て支援拠点事業 (利用者支援事業)</p> <p>内容： 地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報収集と提供、必要に応じて相談・助言等を行う施設を設置、また、関係機関との連絡調整を実施し、子育て世帯が集まりやすい拠点整備の他、子育て世代が住みやすくなる地域となるための催事の開催の検討を行う。</p> <p>実施期間： 平成27年度～</p>	倉吉市	<p>子育て支援施設や子育て世代が集まりやすい拠点の整備等、子育て世代が住みたくなる環境の整備により、居住人口の増加、定住化のため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

## 6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

### [1] 街なか居住の推進の必要性

#### (1) 現状及び事業実施の必要性

中心市街地では人口の減少と高齢化が一層に進んでいる。平成26年の中心市街地の人口は平成19年に比べて約1割が減少し、世帯分離などの傾向を受けて市全体ではまだ微増している世帯数も、中心市街地においては既に減少がはじまるなど、居住の空洞化が進みつつある。また高齢化により生産年齢人口の減少が急速に進んでいる。

居住人口は全ての社会経済活動の基本をなすものであり、人口規模が小さな倉吉市にとって居住の維持・回復は重要かつ喫緊の課題である。特に、生産年齢人口、とりわけ20歳～40歳代の人口・世帯が増加すれば、経済・消費活動への影響や人口の自然増加、中心市街地の老朽化した建造物の健全な活用等、様々な面で高い効果が期待できる。このため、今後、現在の倉吉の資源や資産を有効に活用した街なか居住の推進が必要とされる。

#### (2) 取り組みの内容

本計画が目標として掲げる「誰もが持続的に住みたく暮らしやすい生活環境を備えたまち」を実現するため、多様な世代に対応した住宅の供給を行う。空き家・空き店舗等の建築物を有効に活用し、リノベーションによって若年層をはじめ多様な居住ニーズにも対応できる住宅を供給する事業を実施する。

また、住民が運営するサロン事業や介護予防教室事業など居住環境の向上を図るサービスや、バリアフリー・ユニバーサルデザインなどの環境整備を行う事業をあわせて実施していく。

#### (3) フォローアップ

毎年度末に基本計画に位置づけた取り組みの進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進や変更、追加等、改善のための措置を行う。

### [2] 具体的事業の内容

#### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

#### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

#### (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 住民運営のサロン事業</p> <p>内容： 自主交流、介護予防教室、健康教室、認知症検診等を展開する介護予防の拠点として高齢者が集う住民運営のサロンを整備。介護予防ボランティアの養成、立ち上げ支援、運営者育成、運営支援を行う高齢者支援コーディネーターの設置を行う。</p> <p>実施期間 平成 19 年度～</p>	倉吉市	<p>地域にある資源(人と場所)を活用し、元気高齢者が社会活動を行う場づくりを行うことで双方の介護リスクの軽減を図るとともに、高齢者が徒歩で参加出来る範囲に住民運営のサロンを設置し、住みたくなる環境を整備することで、居住人口の増加と高齢者の定住化を促進するため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置： 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)</p> <p>実施期間： 平成 19 年度～</p>	
<p>事業名： 介護保険地域支援事業(介護予防教室、認知症予防教室など)</p> <p>内容： 高齢者の認知症予防と改善の教室の開催。知識の普及啓発、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援等を実施する。</p> <p>実施期間： 平成 18 年度～</p>	倉吉市	<p>高齢者がいきいきと地域で生活していくことをめざす。高齢者の自立と生活の質の確保を図るとともに、高齢者等に対し、普及啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援等を行なうことにより、健やかで活力ある地域づくりを推進し、高齢者が住みたくなる環境が整備されることにより、居住人口の増加や高齢者の定住化を促進するため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置： 地域支援事業交付金</p> <p>実施期間： 平成 18 年度～</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： リノベーション居住推進事業</p> <p>内容： 古民家や空き家等をリノベーションによって事務所、店舗、住宅等として再生するため、移住相談窓口の設置、移住初期経費等の一部補助、家賃補助等を行う。</p> <p>実施期間： 平成 26 年度～</p>	倉吉市	<p>歴史的な環境を生かした魅力的な住環境を提供し、Uターン、Iターン等による市外、県外からの若年層を中心とした移住を進め、中心市街地の居住者増を図る。 新規居住者による地域での消費増加、地域住民との交流によるコミュニティの再生交流、新規居住者からの情報発信による住みやすいまち倉吉としての広報を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 放課後児童クラブ運営</p> <p>内容： 成徳小学校、中央児童館において、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えることで子育て家庭を支援する。</p> <p>実施時期： 昭和54年度～</p>	倉吉市	授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えることで、児童の健全な育成を図るとともに、子育て親子が住みたくなる環境を形成することにより、居住人口の増加と定住化の促進を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p>事業名： くらしよし居住環境整備事業</p> <p>内容： 旧工場跡地を活用し、医食住に関わる施設の整備を行い、高齢者をはじめとする地域住民にとって便利な生活環境を提供する。</p> <p>実施期間： 令和2年度～</p>	民間事業者	旧工場跡地を活用し、医食住に関わる施設の整備を行い、高齢者をはじめとする地域住民にとって便利な生活環境を提供することにより、居住人口の増加と定住化の促進を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p>事業名： 既存ストック活用居住推進地域連携事業</p> <p>内容： 関係者の共同により未活用となっている古民家等の空き家を居住スペースとして再整備する。</p> <p>実施期間： 令和2年度～</p>	民間事業者 倉吉市	中心市街地内で事業を展開する民間事業者、まちづくり会社等、関係者の共同により未活用となっている古民家等の空き家を居住スペースとして再整備することにより、居住人口の増加と定住化の促進を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。		



## 7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

### [1] 経済活力の向上の必要性

#### (1) 現状及び事業実施の必要性

駅周辺地区、打吹地区は、倉吉市において都市型の産業をはじめ多くの事業所が集積する経済活動の中心地区であり、これらの中心市街地において卸売・小売業や宿泊・サービス業、その他知識集約型産業など都市型の産業の事業所数や従業者数（雇用）の維持・増進を図ることは、倉吉市にとって非常に重要である。

しかし、小売業を例にみても中心市街地における事業所数、従業者数、売り場面積は実数、市全体に占めるシェアともに減少を続けており、経済活力の拠点としての中心市街地の機能低下が見受けられる。また、中心市街地の主要な産業分野の一つとして成長が期待されている観光についても、近年は主な観光施設で把握している観光客数の伸び悩みや減少が見られる。

今後は、卸売業・小売業などの既存の事業活動の健全な維持を図るとともに、観光の振興、さらに小規模でも付加価値の高い事業活動を行うような企業の誘致など、新たな成長・雇用の源泉となる企業の誘致や起業の促進、また、産業経済活動を担う担い手の育成などが求められる。

#### (2) 取り組みの内容

倉吉の中心市街地で新たに起業し事業活動を行う事業者を支援するため、事業所や店舗として活用できるように空き家・空き店舗等のリノベーションを行う事業を進めるほか、未来の産業を育てる種とすべく、アーティスト、クリエイター、デザイナーといった、話題性やメッセージ性、影響力のある専門家等についても活動の場（アトリエや創作活動の場等）を提供していくため、アートカフェやアーティストとの交流によるまちづくり拠点の整備などを行う。

また、倉吉の地域特性を活かした祭りやイベント等を季節ごとに積極的に開催することにより、中心市街地への観光客の誘客やそれに伴う消費支出の拡大を図る。

#### (3) フォローアップ

毎年度末に基本計画に位置づけた取り組みの進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進や変更、追加等、改善のための措置を行う。

### [2] 具体的事業等の内容

#### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 倉吉打吹まつり</p> <p>内容： みつぼし踊り、山車（屋台）巡行、牛鬼、女みこし、飛天花火などさまざまなイベントを打吹エリア一体で行う。</p> <p>実施期間： 昭和 52 年度～</p>	倉吉打吹まつり実行委員会	打吹地区で夏祭りを行うことで、中心市街地への集客性を高め、賑わい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。（駅周辺地区の地域で開催するかつさま祭と同時開催）。	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施期間： 令和 2 年 4 月～ 令和 7 年 3 月</p>	区域内
<p>事業名： 倉吉ばえん祭</p> <p>内容： 倉吉の昔からの方言で「ばえる」（標準語で騒ぐ、暴れると言う意味）から実施する祭。駅前広場を歩行者天国化し、ステージや演舞を披露し集客イベントを実施する。</p> <p>実施期間： 平成 23 年度～</p>	倉吉ばえん祭実行委員会	駅周辺地区で祭りを開催することで、中心市街地への集客性を高め、賑わい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施期間： 令和 2 年 4 月～ 令和 7 年 3 月</p>	区域内
<p>事業名： 倉吉春まつり</p> <p>内容： 桜の開花にあわせて打吹公園内にボンボリ大小 600 個を点灯し、赤瓦・白壁土蔵群周辺で各種イベントを開催する。</p> <p>実施期間： 昭和 50 年度～</p>	倉吉春まつり振興会	山陰随一の桜とつつじの名所である打吹公園をメイン会場とし、打吹地区の主要施設を中心として様々な連携イベントを同時開催することで、地域文化を発信するとともに、地区の回遊性の向上、交流人口の増加を図り、中心市街地への集客性を高め、賑わい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施期間： 令和 2 年 4 月～ 令和 7 年 3 月</p>	区域内
<p>事業名： くらよし女子駅伝</p> <p>内容： 倉吉市営陸上競技場を発着点とした倉吉打吹・東郷湖畔コース（日本陸連公認）の駅伝を開催する。</p> <p>実施期間： 昭和 61 年度～</p>	倉吉市、一般財団法人鳥取陸上競技協会、新日本海新聞社	中心市街地区域内の打吹公園陸上競技場を発着点とし、倉吉駅や区域外の東郷池など中心市街地区域の内外を縦断するコースを設定することにより、中心市街地内外一体を一つの会場と位置付け、大会において倉吉市の PR や消費活動をより広い区域で促進することにより地区の活性化を促す。 中心市街地への集客性を高め、賑わい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施期間： 令和 2 年 4 月～ 令和 7 年 3 月</p>	区域内外

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 倉吉博物館特別展ほか展示会</p> <p>内容： 博物館特別展や一般展示を行う。</p> <p>昭和 49 年度～</p>	倉吉市	地区の文化拠点として、地域及び文化振興で重要な役割を果たす。特別展や一般展示により、歴史・文化を発信するとともに、打吹地区の他の文化施設との連携などにより、交流人口の増加を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施期間： 令和 2 年 4 月～ 令和 7 年 3 月</p>	区域内
<p>事業名： 倉吉天女音楽祭</p> <p>内容： 倉吉市出身の世界的サクソプレイヤー・MALTA 氏プロデュースによる音楽祭を開催する。</p> <p>実施期間： 平成 14 年度～</p>	倉吉天女音楽祭実行委員会	人と文化の情報交流拠点である倉吉パークスクエア内にある「倉吉未来中心」を会場に、世界的サクソプレイヤー・MALTA 氏総合プロデュースにより、倉吉打吹地区の打吹天女伝説を冠する音楽祭を開催することにより、隣接する「鳥取二十世紀梨記念館」や最寄りの観光地である「白壁土蔵群」での交流人口の拡大のため中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施期間： 令和 2 年 4 月～ 令和 7 年 3 月</p>	区域内
<p>事業名： 地域の暮らしを支える商店街づくり事業</p> <p>内容： 高齢者にも暮らしやすい中心市街地の居住環境を形成するため、商店街の空き店舗等を活用した日常生活を支える店舗（食品や日用品等の店舗、食堂等）の設置や、地域コミュニティスペースの設置・運営を行う不動産所有者や民間事業者、地域団体等の取り組みを支援する。</p> <p>実施期間： 令和 2 年度～</p>	倉吉市	高齢者にも暮らしやすい中心市街地の居住環境を形成するため、商店街の空き店舗を利用した生活利便施設の設置やコミュニティスペースの設置および運営者の支援を行い、中心市街地の高齢者等の地域住民の生活の質の向上、新たな事業所の開設による就業者増加、地域での消費の増大を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施期間： 令和 2 年 4 月～ 令和 7 年 3 月</p>	区域内

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 倉吉ひなビタ♪応援団 加盟店連携おもてなし事業</p> <p>内容： 中心市街地内の商店主等で構成されたひなビタ♪応援団により観光客・地元住民に向けた観光客・地元住民に向けた情報発信の他、多彩な催事を実施し交流人口の増加を図る。</p> <p>実施期間： 令和2年度～</p>	倉吉ひなビタ♪応援団	中心市街地内の商店主等で構成された倉吉ひなビタ♪応援団により観光客・地元住民に向けた多彩な催事を実施し交流人口の増加を図る。新規の観光入込客を確保し、賑わいと活気があふれるエリア形成を図ることを目的としており、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施期間： 令和2年4月～ 令和7年3月</p>	区域内
<p>事業名： 倉吉市中心市街地活性化協議会運営事業</p> <p>内容： 中心市街地活性化の促進を図るため倉吉市中心市街地活性化協議会の運営を活発化させる。</p> <p>実施期間： 令和2年度～</p>	倉吉商工会議所	中心市街地活性化の推進を図るため倉吉市中心市街地活性化協議会の運営を活発化させ、民間事業の掘り起し、各種施設整備事業実施後のフォローを行う。事業のブラッシュアップを行い、新たな事業の創出を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施期間： 令和2年4月～ 令和7年3月</p>	区域内

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 倉吉市中心市街地活性化協議会タウンマネージャー設置事業</p> <p>内容： 中心市街地活性化の促進を図るためタウンマネージャーを設置する。</p> <p>実施期間： 令和2年度～</p>	倉吉商工会議所	中心市街地活性化の推進を図るためタウンマネージャーを設置し、起業支援、民間事業の掘り起しを行うとともに、事業のブラッシュアップを行い、新たな事業の創出、創業者の育成を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p>事業名： 「倉吉銀座商店街振興組合活動拠点整備事業」調査研究事業</p> <p>内容： 市内唯一の商店街組織において加盟店が連携した活動を行うための拠点を整備するためニーズ調査、マーケット調査等を実施するもの。</p> <p>実施期間： 令和2年度～</p>	倉吉銀座商店街振興組合	市内唯一の商店街組織において加盟店が連携した活動を行うための拠点を整備する。商店街の後継者育成、新たな事業の創出、創業者の育成を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p>事業名： 倉吉銀座商店街振興組合活動拠点整備事業</p> <p>内容： 市内唯一の商店街組織において加盟店が連携した活動を行うための拠点を整備する。</p> <p>実施期間： 令和2年度～</p>	倉吉銀座商店街振興組合	市内唯一の商店街組織において加盟店が連携した活動を行うための拠点を整備する。商店街の後継者育成、新たな事業の創出、創業者の育成を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。		



事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 倉吉駅周辺チャレンジショップ整備事業</p> <p>内容： 倉吉駅周辺において、エリアの担い手となる若手創業者を育成するための店舗を整備する。</p> <p>実施期間： 令和2年度～</p>	<p>上井商工連盟 倉吉市中心市街地活性化協議会</p>	<p>倉吉駅周辺において、エリアの担い手となる若手創業者を育成するための店舗を整備する。駅周辺商店の後継者育成、新たな事業の創出、創業者の育成を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名： 「地域住民学生向け商業複合施設整備事業」調査研究事業</p> <p>内容： 倉吉駅北口を利用する学生・地域住民の利便性を考慮した店舗展開を行うための調査研究を行う。</p> <p>実施期間： 令和2年度～</p>	<p>(株)アナログ</p>	<p>倉吉駅北口を利用する学生・地域住民の利便性を考慮した店舗展開、商品構成とし、さらに地域色を打ち出すべく商品メニュー開発を積極的に行うことで、駅周辺の賑わいの創出や学生や地域住民の交流拠点の創出を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名： 地域住民学生向け商業複合施設整備事業</p> <p>内容： 倉吉駅北口を利用する学生・地域住民の利便性を考慮した店舗展開を行うための調査研究を行う。</p> <p>実施期間： 令和2年度～</p>	<p>(株)アナログ</p>	<p>倉吉駅北口を利用する学生・地域住民の利便性を考慮した店舗展開、商品構成とし、さらに地域色を打ち出すべく商品メニュー開発を積極的に行うことで、駅周辺の賑わいの創出や学生や地域住民の交流拠点の創出を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名： 古民家リノベーション事業（クラフトビール製造販売）</p> <p>医院跡地とその中庭を活用し、倉吉市初のクラフトビールの製造販売のほか、カフェレストランも併設する。</p> <p>内容： 実施時期： 令和2年度～</p>	<p>倉吉ビール(株)</p>	<p>医院跡地とその中庭を活用し、倉吉市初のクラフトビールの製造販売のほか、カフェレストランも併設する。中心市街地における新たな事業創出の他、周辺エリアでの新規創業者の確保・育成を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： SUN-IN 未来ウォーク</p> <p>内容： ウォーキングにより鳥取県を元気にするとのコンセプトの元、ウォーキングイベントを開催する。</p> <p>実施期間： 平成 13 年度～</p>	NPO 法人 未来	地域住民の健康の維持管理を促すとともに、地域の主要観光施設や地域資源などを回遊するコース設定により、地域の回遊性の向上、地域資源の発掘や情報発信を促し、交流人口の増加のため中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p>事業名： 中部発！食のみやこフェスティバル</p> <p>内容： 鳥取県中部の中心で発信する地産地消を推進するフェスティバルを開催し地域資源の活用を促す。</p> <p>実施期間： 平成 23 年度～</p>	中部発！食のみやこフェスティバル事務局	地産地消の促進により地域資源を発信や新しい地域資源の発掘を促すとともに、交流人口の増加を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p>事業名： 日本海駅伝競走大会</p> <p>内容： 倉吉市営陸上競技場を発着点とした倉吉打吹・東郷湖畔・三朝コース（日本陸連公認）で駅伝を開催する。</p> <p>実施期間： 昭和 56 年度～</p>	一般財団法人鳥取陸上競技協会、新日本海新聞社	打吹公園の陸上競技場を発着点とし、倉吉駅や東郷池など倉吉市の市街地を縦断するコース設定により、中心市街地一体が会場となるため、倉吉市のPRや消費活動を促進し地区の活性化を促す。 中心市街地への集客性を高め、賑わい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p>事業名： ひいな祭りらよし</p> <p>内容： 倉吉市内に古くから伝わる人形「土(どろ)天神」や「雛飾り」などを集めて展示するイベントを開催する。</p> <p>実施期間： 平成 16 年度～</p>	倉吉ライオンズクラブ	地区の回遊性の向上、交流人口を図るとともに、打吹地区の商店街と住民が一体となってイベントを開催することで、地区全体の連携を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： くらよし打吹流しびな</p> <p>内容： 子どもを禍から守るよう、子どもの分身をひな人形の絵馬に託して玉川に流す行事を開催する。</p> <p>実施期間： 昭和 61 年度～</p>	倉吉打吹ライオンズクラブ	地域文化を次世代に継承するとともに、舞台となる玉川などの地域資源の適切な維持を図る。また、地域資源を活用したイベントの実施と、周辺の主要観光施設との連携により、回遊性の向上や交流人口の増加を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p>事業名： 白壁土蔵群～光の回廊～ 打吹天女伝説まつり（土曜夜市）</p> <p>内容： 夏の宵、白壁土蔵群をかがり火とろうそくを灯したピン灯籠で夜の街を美しく見せながら様々なイベントをエリア一体で開催する。</p> <p>実施期間： 平成 10 年度～</p>	白壁土蔵イベント実行委員会	玉川沿いの白壁土蔵群にかがり火とろうそくを灯した瓶灯籠を並べ、観光の中心となる日中の時間帯以外の夜の街の姿を美しく見せながら、様々なイベントをエリア一体で開催することで、散策時間を拡大し、交流人口の増加を図るとともに、観光拠点としての魅力向上を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p>事業名： 河原町地蔵盆祭り</p> <p>内容： 東西 2 体のお地蔵様が祀ってある河原町において子ども達が大きな数珠を持ち、鐘を鳴らしながら町内を練り歩くこどもに向けた伝統行事を継続開催する。</p> <p>実施期間： 昭和 30 年度～</p>	河原町地蔵祭り実行委員会	こどもに向けた伝統行事の継続により、地域の交流を図るとともに、住み続けたいまちとなるよう地域への愛着を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p>事業名： かつさま祭</p> <p>内容： 打吹まつりと同日開催する祭を開催する。</p> <p>実施期間： 平成 22 年度～</p>	かつさま夏祭実行委員会	打吹まつりと同日開催し、交流人口の増加を図る。中心市街地への集客性を高め、賑わい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： せいとく祭</p> <p>内容： 地区振興を目的に成徳地区において行う祭を開催する。</p> <p>実施期間： 平成7年度～</p>	<p>成徳地区振興協議会</p>	<p>成徳小学校を会場として、こどもを中心としたイベントを行うことで、学校と地区が一体となった地域づくりと、こどもの地域に対する愛着の醸成を図り、定住化を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名： 長谷の観音市</p> <p>内容： 長谷寺が発行する「牛玉」という棒状のお守りを受けける行事の翌日にたつ昔ながらの風情が楽しめる市を開催する。</p> <p>実施期間： (現在の場所での実施) 昭和55年度～</p>	<p>長谷の観音市実行委員会</p>	<p>打吹山にある長谷寺での伝統行事(長谷の牛玉授け)とあわせて参道で開催される伝統的な市を伝統文化として継承すると同時に、歴史的な地域としての地域性の適切に維持し、定住化を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名： 若者子育て世帯買い物応援事業</p> <p>内容： 子育て応援カードに(商業施設が協賛店)による割引・特典サービスを実施し、カードの利便性を向上させ商業地区の集客の増加を図る</p> <p>実施期間： 平成19年度～</p>	<p>民間事業者(協賛店)</p>	<p>子育て応援カードによる割引・特典サービスを実施し、カードの利便性を向上させ、商業地区の集客の増加を図り、地域での消費の増大のため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名： 地域産業活性化推進事業</p> <p>内容： 地域産業活性化推進員の配置による就業情報提供、空き店舗のマッチング支援、市内事業者の販路開拓を支援する。</p> <p>実施期間： 平成27年度～</p>	<p>倉吉市</p>	<p>地域産業活性化推進員による就業情報提供、空き店舗のマッチング支援、市内事業者の販路開拓支援を行うことで、起業支援の充実と商店街等の活性化を促し、地域での消費の増大を図るとともに、新たな事業所の開設による就業者の増加を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 倉吉市制度融資事業</p> <p>内容： 中小企業者に貸付を行う金融機関に対し、その資金の一部を預託することで、長期低利の制度融資を実施する。</p> <p>実施期間： 昭和 38 年度～</p>	倉吉市	<p>中小企業者の経営安定、経営基盤強化のために貸付を行う金融機関に対し、長期低利の制度融資を実施することで、中小企業の地域起業における持続的な事業活動を促し、定着・発展を図るとともに、地域の商工業の振興により新たな事業所の開設による就業者増加、地域での消費の増大を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名： ポップカルチャーによる観光客等誘致促進事業</p> <p>内容： 本市と誘致企業、更には本市に縁のあるコンテンツを有する企業の協力の下、地域が元来持つ観光資源と、互いの素材(白壁土蔵群、コンテンツ)を最大限活用した新たな魅力づくりによる観光客の誘客を行う。</p> <p>実施期間： 平成 28 年度～</p>	倉吉市	<p>倉吉市と誘致企業等が協力し、地域が元来持つ観光資源と、フィギュア、コンテンツなど“クールジャパン”を代表するポップカルチャーの持つ魅力の双方を最大限活用し、中心市街地における国内外の新たな観光客を掘り起こし誘客につなげることで、本市の知名度及び交流人口の拡大をめざすため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>鳥取県「まんが王国とっとり」国家戦略プロジェクト推進補助金</p> <p>実施期間： 平成 28 年度～</p>	
<p>事業名： 観光音声ガイドサービス</p> <p>内容： 白壁土蔵群エリアにおいて、観光客へGPSを利用した音声ガイドシステムを貸し出し、各施設の解説などを提供する。</p> <p>実施期間： 平成 28 年度～</p>	倉吉市	<p>白壁土蔵群エリアにおいて多言語にも対応した観光音声ガイドサービスを新たに導入することにより、小グループや個人の日本人観光客はもちろん、外国人旅行者にも対応した受入環境を整備することで、国内観光・インバウンドともに選ばれる観光地をめざし交流人口の拡大を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名： 倉吉銀座春まつり</p> <p>内容： 倉吉銀座商店街において、出店やステージイベントなど、華やかに春まつりを開催し、交流人口の増加を図る。</p> <p>実施期間： 平成 29 年度～</p>	倉吉銀座商店街振興組合	<p>倉吉銀座商店街において、倉吉銀座春まつりを開催し、交流人口の増加を図る。中心市街地への集客を高め、賑わい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 倉吉銀座商店街振興組合 土曜夜市</p> <p>内容： 倉吉銀座商店街通りを歩行者天国化し、7月の土曜日夜にサマーセールを開催し、交流人口の増加を図る。</p> <p>実施期間： 昭和26年度～</p>	<p>倉吉銀座商店街振興組合</p>	<p>倉吉銀座商店街振興組合加盟店等による土曜夜市を開催し、交流人口の増加を図る。中心市街地への集客を高め、賑わい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名： 「倉吉の歴史的資源を活用したまちなみ活性化事業」調査研究事業</p> <p>内容： 中心市街地に位置する古民家、旧店舗といった歴史的資源を活用し、地域の観光、宿泊拠点の整備を図るためニーズ調査、マーケット調査等を実施するもの。</p> <p>実施時期： 令和元年度～</p>	<p>(株)赤瓦 倉吉市中心市街地活性化協議会</p>	<p>倉吉市の中心市街地に位置する古民家、旧店舗といった歴史的資源を活用し、地域の観光、宿泊拠点を整備する。観光入込客の滞在時間を確保し、賑わいと活気があふれるエリア形成を図ることを目的としており、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名： 倉吉の歴史的資源を活用したまちなみ活性化事業</p> <p>内容： 中心市街地に位置する古民家、旧店舗といった歴史的資源を活用し、地域の観光、宿泊拠点を整備する。</p> <p>実施期間： 令和2年度～</p>	<p>(株)赤瓦 倉吉市中心市街地活性化協議会</p>	<p>中心市街地に位置する古民家、旧店舗といった歴史的資源を活用し、地域の観光、宿泊拠点を整備。観光入込客の滞在時間を確保し、賑わいと活気があふれるエリア形成を図ることを目的としており、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名： 小川家整備活用事業</p> <p>内容： 文化財を活用し、歴史的資源を展示する施設を整備する。</p> <p>実施期間： 令和2年度～</p>	<p>小川記念館財団</p>	<p>文化財を活用し、歴史的資源を展示する施設を整備。観光入込客の滞在時間を確保し、賑わいと活気があふれるエリア形成を図ることを目的としており、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		



事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 倉吉淀屋活用事業</p> <p>内容： 修理復元を行った歴史的資源を活用した観光イベントを実施する。</p> <p>実施期間： 令和2年度～令和6年度</p>	倉吉市	修理復元を行った歴史的資源を活用した観光イベントの実施。観光入込客の滞在時間を確保し、賑わいと活気があふれるエリア形成を図ることを目的としており、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p>事業名： 円形劇場くらしフィギュアミュージアム活用事業</p> <p>内容： 国内現存最古の円形校舎を活用し、各種集客イベントを実施する。</p> <p>実施期間： 令和2年度～令和6年度</p>	(株)円形劇場 倉吉市中心市街地活性化協議会	国内現存最古の円形校舎を活用し、各種集客イベントを実施。観光入込客の滞在時間を確保し、賑わいと活気があふれるエリア形成を図ることを目的としており、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p>事業名： 打吹回廊活用事業</p> <p>内容： 商店街活性化拠点施設を活用し、各種集客イベントを実施する。</p> <p>実施期間： 令和2年度～令和6年度</p>	(株)打吹回廊 倉吉市中心市街地活性化協議会	商店街活性化拠点施設を活用し、各種集客イベントを実施。観光入込客の滞在時間を確保し、賑わいと活気があふれるエリア形成を図ることを目的としており、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p>事業名： まちなか観光促進事業</p> <p>内容： 行政、民間、関係機関の共同により観光周遊促進策を実施する。</p> <p>実施期間： 令和2年度～令和6年度</p>	倉吉市 倉吉観光MICE協会	行政、民間、関係機関の共同により観光周遊促進策を実施。観光入込客の滞在時間を確保し、賑わいと活気があふれるエリア形成を図ることを目的としており、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 既存ストック活用起業推進地域連携事業</p> <p>内容： 新たに設立されたまちづくり会社、地元商店街が連携し空き店舗をリノベーションし、新規出店を促進する</p> <p>実施期間： 令和2年度～令和6年度</p>	<p>(株)打吹回廊 倉吉銀座商店街振興組合</p>	<p>新たに設立されたまちづくり会社、地元商店街が連携し空き店舗をリノベーションし、新規出店を促進する。観光入込客のほか地元住民へも新たな魅力を提供し、賑わいと活気があふれるエリア形成を図ることを目的としており、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

## 8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[ 1 ] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性
<p>(1) 現状及び事業実施の必要性</p> <p>倉吉の中心市街地はその歴史的な経緯から特性・機能の異なる二つの地区（駅周辺地区、打吹地区）によって構成される。倉吉市においては、これら二つの地区が相互に補完し連携しながらその役割を発揮していくことが、市民の福利向上や地域経済の活性化にとって大変重要である。</p> <p>現状において、両地区の間には複数の路線バスが運行し、多い時には 5～10 分の間隔で両地区を連絡するバスが運行するなど、地方都市としては高い利便性が確保されている。今後は、二つの地区を一体に機能させ、市民にとって利用しやすい中心市街地であるためにも、誰にでも利用できる公共交通機関の利用環境の更なる充実が求められる。</p> <p>(2) 取り組みの内容</p> <p>現状では、比較的運行本数が少ない夕・夜間の時間帯のバス運行の充実を図るなど、公共交通の利便性を高める施策を実施する。</p> <p>(3) フォローアップ</p> <p>毎年度末に基本計画に位置づけた取り組みの進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進や変更、追加等、改善のための措置を行う。</p>

### [ 2 ] 具体的事業の内容

#### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 夕夜間時間帯のバス運行事業</p> <p>内容： 現在運行の時間外である 20 時以降に、倉吉駅～西倉吉間のバスを運行する。</p> <p>実施時期： 令和 2 年度～令和 6 年度</p>	バス事業者	今まで 20 時以降の帰宅等の時間帯に利用できなかったバスを運行することで、中心市街地内におけるバスサービスの向上を図るため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>乗合バスの利用者の利便の増進のための事業に係る特定民間事業計画の主務大臣認定</p> <p>実施期間： 令和 2 年度～令和 6 年度</p>	国土交通大臣による特定民間事業計画の認定

#### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

#### (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 地域公共交通確保維持改善事業</p> <p>内容： 地域間幹線系統路線の維持を図るためにバス事業者への補助を行う。</p> <p>実施時期： 平成 23 年度～</p>	バス事業者	本事業は、地域間幹線系統路線維持を図るために、維持費補助を行う事業で、公共交通機関を活かしたまちづくりを進め、中心市街地への集客性を高め、賑わい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金</p> <p>実施期間 平成 23 年度～</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 倉吉花回廊構想推進事業</p> <p>内容： 四季を通じて花を楽しみながら打吹公園～緑のプロムナード～白壁土蔵群などを周遊することを構想し、花壇整備等を行う。</p> <p>実施時期： 平成 17 年度～</p>	上灘地区振興協議会	鳥取県で推進されているウォーキングを活用した観光、健康づくりに基づき、打吹エリアに歩きたくなる魅力あるコースを花壇整備等にて行い、周遊観光の活性化による地区の回遊性の向上と交流人口の増加を促進する。		
<p>事業名： 広域路線バス路線維持事業</p> <p>内容： 広域交通路線の維持を図るためにバス事業者への補助を行う。</p> <p>実施時期： 平成 13 年度～</p>	バス事業者	本事業は、広域路線維持を図るために、維持費補助を行う事業で、公共交通機関を活かしたまちづくりを進め、中心市街地への集客性を高め、賑わい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>広域バス路線維持補助金</p> <p>実施期間： 平成 13 年度～</p>	
<p>事業名： 生活交通路線維持対策事業</p> <p>内容： 生活交通路線の維持を図るためにバス事業者への補助を行う。</p> <p>実施時期： 平成 13 年度～</p>	バス事業者	本事業は、生活交通路線の維持を図るために、維持費補助を行う事業で、公共交通機関を活かしたまちづくりを進め、中心市街地への集客性を高め、賑わい創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	<p>生活交通体系構築支援補助金</p> <p>実施期間： 平成 13 年度～</p>	



## 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

### [1] 市町村の推進体制の整備等

#### (1) 中心市街地活性化担当課

平成26年4月1日に、中心市街地活性化を担当し関係部署を総括する組織として、企画振興部総合政策課に兼任職員3名を配置し、さらに平成26年11月1日から協議会事務局支援として専任職員を1名配置しています。なお、倉吉市機構改革に伴い平成30年4月1日より企画産業部商工観光課に所管替えを行っております。

#### (2) 倉吉市中心市街地活性化推進本部

各部署の連携を図り、中心市街地活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、中心市街地活性化に関係する部署で構成する庁内の総合調整のための組織「倉吉市中心市街地活性化推進本部」を、平成26年5月26日に設置しています。

#### ◆倉吉市中心市街地活性化推進本部の構成

本部長	副市長
副本部長	企画産業部長
本部員	総務部長
本部員	健康福祉部長
本部員	建設部長
本部員	水道局長
本部員	教育委員会事務局長

#### ◆同幹事会の構成

幹事長	企画産業部長
副幹事長	商工観光課長
幹事	総務課長
幹事	企画課長
幹事	地域づくり支援課長
幹事	子ども家庭課長
幹事	長寿社会課長
幹事	管理計画課長
幹事	建設課長
幹事	建築住宅課長
幹事	生涯学習課長
幹事	文化財課長
幹事	倉吉博物館長

#### ◆倉吉市中心市街地活性化推進本部における検討課題

開催	日時	検討議題
平成26年度 第1回	平成26年7月2日	(1) 推進本部の設置について (2) 中活法の概要、国の支援制度について (3) 中心市街地の現状、課題について (4) 今後のスケジュールについて
平成26年度 第2回	平成26年8月22日	(1) 倉吉市及び中心市街地の現状、課題について (2) 中心市街地の考え方とその方向性について (3) 中心市街地活性化に関する意見交換会、説明会の開催について (4) 基本計画掲載事業の検討状況について
平成26年度 第3回	平成26年9月24日	(1) 中心市街地活性化に関するアンケート調査結果について (2) 中心市街地活性化に関する意見交換会の結果について (3) 倉吉市の中心市街地の将来像、基本的な方針と目標について
平成26年度 第4回	平成26年11月5日	(1) 基本的な方針、目標（指標、数値目標）の設定について (2) 中心市街地の区域について (3) 事業について



平成 26 年度 第 5 回	平成 27 年 2 月 16 日	(1) 内閣府との事前協議について (2) 倉吉市中心市街地活性化基本計画（素案）について
平成 26 年度 第 6 回	平成 27 年 3 月 20 日	(1) 倉吉市中心市街地活性化基本計画（案）について
平成 28 年度 第 1 回	平成 28 年 4 月 6 日	(1) 倉吉市中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 28 年度 第 2 回	平成 29 年 1 月 17 日	(1) 倉吉市中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 29 年度 第 1 回	平成 29 年 4 月 11 日	(1) 倉吉市中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 29 年度 第 2 回	平成 29 年 5 月 22 日	(1) 倉吉市中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 29 年度 第 3 回	平成 30 年 1 月 9 日	(1) 倉吉市中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 30 年度 第 1 回	平成 31 年 2 月 5 日	(1) 倉吉市中心市街地活性化基本計画の変更について
令和元年度 第 1 回	令和元年 5 月 8 日	(1) 第 2 期基本計画掲載事業の検討状況について (2) 今後のスケジュールについて
令和元年度 第 2 回	令和元年 7 月 26 日	(1) 第 2 期基本計画掲載事業の検討状況について (2) 今後のスケジュールについて
令和元年度 第 3 回	令和元年 9 月 24 日	(1) 第 2 期基本計画掲載事業の検討状況について (2) 目標（指標、数値目標）の設定について (3) 今後のスケジュールについて
令和元年度 第 4 回	令和元年 11 月 11 日	(1) 中心市街地活性化に関するアンケート調査について (2) 中心市街地活性化に関する意見交換会について (3) 今後のスケジュールについて
令和元年度 第 5 回	令和元年 12 月 24 日	(1) 倉吉市中心市街地活性化基本計画（素案）について
令和元年度 第 6 回	令和 2 年 1 月 16 日	(1) 倉吉市中心市街地活性化基本計画（案）について

◆倉吉市中心市街地活性化推進本部幹事会における検討課題

開催	日時	検討議題
第 1 回	平成 26 年 7 月 8 日	(1) 推進本部、幹事会の設置について (2) 中活法の概要、国の支援制度について (3) 中心市街地の現状、課題について (4) 今後のスケジュールについて
第 2 回	平成 26 年 8 月 6 日	(1) 倉吉市及び中心市街地の現状、課題について (2) 中心市街地の考え方とその方向性について (3) 基本計画掲載事業の検討について



(3) 平成30年度以降の倉吉市議会における中心市街地活性化に関する審議又は討議の内容等  
(市長が答弁したもの)

開催日時	内容
平成30年6月 6月定例会	(質問要旨) 中心市街地の賑わい再生について (答弁要旨) 今後、意欲ある民間事業者などと意見交換を進めていく際に、倉吉市中心市街地活性化協議会、倉吉観光 MICE 協会、倉吉商工会議所など、各機関と連携し取り組んでいくとともに、市としても、グランドデザインを意識し、民間事業と相乗効果をなす区域となるよう、当該区域に所有する財産を活用しての地域活性化策について検討を進めていく。
平成30年6月 6月定例会	(質問要旨) 円形劇場くらしフィギュアミュージアムの周辺整備について (答弁要旨) 事業者と課題を共有するとともに市において早急に対策を必要とする取組みについて方針を取りまとめていく。
平成30年6月 6月定例会	(質問要旨) 中心市街地内のエリア連携について (答弁要旨) エリアを回遊するための「案内標識の設置」「街歩きマップ作成」「情報発信」などの準備を進めている。 出来ることから着実に実施していき、中心市街地全体として観光客の受け入れ機能の向上を図りたい。
平成30年9月 9月定例会	(質問要旨) 倉吉市としては今後、どういったまちづくりを進めていこうと考えているか。官民連携は重要だが、行政のリードがある程度必要と考える。 (答弁要旨) あくまで主体は民間であり、民間による事業構想の実現に向けた連携、支援が行政の役割であると考え、地域により多くの波及効果が出るような取り組みを民官連携により実施することが大切であると考え。 その実施方法の検討の中で、地域全体としてどう事業リスクを取っていくかを議論していきたいと考えるとともに、行政としてはそういった議論をリードしていきたいと考える。
平成30年9月 9月定例会	(質問要旨) 周辺市町との連携については (答弁要旨) 倉吉観光 MICE 協会、鳥取中部観光推進機構等の関係機関と連携することにより中心市街地と周辺市町との相乗効果を図っていく。
平成30年12月 12月定例会	(質問要旨) 第1期基本計画の現時点での感想は (答弁要旨) 第1期基本計画も残り1年数か月となる中で、今後は整備した拠点施設の活用を促進させ、中心市街地の活性化につなげていくことがこれからの大きな活動目標となっていく段階である。 今後も、市役所第2庁舎の移転、県立美術館の整備などが控えており、持続的に中心市街地活性化に向けた取組を進めていきたい。

平成 30 年 12 月 12 月定例会	<p>(質問要旨) 倉吉駅周辺の活性化策について</p> <p>(答弁要旨) 地元企業はもとより、地域商業の活性化に資する施設運営を全国的に展開する企業等へも訪問し、様々な意見を聞いていく中で、早期活用が図れるよう努めていきたい。</p>
平成 30 年 12 月 12 月定例会	<p>(質問要旨) 基本計画掲載事業の実施主体である民間事業者との連携について</p> <p>(答弁要旨) 民間企業、倉吉銀座商店街振興組合、まちづくり会社とともに、倉吉市中心市街地活性化協議会、倉吉観光 MICE 協会、倉吉商工会議所など、各機関が連携し共同して活性化策を検討していくことが重要であり、行政としては、事業主体者と各関係機関との連携を促進させ、より波及効果の高い施設となるよう協力していく。</p>
平成 30 年 12 月 12 月定例会	<p>(質問要旨) 基本計画掲載事業で整備された施設の観光ルート化について</p> <p>(答弁要旨) 周辺市町村の宿泊施設とのタイアップ、旅行会社への PR のほか、倉吉観光 MICE 協会とともに、来年オープン予定の「打吹回廊」と連携する観光商品の開発を進めている。 観光ルートとしては、市の中心市街地の回遊はもとより、周囲の市町にある観光施設との連携も視野に入れており、今後も引続き、事業者と共同で検討を進めていきたいと考える。</p>
令和元年 6 月 6 月定例会	<p>(質問要旨) 鳥取県立美術館が中心市街地にできることを契機に、倉吉市としてどのようなまちづくり・環境づくりをしていくのか</p> <p>(答弁要旨) 倉吉市がこれまで進めてきた倉吉：緑の彫刻賞のシステムを使って美術館周辺の整備が進められることで、県立美術館を中心としたエリアと、&lt;緑の彫刻プロムナード&gt;や古い町並みを中心としたエリアが、芸術作品を介しリンクして面的に広がり、まちの中の周遊に繋がることが期待される。</p>
令和元年 6 月 6 月定例会	<p>(質問要旨) 県立美術館、中心市街地（赤瓦・白壁土蔵、小川邸）を結ぶ回遊策について、ぜひ市で旗揚げをしてほしい</p> <p>(答弁要旨) 今後、市民の皆さまの意見を伺いながら、県立美術館と共に歩む中部地区の集い協議会の観光（周遊）経済飲食部会事務局である鳥取中部観光推進機構と、市商工観光課、倉吉観光 MICE 協会、倉吉商工会議所などの関係機関と検討していきたい。</p>
令和元年 9 月 9 月定例会	<p>(質問要旨) 中心市街地活性化推進計画の第 2 期計画を策定中であるが、第 1 期計画の課題等を受け、どのような計画を策定しようとしているのか、その主だった特徴とスケジュールを伺いたい</p> <p>(答弁要旨) 第 1 期計画の成果と課題として、新たな観光客を誘客する拠点となるくらしのミュージアムの整備商店街の活性化拠点となる打吹回廊の整備など、中心市街地活性化に資する施設が整備された。また、県立美術館の誘致、市役所第 2 庁舎の移転など、今後につながる動きも出始めている。</p>

	<p>一方で、H28 鳥取中部地震による家屋・店舗の損傷などの影響により人口減が続くなどの状況が続いている。</p> <p>第2期計画では、鳥取県立美術館の整備、円形劇場くらしフィギュアミュージアム、打吹回廊などの新たに整備された施設を積極的に活用するソフト事業の充実、第1期期間中に一般公開に至らなかった小川家について庭園の一般公開を目指す。</p> <p>また、成徳、明倫エリアの他、倉吉駅周辺の空き店舗対策にも積極的な取り組みを進める。</p>
令和元年9月 9月定例会	<p>(質問要旨) 中心市街地活性化基本計画の各エリアの進捗状況について</p> <p>(答弁要旨) 倉吉市中心市街地活性化基本計画では認定区域を「倉吉駅周辺エリア」「パークスクエアバス通り沿線エリア」「成徳と明倫からなる打吹エリア」の3つのエリアに分けて事業進捗を図ってきているところ。</p>
令和元年9月 9月定例会	<p>(質問要旨) 倉吉市議会議員と鳥取看護大学・鳥取短期大学の学生が話し合う「くらし未来づくりカフェ」を開催した。学生を地域に呼び込むことが必要だと考えるが、市長の考えを伺う。</p> <p>(答弁要旨) 去る7月6日に倉吉市議会議員9名と鳥取短期大学・鳥取看護大学の学生35名が、鳥取看護大学において意見交換会を実施されたと伺っている。</p> <p>新聞記事や市議会ホームページ等を見ると、学生からは、倉吉の良いところとして、「自然豊かで食べ物がおいしい」、「住んでいる人がやさしい」、「暮らしやすい」などの意見があった。</p> <p>今後も引き続き、鳥取短期大学・鳥取看護大学と連携を強化しながら、地域課題の解決を図り、地域を元気にしていきたいと考えている。</p>
令和元年12月 12月定例会	<p>(質問要旨) 今後10年20年先のあるべき姿を構築するための先見性とリーダーシップについて伺う。</p> <p>(答弁要旨) 今後のまちづくりについては、市単独で大きな事業を進めるのではなく、うまく県・民間などの事業と連携することが重要である。</p>
令和元年12月 12月定例会	<p>(質問要旨) 第1期計画の振り返り</p> <p>(答弁要旨) 第1期計画の成果と課題</p> <p>新たな観光客を誘客する拠点となるくらしフィギュアミュージアムの整備商店街の活性化拠点となる打吹回廊の整備など、中心市街地活性化に資する施設が整備された。また、県立美術館の誘致、市役所第2庁舎の移転など、今後につながる動きも出始めている。</p> <p>一方で、H28 鳥取中部地震による家屋・店舗の損傷などの影響により人口減が続くなどの状況が続いている。</p>

〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項

倉吉市中心市街地活性化協議会の概要

平成26年10月16日、中心市街地活性化法第15条に基づき、まちづくり会社である株式会社赤瓦と倉吉商工会議所が設立発起人となり、「倉吉市中心市街地活性化協議会」が設立されています。

事務局は、倉吉商工会議所と株式会社赤瓦が協働運営し、事務所を赤瓦一号館に置き、経済界、商業者及び商業団体、医療・福祉団体、教育・文化団体、自治連合会、交通事業者、金融機関、まちづくり団体、行政機関等多様な関係者で構成され、基本計画に基づく中心市街地活性化の取組の協議、民間事業の掘り起こしやコーディネート、事業実施の支援を行います。

① 倉吉市中心市街地活性化協議会構成員について

◆倉吉市中心市街地活性化協議会構成員（順不同）

令和元年8月7日現在

構成団体及び構成団体における役職	役職	法令根拠
倉吉商工会議所	会頭	第15条第1項
株式会社赤瓦	代表取締役	第15条第1項
倉吉信用金庫	理事長	第15条第8項
鳥取県中部総合事務所	所長	第15条第7項
倉吉市	市長	第15条第4項
倉吉銀座商店街振興組合	理事長	第15条第4項
上井商工連盟	前会長	第15条第4項
JR西日本倉吉駅	駅長	第15条第4項
日ノ丸自動車(株)倉吉営業所	所長	第15条第4項
日本交通(株)倉吉営業所	所長	第15条第4項
公益社団法人鳥取県中部医師会	会長	第15条第8項
一般社団法人鳥取県建築士事務所協会中部支部	副会長・中部支部長	第15条第8項
鳥取看護大学・鳥取短期大学	理事長	第15条第8項
(株)新日本海新聞社中部本社	総局長	第15条第8項
倉吉市ホテル旅館組合	組合長	第15条第8項
倉吉市自治公民館連合会	会長	第15条第8項
鳥取中部ふるさと広域連合消防署	署長	第15条第4項
NPO法人ふるさと遊誘駅舎館	理事長	第15条第4項
倉吉異業種交流プラザ	会長	第15条第4項
倉吉市民生児童委員連合協議会	代表	第15条第4項
中部タクシー共同組合	理事長	第15条第4項
(株)ひまわり企画倉吉シティホテル	代表取締役	第15条第4項
一般社団法人倉吉観光MICE協会	会長	第15条第4項
特定非営利活動法人 未来	理事長	第15条第4項
明倫まちづくり合同会社	代表社員	第15条第4項
(有)中井ハウジング	代表取締役	第15条第4項
(株)チュウブ	代表取締役	第15条第4項
倉吉商工会議所青年部	会長	第15条第4項

あきない中心倉	会長	第 15 条第 4 項
倉吉市社会福祉協議会	会長	第 15 条第 4 項
NPO 法人明倫NEXT100	理事長	第 15 条第 4 項
公立大学法人 公立鳥取環境大学	理事長職務代理者	第 15 条第 4 項
鳥取中央農業協同組合	代表理事組合長	第 15 条第 4 項
一般財団法人小川記念館財団	代表理事	第 15 条第 4 項
鳥取大学地域学部	学部長	第 15 条第 4 項
株式会社アナログ	代表取締役	第 15 条第 4 項
倉吉町並み保存会	会長	第 15 条第 4 項
株式会社円形劇場	代表取締役	第 15 条第 4 項
株式会社エスマート	代表取締役	第 15 条第 4 項
株式会社本内家具	代表取締役会長	第 15 条第 4 項
倉吉ビール株式会社	代表取締役	第 15 条第 4 項
株式会社打吹回廊	代表取締役	第 15 条第 4 項

## ② 開催状況について

### ◆倉吉市中心市街地活性化協議会の開催状況

開催日時	検討議題等
平成 26 年 10 月 16 日 第 1 回協議会 (協議会の設立総会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の設立（規約の制定）</li> <li>役員を選任</li> <li>タウンマネージャーの選任</li> </ul>
平成 27 年 3 月 2 日 第 2 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>倉吉市中心市街地活性化基本計画（素案）について</li> </ul>
平成 27 年 3 月 30 日 第 3 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の推進体制等について</li> <li>倉吉市中心市街地活性化基本計画（案）について</li> <li>平成 27 年度タウンマネージャーの選任について</li> <li>倉吉市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見について</li> </ul>
平成 27 年 5 月 29 日 平成 27 年度第 1 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 26 年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業報告（案）について</li> <li>平成 26 年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支決算（案）について</li> <li>平成 26 年度倉吉市中心市街地活性化協議会監査報告</li> <li>平成 27 年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業計画（案）について</li> <li>平成 27 年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支予算（案）について</li> <li>基本計画の認定状況及び掲載事業の進捗について</li> </ul>
平成 27 年 9 月 4 日 平成 27 年度第 2 回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画の認定について</li> <li>ホームページの開設及び情報配信サービス「くらしの中活だより」について</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倉吉市中心市街地活性化エリア別ワークショップの開催について</li> <li>・基本計画掲載事業（民間事業）の進捗等について</li> </ul>
平成28年1月27日付け倉吉市意見照会に対する平成28年2月9日付け回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画の第1回変更について</li> </ul>
平成28年5月10日 平成28年度第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画掲載事業の進捗状況について</li> <li>・平成27年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業報告について</li> <li>・平成27年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支決算について</li> <li>・平成27年度倉吉市中心市街地活性化協議会監査報告</li> <li>・役員改選について</li> <li>・倉吉市中心市街地活性化協議会設置規約の改正について</li> <li>・平成28年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業計画（案）について</li> <li>・平成28年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支予算（案）について</li> </ul>
平成28年10月19日 平成28年度第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支予算の補正（案）について</li> </ul>
平成29年2月10日 平成28年度第3回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定基本計画の第3回変更（H29.3月変更分）案について</li> </ul>
平成29年4月11日付け倉吉市意見照会に対する平成29年4月20日付回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本計画の第4回変更について</li> </ul>
平成29年6月1日 平成29年度第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業報告について</li> <li>・平成28年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支決算について</li> <li>・平成28年度倉吉市中心市街地活性化協議会監査報告役員の選任について</li> <li>・平成29年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業計画（案）について</li> <li>・平成29年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支予算（案）について</li> <li>・基本計画の第5回変更（H29.7月変更分）について</li> <li>・基本計画掲載事業の進捗状況について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
平成30年2月9日 平成29年度第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定基本計画の第6回変更（H30.3月変更分）案について</li> </ul>



<p>平成 30 年 6 月 12 日 平成 30 年度第 1 回協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業報告について</li> <li>・平成 29 年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支決算について</li> <li>・平成 29 年度倉吉市中心市街地活性化協議会監査報告</li> <li>・平成 30 年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業計画(案)について</li> <li>・平成 30 年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支予算(案)について</li> <li>・倉吉市中心市街地活性化協議会の役員を選任について</li> <li>・基本計画掲載事業の進捗状況について</li> </ul>
<p>平成 31 年 2 月 18 日 平成 30 年度第 2 回協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定基本計画の第 7 回変更 (H31.3 月変更分) 案について</li> <li>・倉吉市中心市街地活性化基本計画 (民間) 掲載事業の進捗について</li> <li>・今後の予定について</li> </ul>
<p>令和元年 8 月 7 日 令和元年度第 1 回協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業報告について</li> <li>・平成 30 年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支決算について</li> <li>・平成 30 年度倉吉市中心市街地活性化協議会監査報告</li> <li>・令和元年度倉吉市中心市街地活性化協議会事業計画(案)について</li> <li>・令和元年度倉吉市中心市街地活性化協議会収支予算(案)について</li> <li>・倉吉市中心市街地活性化協議会の役員を選任について</li> <li>・基本計画掲載事業の進捗について⇒総会資料に基づき説明</li> <li>・倉吉市中心市街地活性化基本計画 第 2 期計画の策定について</li> </ul>
<p>令和 2 年 1 月 29 日 令和元年度第 2 回協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 期倉吉市中心市街地活性化基本計画 (案) について</li> <li>・今後の予定について</li> </ul>

### ③ 規約について

#### ◆倉吉市中心市街地活性化協議会規約

##### 第1章 総 則

(設置)

第1条 倉吉商工会議所及び株式会社赤瓦は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で倉吉市中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 本会の名称は、倉吉市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第3条 協議会は、法第9条第1項の規定により倉吉市が作成しようとする中心市街地活性化基本計画、法第9条第10項に規定する認定基本計画（以下、「認定基本計画」という。）及び法第40条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、第3条の目的を達成するため、法第15条第9項に基づき意見を述べるほか、次の掲げる事項について検討し、及び審議し、並びにそれらに係る事業を実施する。

- (1) 中心市街地活性化に係る事業の総合調整
- (2) 中心市街地活性化に関する会員相互の意見調整及び情報交換
- (3) 中心市街地活性化に向けた勉強会及び研修会の実施並びに情報交換
- (4) 中心市街地活性化に関する調査研究の実施
- (5) 中心市街地活性化に寄与する活動
- (6) 中心市街地の活性化に係る事業推進に関すること
- (7) その他中心市街地の活性化に関すること

(公表の方法)

第5条 協議会の活動内容は、広く倉吉市民の意見を反映させるため、協議会のホームページ並びに倉吉商工会議所の会報において公表する。

##### 第2章 会 員

(会員)

第6条 会員は、法第15条第1項、第4項、第7項及び第8項の規定に該当するものをもって構成する。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書により会長に申込み、幹事会の承認を得なければならない。

(退 会)

第8条 会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。  
2 会員が死亡、または解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員が協議会の名誉を毀損し、または協議会の設立の趣旨に反する行為をしたときは、総会において会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出品品の不返還)

第10条 補助金を除くその他の収入による抛出品は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

##### 第3章 役 員

(役員)

第11条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

(役員を選任)

第12条 会長、副会長、監事は、総会において会員の中から選任する。

(任期)

第13条 役員は、任期は2年とする。但し再任は妨げない。

2 役員は、任期終了後においても次期役員が選任されるまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

(職務)

第14条 会長は、協議会を代表して会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは職務を代行する。
- 3 監事は、協議会の業務及び経理の監査の結果を総会に報告する。

#### 第4章 タウンマネージャー、オブザーバー

(タウンマネージャー)

第15条 協議会は、第3条に掲げる目的達成のため、又は協議会における活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャーを置くことができる。

- 2 タウンマネージャーは、会長が選任し、各種活動実施にあたり計画・調整・助言等を行う。
- 3 タウンマネージャーの任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 タウンマネージャーは、幹事会構成員及びタウンマネジメント会議構成員とする。

(オブザーバー)

第16条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためオブザーバーを置くことができる。

#### 第5章 事業推進コーディネーター

(事業推進コーディネーター)

第17条 協議会は、必要に応じて事業推進コーディネーターを置くことができる。

- 2 事業推進コーディネーターの選任方法、業務、選任期間等については、別に定める「倉吉市中心市街地活性化協議会専門人材活用事業実施規程」によるものとする。

#### 第6章 会議

(会議)

第18条 協議会は、以下の会議を開催する。

- (1) 総会
- (2) 幹事会
- (3) タウンマネジメント会議

#### 第7章 総会

(総会)

第19条 総会は、毎年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員を選任、その他必要と認める事項を審議する。

- 2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 3 総会は、会員をもって構成する。
- 4 総会は、会員の半分以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長は、会員の3分の1以上から総会開催請求があれば招集しなければならない。
- 7 総会の議事については、議事録を作らなければならない。

## 第8章 幹事会

### (幹事会)

第20条 協議会を運営するため、幹事会を置き次の幹事を置く。

- (1) 幹事長1名
- (2) 副幹事長1名
- (3) 幹事5名以内

### (幹事の選任)

第21条 幹事長、副幹事長、及び幹事は、会長が選任する。

### (職務)

第22条 幹事長は、幹事会を代表して会務を統括する。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し幹事長事故あるときは職務を代行する。
- 3 幹事は、協議会の運営案の作成を行う。

### (開催)

第23条 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

- 2 幹事会は、幹事の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 幹事会の議事は、出席幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 幹事会は、必要に応じ事業関係者をオブザーバーとして招集することができる。
- 5 幹事会の議事については、議事録を作らなければならない。

## 第9章 タウンマネジメント会議

### (タウンマネジメント会議)

第24条 タウンマネジメント会議は、タウンマネージャー、会員及び事業主体関係者により構成し、タウンマネジメントに関する事項を協議・決定する。

- 2 タウンマネジメント会議は、タウンマネージャーが招集し、その議長となる。
- 3 タウンマネジメント会議は、必要に応じて、事業別、課題別の専門部会を設けることができる。

## 第10章 協議

### (協議の心得)

第25条 会員は、倉吉市中心市街地活性化に関して批判をするのではなく、具体的で建設的な協議を行わなければならない。

- 2 倉吉市中心市街地活性化に関する事業等への意見については、その実現を達成するために、

その意見を尊重し、相互扶助の精神をもって協議を行わなければならない。

- 3 倉吉市中心市街地活性化に関する意見を述べる場合においては、会員は陳情や要求ではなく、自ら行動し実現することを基本として発言しなければならない。

(協議結果の尊重)

第26条 法第15条第10の規定に基づき、構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議の結果を尊重しなければならない。

## 第11章 事務局

(事務局)

第27条 協議会の事務局は、倉吉商工会議所及び株式会社赤瓦が運営し、事務所を赤瓦1号館内に置く。

- 2 事務局に、事務局長の他、必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が選任し、事務局を統括する。

## 第12章 会計

(会計)

第28条 協議会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入)

第29条 協議会の運営は、補助金及びその他収入をもってあてる。

## 第13章 解散

(解散)

第30条 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄付することができるものとする。

附則

1. 本規約は、平成26年10月16日から施行する。
2. 第13条第1項の規定にかかわらず、協議会設立時の役員任期は、平成28年3月31日までとする。
3. 第19条第2項の規定にかかわらず、初めて開催される会議の招集は、協議会の設立準備に係る者が招集する。
4. 第28条第1項の規定にかかわらず、協議会の設立の日（以下「設立日」という。）の属する会計年度は、設立日から平成27年3月31日までとする。
5. この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、幹事会の承認を得て、別に定める。

附則

1. 本規約は、平成28年4月1日から施行する。

④ 基本計画（案）に対する活性化協議会の意見書

令和2年1月29日

倉吉市長 石田耕太郎 様

倉吉市中心市街地活性化協議会  
会長 倉都 祥行



第2期倉吉市中心市街地活性化基本計画案について（回答）

令和2年1月27日付発商第895号で意見照会のありました「第2期倉吉市中心市街地活性化基本計画案」に対する当協議会としての意見は特にございませぬ。

【お問い合わせ】

倉吉市中心市街地活性化協議会事務局  
電話 24-2340

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 住民ニーズなどの客観的分析

① アンケート調査等

- ・基本計画の策定にあたって、次の主なアンケートの調査などの結果を参考とした。
  - ・市民意識調査（2019年5月）  
※市在住の20歳以上の2,500名（無作為抽出）、郵送アンケート
  - ・中心市街地活性化に関するアンケート（令和元年11月～12月実施）  
※市内全自治公民館長218名、市在住の15歳以上の2,000名（無作為抽出）、郵送アンケート
  - ・倉吉商工会議所からの要望
  - ・中心市街地活性化特別委員会からの提言
- ※1章「(3) 地域住民のニーズ等の把握・分析」参照

② 中心市街地活性化に関する意見交換会の開催

- ・中心市街地活性化基本計画に、学生世代の意見を取り入れることを目的とし、令和元年8月24～25日に中心市街地の活性化に向けたグループ検討、コンテスト形式での発表会を開催した。全国から15人の参加者が集まり、多様な意見をいただき、計画の参考とした。
- ※1章「(3) 地域住民のニーズ等の把握・分析」参照

③ 基本計画案に対する市民意見

- ・地域住民の意見を把握するため、「倉吉市中心市街地活性化基本計画（素案）」に対するパブリックコメントを、令和2年1月29日から令和2年2月9日まで実施した。その結果、3名から4件の意見が寄せられ、本基本計画策定の参考とした。

項目	件数	意見等	対応方針
1章	1	「これまでの中心市街地活性化に対する取組の検証」について、平成30年4月オープンの円形劇場くらしフィギュアミュージアムの実績については検証すべきではないか？	同施設の平成30年度実績については単年度の実績となり第1期中における効果を検証するには至っていない状況である。なお、同施設については第2期計画において効果を検証していくこととしております。
1章	1	第1期計画の目標指標のうち「中心市街地における観光入込客数について目標と最新値との差について要因はどう捉えているのか？インバウンド客の取り込み遅れによるものか？	平成28年10月21日に発生した鳥取中部地震等の影響もあり事業進捗が当初計画より遅れたとともに、活性化を持続・加速させるためのハード及びソフト事業の展開が後半に集中した関係で、事業効果を出していくためには時間が限られ、計画策定当初に期待していた成果を得ることができなかつたと捉えています。
3章	1	目標2「歴史的資源とポップカルチャーを活かし観光おもてなし力向上を目指すまち」について、倉吉市独自のレトロな資源（コンテンツ）を次世代型コンテンツに育てていく取組みが必要ではないか？	各事業の連携を図りつつ、適宜必要な策について検討していきます。
4章	1	『「鳥取県立美術館から白壁土蔵群・赤瓦までの回遊策」調査検討事業』について、調査検討する区域が明倫エリアまでに及ぶのであれば事業名にも「明倫」の文字を入れたほうがわかり易いとする。	わかりやすくなるよう事業名を修正しました



#### ④ 地元公民館等への説明会の開催

- ・ 中心市街地の地元公民館の要請に応じ、中心市街地に関する取り組みを説明し、意見をいただき、計画の参考とした。

#### ⑤ その他

- ・ 鳥取看護大学、鳥取短期大学と倉吉市、倉吉市議会との意見交換会を令和元年7月6日に開催し、中心市街地に期待する意見をいただいた。

※1章「(3) 地域住民のニーズ等の把握・分析」参照

### (2) 多様な主体との連携

#### ① 大学との連携

- ・ 鳥取短期大学と倉吉市において、地域と大学の連携強化、相互の資源を活用し地域社会の発展と人材を育成するため、平成26年8月26日に包括的な協定を締結した。

## 10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

### [1] 都市機能の集積の促進の考え方

#### ○倉吉市総合計画（平成 23 年 3 月）

第 11 次倉吉市総合計画においては、倉吉駅周辺地区や、打吹・上灘地区は「中心拠点」に位置付けられている。

基本目標 4 の「安全・安心で快適に暮らせるまち」では、「だれもが愛着を感じ、住み続けたいと思えるまちをつくる」を方針の一つとし、「にぎわいのあるまちなかを再生する」という施策を掲げ、「買い物客はもとより、観光客を含めた来訪者がたびたび訪れてみたくなるような、歩いて楽しい快適で魅力的な街並みが形成されているとともに、たくさんの人たちが行き交い、交流を深める場として、活気とにぎわいのある中心市街地となっています。」と中心拠点地区の目指すべき姿を示している。

また、計画では地域資源のブランド力の向上による産業の活発化、地域主体のまちづくりの展開、歴史や文化の保全、快適で安全な生活環境の整備などの目標を進めることとしている。また、分野横断的な戦略プロジェクトでは定住の促進を目指し、若者や子育て世帯、高齢者が住み続けたいまちづくりを進めることとしている。さらに、基本姿勢としては、持続可能な地域社会の確立のため、重要性や緊急性などによりまちづくりを行う「選択と集中を基調としたまちづくり」が掲げられている。

#### ○倉吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年 10 月）

平成 27 年 10 月に策定した倉吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、基本目標に「人を大事にし、志を育てる」「仕事をつくり、人を呼び、また仕事を呼ぶ」「地域を守り、地域の資源を活力に変える」を掲げており、具体的な施策、重要業績指標（KPI）を以下のとおり設定している。

##### <基本目標Ⅰ> 人を大事にし、志を育てる

###### 具体的な施策

- ア. 子育て世代の負担軽減など、安心した子育て環境の提供
- イ. 出会いの機会を強化し、子どもを持つ喜びを感じられる取組みを推進
- ウ. 移住希望者へ魅力を伝え、あたたかく迎え入れる体制を推進
- エ. 子どもたちがどこに行っても自慢したくなる、倉吉の愛着と誇りづくりを推進
- オ. 自ら志を持ち、アイデアを実現し地域に貢献できる人財教育
- カ. 女性が地域や職場で活躍できる環境づくりの推進
- キ. 退職後からの活躍の場づくりによる地域の担い手と活力に貢献

##### <基本目標Ⅱ> 仕事をつくり、人を呼び、また仕事を呼ぶ

###### 具体的な施策

- ア. 安定した雇用基盤の整備
- イ. 80 歳まで稼げる農林水産業の推進
- ウ. にぎわい創出と観光業の振興

### ＜基本目標Ⅲ＞ 地域を守り、地域の資源を活力に変える

#### 具体的な施策

- ア. 人が集い魅力ある地域づくり
- イ. 地元大学生の力による賑わいづくりと地域づくり
- ウ. 高齢になっても障がいがあっても安心して健康でいきいき活躍できる環境づくり

#### ○倉吉都市計画マスタープラン（平成30年2月）

都市計画マスタープランにおいて中心市街地は市街地ゾーンに位置付けられ、都市構造の5つの拠点のうち「中心拠点」に位置づけられている。

「河北地域」に位置づけられている倉吉駅周辺地区は、「人が行き交うまちづくり」を目標とし、倉吉駅周辺を中心に誰もが容易にアクセスでき、人が行き交うにぎわいのあるまちを目指すとともに、落ちついた雰囲気のある居住環境を守るとともに、交流拠点にふさわしい商業集積の計画的な誘導を図ることとしている。また「中央地域」に位置づけられている打吹地区からパークスクエアを含む地域は、「懐かしさと季節を感じるまちづくり」を目標とし、日常生活が地域内で完結する生活空間の形成を目指すとともに、打吹玉川地区の白壁土蔵群や民家の街なみを活かした観光まちづくりの推進、季節ごとに変化をみせる打吹山の自然や景観を活かした「緑の環境」づくりを進めることとしている。

#### ○倉吉都市計画区域 都市計画区域マスタープラン（平成30年2月）

倉吉都市計画区域都市計画区域マスタープランにおいて、中心市街地は市街地ゾーンに位置し、駅周辺地区と打吹地区は、6つの拠点のうち「活力とにぎわいの拠点」に位置づけられ、倉吉パークスクエアは「観光リクリエーション拠点」に位置付けられている。2つの拠点を核として、地域特性を活かし、都市基盤の整備を促進することにより、土地の有効・高度利用を図りつつ、魅力ある商業地の形成を図ることが進められている。打吹地区は、歴史的資源を活かした商業環境を整備する地区、駅周辺地区は集積機能、施設との連携の充実化を図るとともに、県内外に情報を発信する拠点として機能の拡充、環境整備を重点的に図る地区と位置づけられている。

#### ○定住自立圏構想／中心市宣言（平成21年3月）、鳥取県中部定住自立圏共生ビジョン（平成27年3月）

鳥取県中部圏域は、中心的な役割を担う本市とその周辺にある4町（三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町）で構成されており、県内では、コンパクトな自立圏域を目指す「小規模中心型」に位置付けられている。本圏域は、1市4町で定住自立圏を形成し、互いに役割分担・連携を行いながら、定住自立圏の圏域全体で人口の「定住」に必要な都市機能と生活機能を確保するとともに、圏域の地域資源を有効に活用して、「自立」に必要な経済基盤を培い、圏域全体の魅力の向上と活性化を図ることにより、圏域における定住を促進し、持続可能な圏域社会を構築することを目的としている。

定住自立圏構想における本市の中心市宣言では、「定住自立圏の形成を目指す中心市として定住自立圏の構築を掲げ、近接する4町を始め、人口定住のため連携する意思を有する自治体などとともに、結び付きと機能の強化により関係を緊密にし、共通課題の解決を図り、地域全体の維持・発展に向け、さらに積極的な各種サービスを提供していくことにより、安心して暮らせる圏域の形成、

均衡ある発展と一体化を目指す」と宣言している。

また、定住自立圏共生ビジョンでは、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化を視点とし、「暮らし良さ（住み続けたい要素）」を感じられる生活基盤の整備と地域資源の連携・活力による「魅力（住みたい要素）」の創出により、定住の促進を図るとしている。

## 〔2〕都市計画手法の活用

倉吉市では第11次総合計画や都市計画マスタープラン等において、都市機能がコンパクトに集約された都市構造をめざしていくことを掲げてまちづくりを進めている。

また、都市計画法においても同様に、コンパクトな都市構造や郊外への無秩序な市街地拡散を防ぐ趣旨から、平成19年11月に、大規模集客施設立地が可能な用途地域を近隣商業地域、商業地域、準工業地域の3地域に限定する改正が施行された。（このうち、準工業地域については、各自治体が必要に応じて特別用途地区の活用による大規模集客施設立地制限を導入）

今後、準工業地域に無秩序に大規模集客施設が立地した場合、都市機能の拡散を招く恐れがあり、都市機能がコンパクトに集約された都市構造の方針や本計画に整合しないこととなることから、準工業地域における大規模集客施設立地規制の導入を図ることとした。

### 【規制内容】

市内の準工業地域全域（約107ha）に対して、都市計画法に基づく「特別用途地区（大規模集客施設制限地区）」を指定し、また、同地区内では大規模集客施設の建築等を禁止する旨の条例を制定することにより、準工業地域においても床面積1万㎡を超える大規模集客施設の立地を制限。

この規制を導入する時点で既に存在している大規模集客施設については、規制導入により「既存不適格建築物」となるが、それらについては、規制開始時点（建築条例の施行日）における床面積の合計の1.2倍までの増築・改築、または大規模の修繕、模様替えを行うことができるものとする。

### ※大規模集客施設とは

劇場、映画館、演芸場もしくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場もしくは観覧場の用途に供する部分であっては、客席の部分に限る）の床面積の合計が1万㎡を超えるもの。

### 【大規模集客施設の立地規制に関わる手続等の経緯】

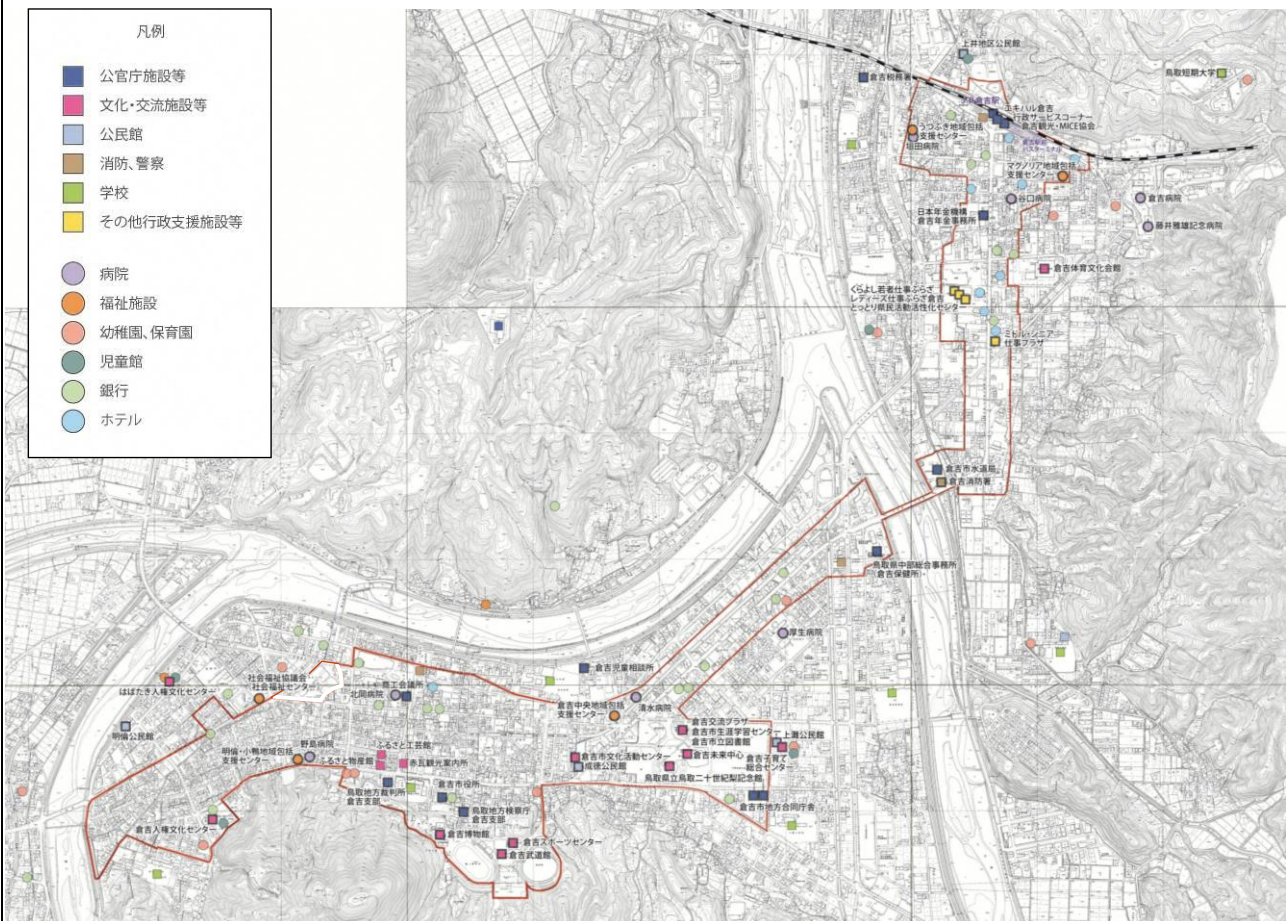
- 平成26年11月 パブリックコメント手続き実施
- 平成26年12月 県知事事前協議
- 平成27年1月 決定案の縦覧
- 平成27年3月 都市計画審議会
- 平成27年3月 県知事協議
- 平成27年3月 条例制定（平成27年3月議会）
- 平成27年4月 都市計画決定告示
- 平成27年4月 条例施行

### [3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

#### ○公共公益施設の集積

中心市街地には、行政機関等の公共施設、病院や子育て支援施設等の医療・福祉施設、文化・スポーツ施設、教育施設等、各種の公共公益機能が中心市街地に集積していることに加え、金融機関やホテルなど、都市の中心性を示す指標ともみられる民間施設についても高い集積がみられる状況にある。

駅周辺地区は、交通の拠点であるJR倉吉駅や複合商業施設「パープルタウン」と一体に複数の公共施設が集積するほか、ホテル、商業施設、飲食店等が集積しているのが特色である。打吹地区は市役所等の公共施設のほか、文化・スポーツ施設、観光施設等が集積している。両地区をつなぐ地域であるパークスクエア・バス通り沿線地域では、地方公共団体である鳥取県の中部の出先機関である中部総合事務所や、市立図書館、二十世紀梨記念館、交流施設等で構成される文化交流複合施設「パークスクエア」が存在している。



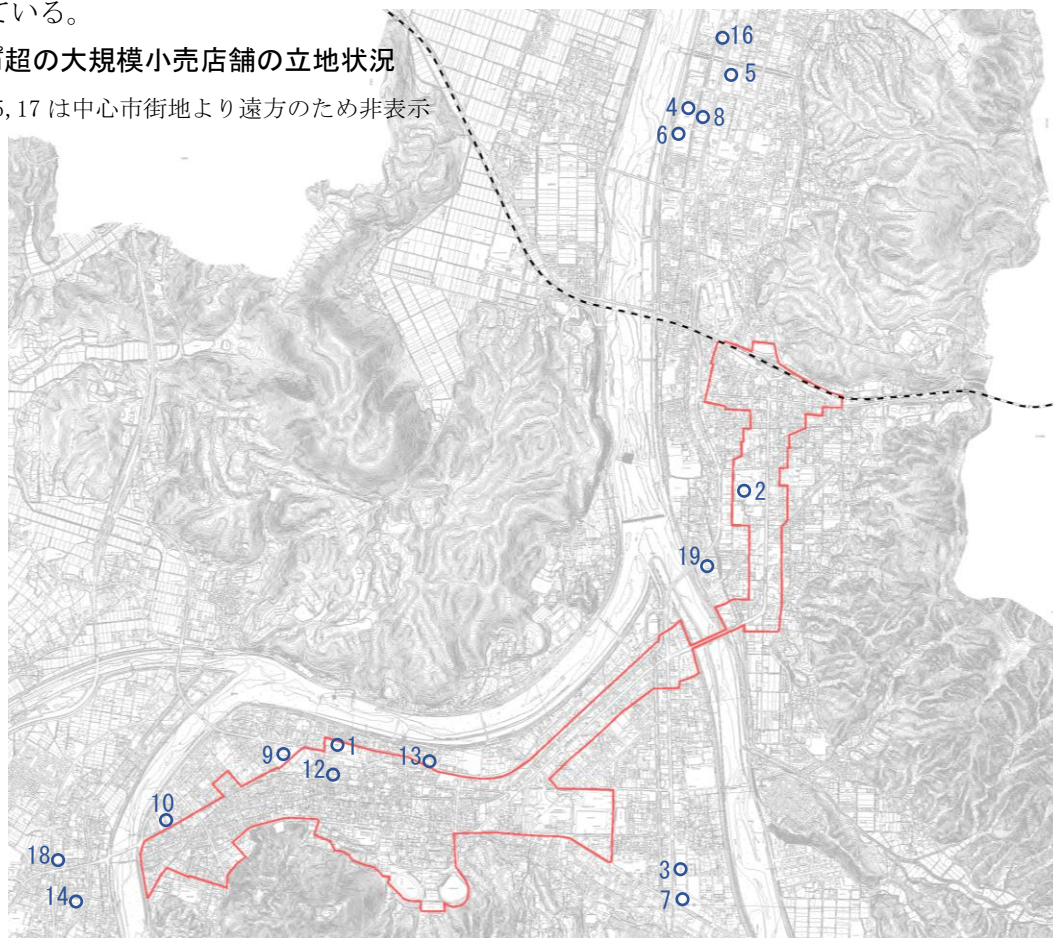


## ○商業施設の集積

中心市街地及びその近接地には、食料品スーパーや家具店等、日用品販売の大規模小売店舗が多数立地している。特に1万㎡超の大型の生活食料品スーパーが立地していることで、他地域からの利用も多くなっている。

### □1,000㎡超の大規模小売店舗の立地状況

※店舗11, 15, 17は中心市街地より遠方のため非表示



### □倉吉市の大規模小売店舗一覧（※は中心市街地内に立地する店舗）

出典：大型小売店舗総覧

	店舗名	住所	店舗面積	開設年月
1	マルワ倉吉（旧ダイエー） ※	大正町 2-61-2	15,684 ㎡ (延床面積)	1983.10
2	倉吉ショッピングセンターパールタウン※	山根 557-1	11,377 ㎡	1981.11
3	スーパーホームセンターいらない 倉吉中央店本舗	下田中町 947-2	9,823 ㎡	1998.11
4	ホームプラザナフコ倉吉北店	河北町 128-1	4,994 ㎡	2011.12
5	東宝河北 PLAZA	福庭町 2-88	3,753 ㎡	1994.12
6	ラ・ムー倉吉店	福吉町 1365-1	2,847 ㎡	2011.04
7	スーパーホームセンターいらない 倉吉中央店・園芸ペット館	米田町 2-54-1	2,211 ㎡	1998.11
8	100満ボルト倉吉本店	河北町 162	2,150 ㎡	2005.10
9	ラ・ムー倉吉店	河北町 125-1	2,144 ㎡	2006.10
10	ハウジングランドいらない倉吉西町	河北町 1696-1	1,938 ㎡	1993.09
11	ヤマダ電機テックランド倉吉店	清谷町 2-143	1,467 ㎡	2013.03
12	家具センター加納 ※	大正町 1075	1,458 ㎡	1980.04
13	本内家具店	堺町 3-38	1,368 ㎡	1978.09
14	東宝ストア西倉吉店	西倉吉町 13-5	1,341 ㎡	1991.03
15	丸合西倉吉店	生田 348-1	1,200 ㎡	1998.07
16	TSUTAYA 倉吉店	清谷町 2-47	1,184 ㎡	1999.04
17	ジュンテンドー西倉吉店	生田 350	1,063 ㎡	1993.11
18	ダイレックス西倉吉店	西倉吉町 19-5	1,727 ㎡	2017.04
19	ドラッグコスモス上井店	伊木 274	1,703 ㎡	2018.03



#### 【4】都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積にあたっては、以下に示す事業を推進する。これらの事業によって、既存の集積している都市機能と相乗的な活性化を図る。

#### 【4. 市街地の整備改善のための事業】

- ・歴史的景観整備事業
- ・市道住吉町円谷町歩道改修事業
- ・駅北通り線整備事業
- ・うわなだ散歩道線整備事業
- ・観光駐車場維持活用事業
- ・「鳥取県立美術館から白壁土蔵群・赤瓦までの回遊策」調査検討事業

#### 【5. 都市福利施設を整備する事業】

- ・パークスクエア・バス通り沿線地区暮らし・にぎわい再生事業
- ・打吹公園整備事業
- ・県指定文化財維持管理事業
- ・鳥取県立美術館整備推進事業
- ・地域子育て支援拠点事業（利用者支援事業）

#### 【6. 居住環境の向上のための事業】

- ・住民運営のサロン事業
- ・介護保険地域支援事業
- ・リノベーション居住推進事業
- ・放課後児童クラブ運営
- ・くらしよし居住環境整備事業
- ・既存ストック活用居住推進地域連携事業

#### 【7. 経済活力の向上のための事業】

- ・小川家整備活用事業
- ・倉吉の歴史的資源を活用したまちなみ活性化事業
- ・円形劇場くらしよしフィギュアミュージアム活用事業
- ・打吹回廊活用事業
- ・地域住民学生向け商業複合施設整備事業
- ・倉吉銀座商店街振興組合活動拠点整備事業
- ・倉吉駅周辺チャレンジショップ整備事業
- ・古民家リノベーション事業（クラフトビール製造販売）
- ・地域の暮らしを支える商店街づくり事業
- ・倉吉ひなビタ♪応援団加盟店連携おもてなし事業
- ・倉吉市中心市街地活性化協議会運営事業
- ・地域産業活性化推進事業

#### 【4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業】

- ・夕夜間時間帯のバス運行事業
- ・倉吉花回廊構想推進事業

## 11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

<b>[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項</b>
<p><b>①チャレンジショップ事業</b></p> <p>平成16年から、中心市街地の空き店舗を低価格で貸出し、起業支援する取組み「あきない塾」を実施し、現在までに25期のチャレンジショップ出店者（計39人）が半年～1年間の店舗運営を行い、そのうち29人が実際に起業を行った。</p> <p>契約期間：6か月（最長1年間）、経費負担：家賃5000円程度（共益費別）</p> <p><b>② 明倫AIR</b></p> <p>平成22年から、打吹地区の一部地域で、アーティスト（＝芸術家）が一定期間滞在し、住民との交流、地域資源の活用に取り組みながら作品制作を行うスタイルのアーティスト・イン・レジデンス事業を実施してきた。今後も中心市街地における話題性、メッセージ性のある事業を生み出すことが期待される。</p>
<b>[2] 都市計画との調和等</b>
<p><b>○倉吉都市計画マスタープラン</b></p> <p>2章[3] 中心市街地要件に適合していることの説明、第3号要件（1）を参照</p> <p><b>○倉吉都市計画区域 都市計画区域マスタープラン</b></p> <p>2章[3] 中心市街地要件に適合していることの説明、第3号要件（1）を参照</p>

[3] その他の事項

○鳥取県大規模集客施設立地誘導条例

地域の実情に合った規模の施設を立地誘導するため、都市計画区域外も含めて、施設の床面積に応じ、立地を誘導する地域の条件を明らかにする条例を制定した。

立地を誘導する施設は、鳥取県における施設の立地状況に合わせ、施設の床面積を3段階に区分(1,500㎡超から5,000㎡以下、5,000㎡超から10,000㎡以下、10,000㎡超)し、都市機能の集積状況や、人口の集積状況、公共交通機関のアクセス頻度、道路交通基盤の状況等を指標とした立地判断の要因から地域要件を明確化することで、立地誘導の適正化を図っている。

施設の総床面積		10,000㎡超	10,000㎡以下 5,000㎡超	5,000㎡以下 1,500㎡超	備 考	
立地判断の要因						
都市機能の集積 「コンパクト性」	指標1 都市機能の集積状況	①集客施設の数	100施設以上	25施設以上	8施設以上	敷地から半径1kmの範囲内
		②公益施設等の数	40施設以上	8施設以上	4施設以上	敷地から半径1kmの範囲内
	指標2 人口の集積状況	集客施設又は公益施設等を反復継続利用する者の居住する地域を包含する区域の居住人口	3万人以上	2千人以上	1千人以上	敷地から半径1kmの範囲内 学校を除く
	指標3 都市基盤の整備状況		水道が整備され、生活排水処理施設の対象区域であること。			
移動の円滑化 「交通アクセス性」	指標4 公共交通機関の施設との位置		敷地から半径2km以内に鉄道駅(利用者が4,000人/日以上)又は路線バス停留所(利用者が200人/日以上)がある	敷地から半径1km以内に鉄道駅又は路線バス停留所(利用者が70人/日以上)がある	敷地から半径1km以内に鉄道駅又は路線バスの停留所(利用者が30人/日以上)若しくは路線バスの停留所が5箇所以上ある	バス停の利用者数は、500mの範囲内で隣接するバス停の利用者の合計数
	指標5 公共交通機関のアクセスの頻度	①公共交通機関の路線数	5路線以上	2路線以上	2路線以上	鉄道及び路線バスの路線数
		②公共交通機関の全ての運行頻度	1時間当たり最大6便以上	1時間当たり最大3便以上	1時間当たり最大2便以上	鉄道及び路線バスの路線数
	指標6 道路交通基盤の状況	①2車線以上の道路密度	6km/km2以上	4km/km2以上	2km/km2以上	
②周辺の主要交差点の集客時飽和度			集客施設に予定集客数があった場合の交通量が最も多くなる時間帯の交通解析により、平日・休日とも飽和度が0.9を越えない			敷地から半径2kmの範囲内

## 12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針 3. 中心市街地の活性化の目標を参照
	認定の手續	9. [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項を参照
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2. 中心市街地の位置及び区域を参照
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項を参照
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項を参照
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項を参照
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4. から8. を参照
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3. 中心市街地の活性化の目標を参照
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4. から8. を参照
	事業の実施スケジュールが明確であること	4. から8. を参照